

6 7 8 9 6^{mm} 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7^{mm}

398
40

〇
複写

始



1E 28-18

398-40

千葉縣香取郡誌

大正
10 10.12
丙交

東江傳



東江





筠

風

承

慶

東

江



序

今茲香取郡誌成ヲ告ケ之ヲ剞劂ニ附セラル卷帙浩穰ナラ
スト雖モ其ノ輯録スル所能ク郡内ノ狀勢ヲ網羅シテ餘蘊
ナク編者博引旁搜ノ苦心洵ニ多トスヘシ

山川風土ノ秀麗ヲ知テ而シテ郷土愛護ノ念愈々切ナルヘ
ク民情文化ノ隆替ヲ明ニシテ而シテ經綸畫策ノ實益々舉
クルヲ得ン本書載スル所地勢民情教育産業交通名區勝蹟
ヨリ町村里閭ノ興廢沿革ニ至ル迄細大漏サス其ノ狀況繁
トシテ諸ヲ掌ニ指スカ如シ以テ愛郷ノ觀念ヲ涵養シ諸般
施設ニ裨補スルニ足ルヘシ

今ヤ戰後國運ノ發展ニ伴ヒ舉國一致刻意淬礪ヲ要スルノ

秋地方民政上企畫經營ノ急ヲ要スルモノ頗ル多キヲ加フ
苟モ本郡ノ開發ヲ念トセラル、ノ士日夕座右ノ寶鑑トシ
テ一本ヲ備ヘ以テ經綸ノ資ト爲シ訓化ノ料ニ供サハ豈啻
ニ編者ノ本懷トスル所ノミナラムヤ敢テ一言ヲ卷頭ニ冕
ス

大正九年六月

千葉縣內務部長 丸 茂 藤 平

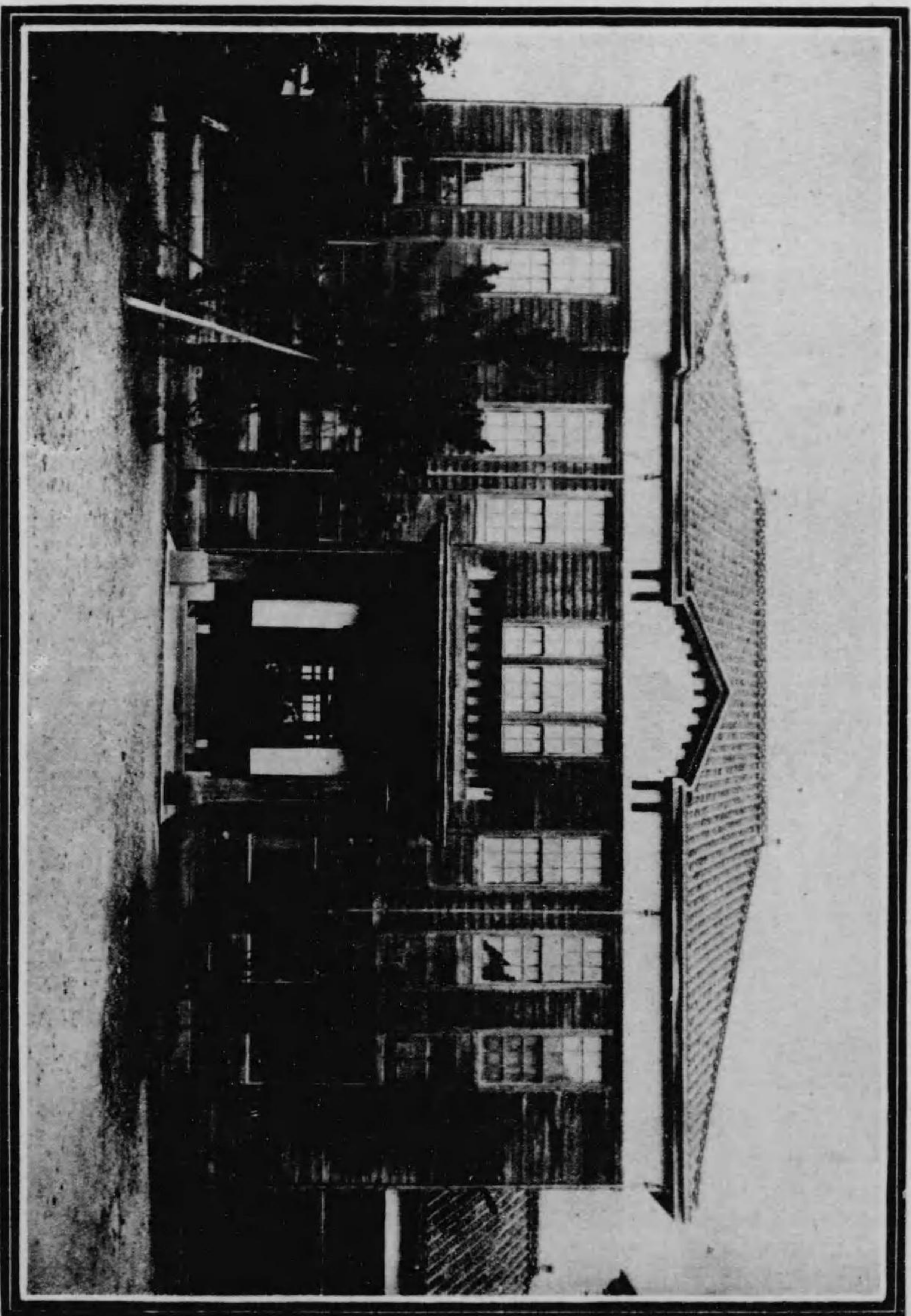
香取郡誌の序

今上萬世一系の寶祚を踐み給ふや勅して曰はく爾臣民世
々相繼ぎ忠實公に奉し義は則君臣なれとも情は猶父子の
如しと本郡長小川正作氏感泣措かず將に郡誌を編纂し以
て大典の記念となさんとし之を郡會に謀る郡會亦之を協
賛せしを以て編纂委員若干名を擧げ特に岩堀秋堂氏を主
任とし編纂に従事し郡内山川風俗より前人の行事施治の
變遷等を蒐集し取捨折衷審問年を累ね郡長澤寬藏氏を經
て余に至り始めて完成す攬て之を見るに繁にして蕪なら
ず簡にして要を得たり幸に此の編に依りて地方の施設經營
に資し教育の資料參考に供するを得は亦以て本書編纂の

趣意を貫徹するに足らん乎將に剗削に附せんとするに際
し一言以て序となす

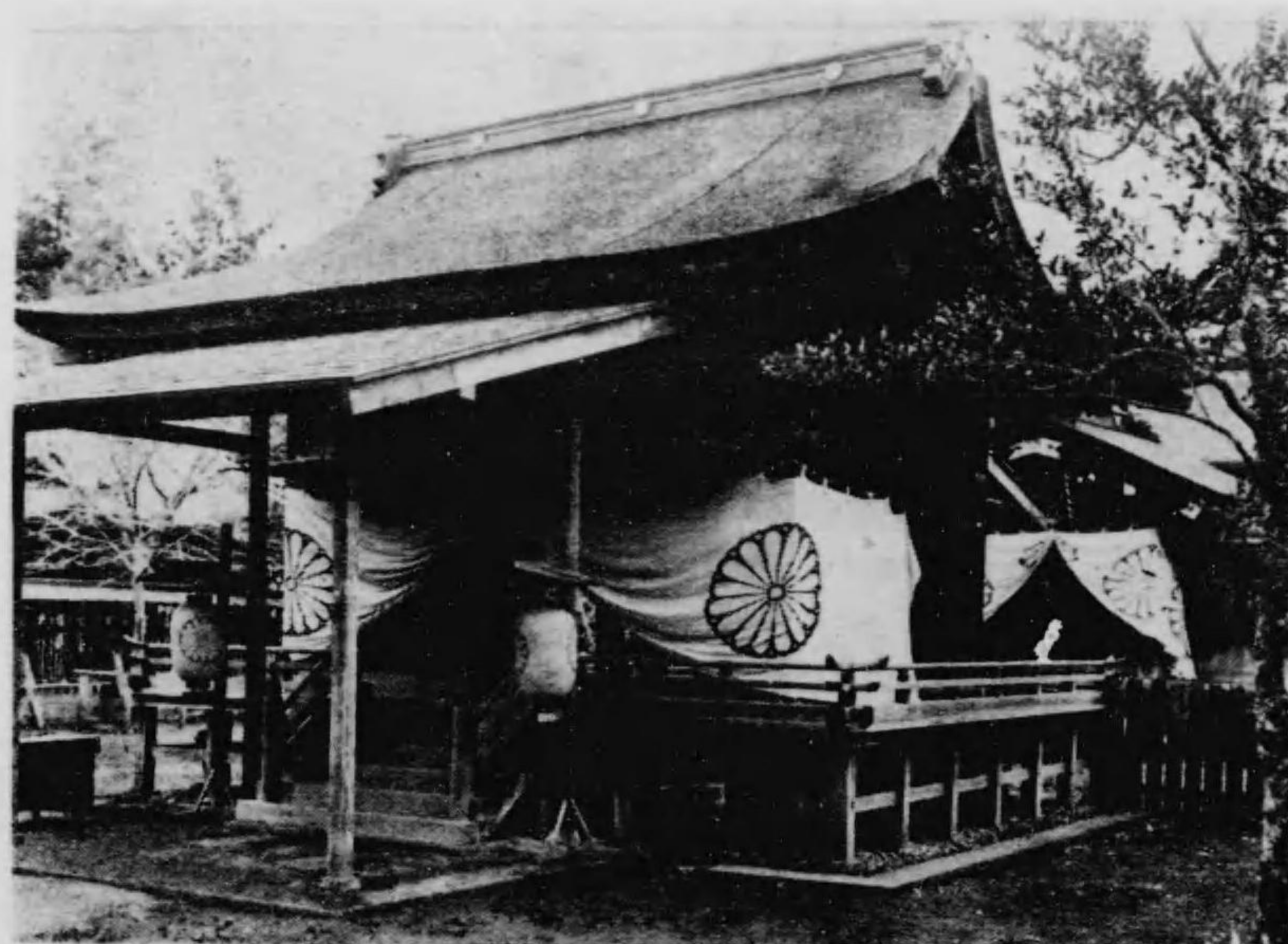
大正九年六月

千葉縣香取郡長 竹内錠之助

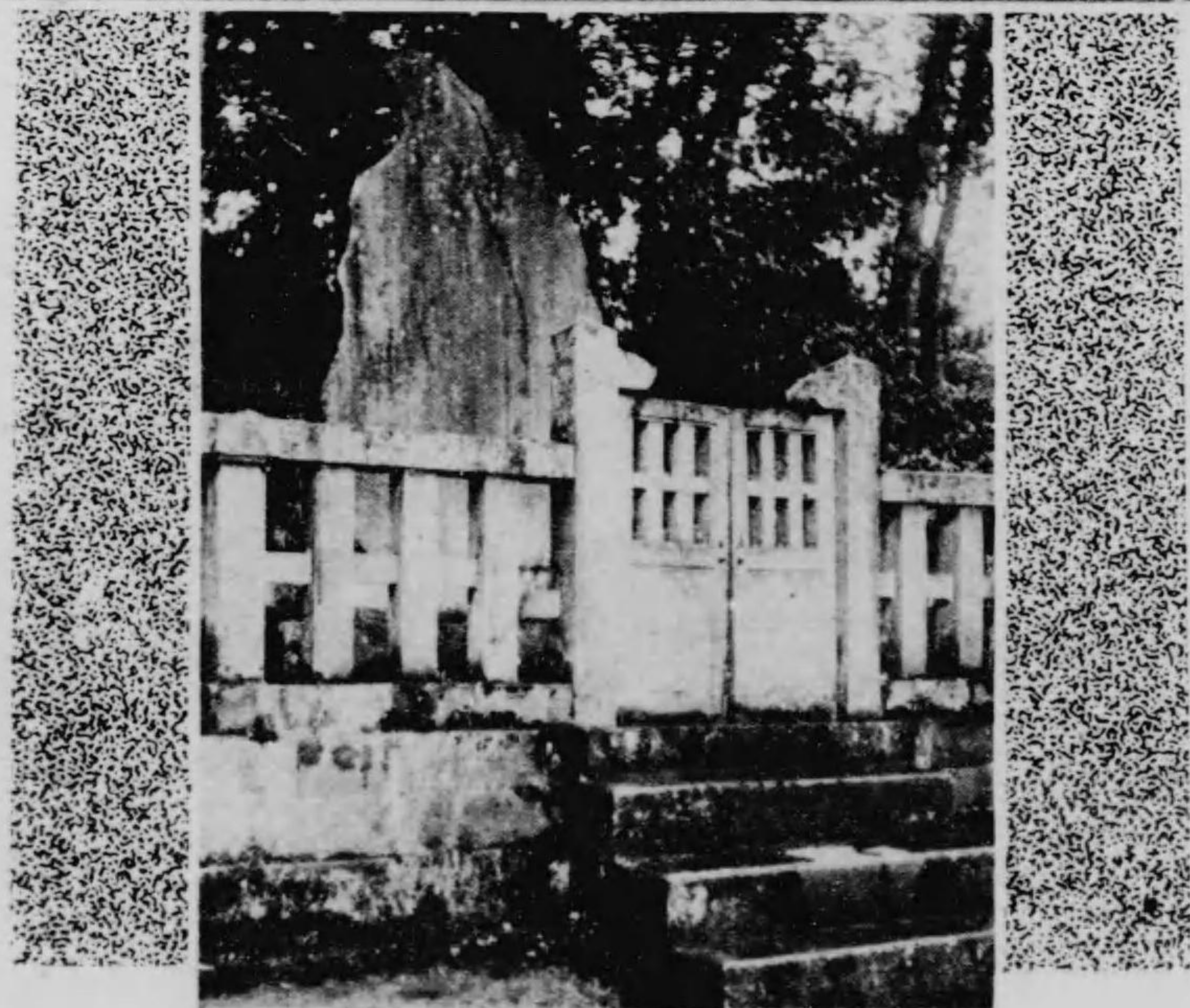


香取郡役所

小御門神社



文貞公碑



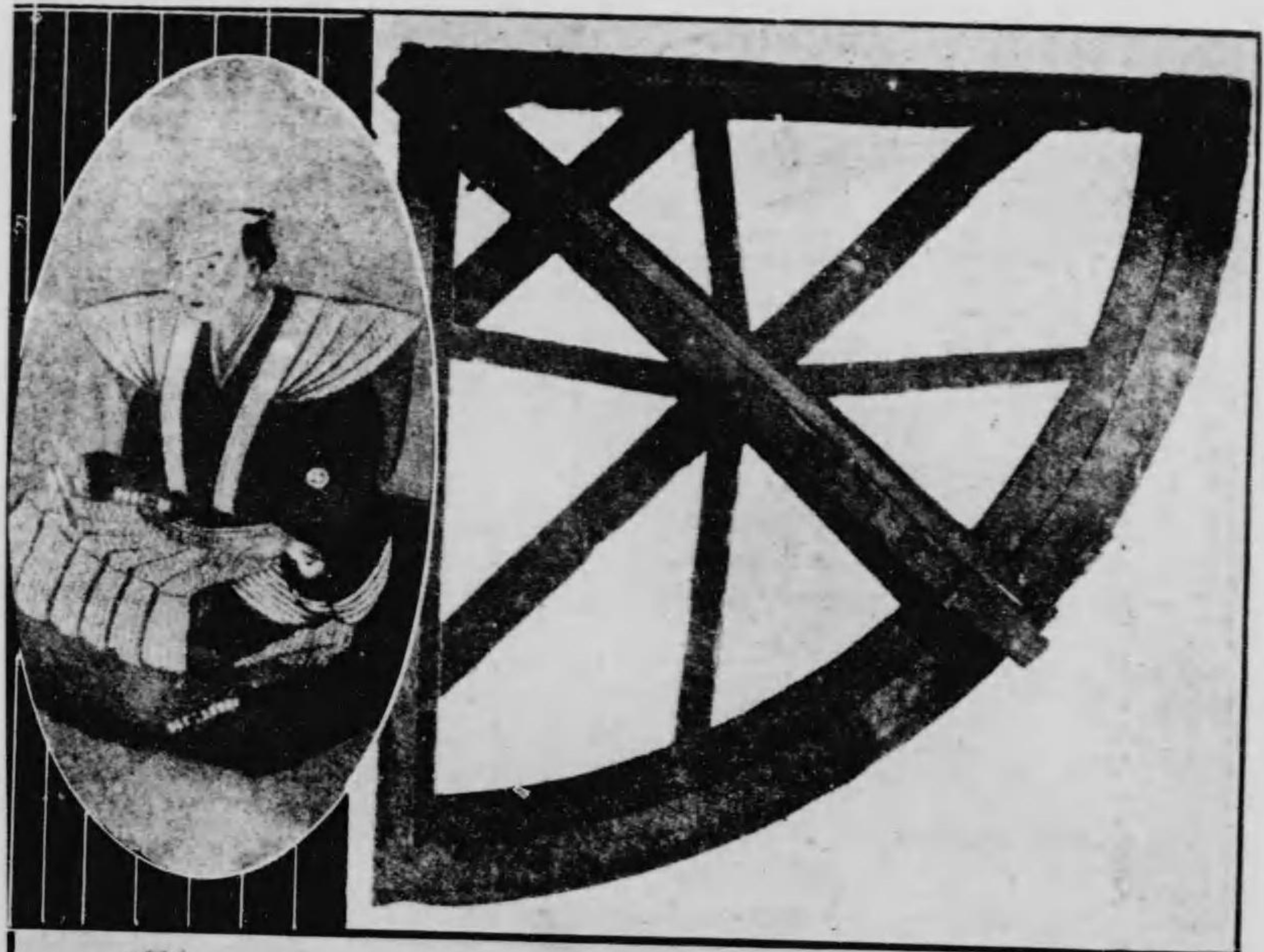
香取神宮



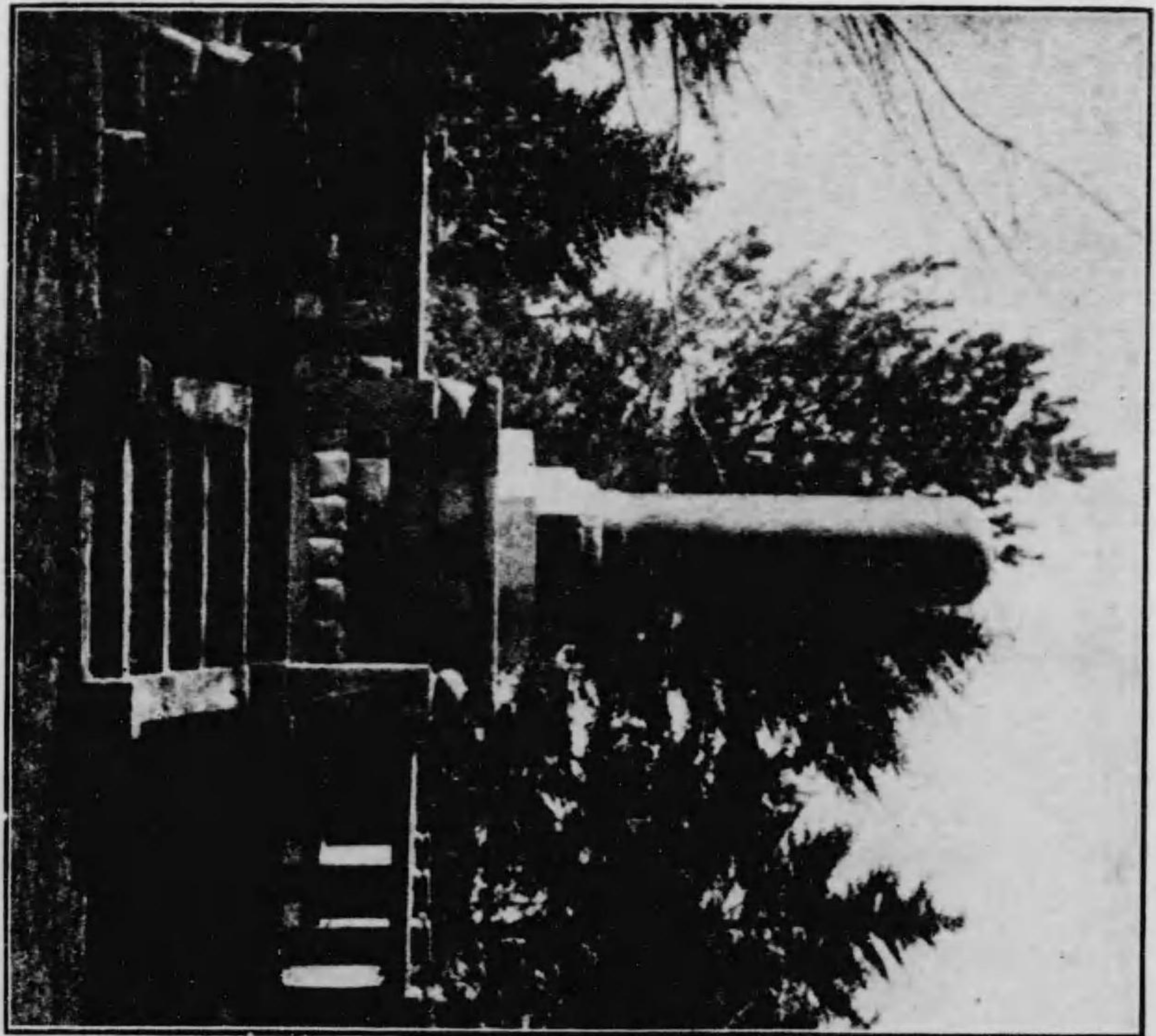
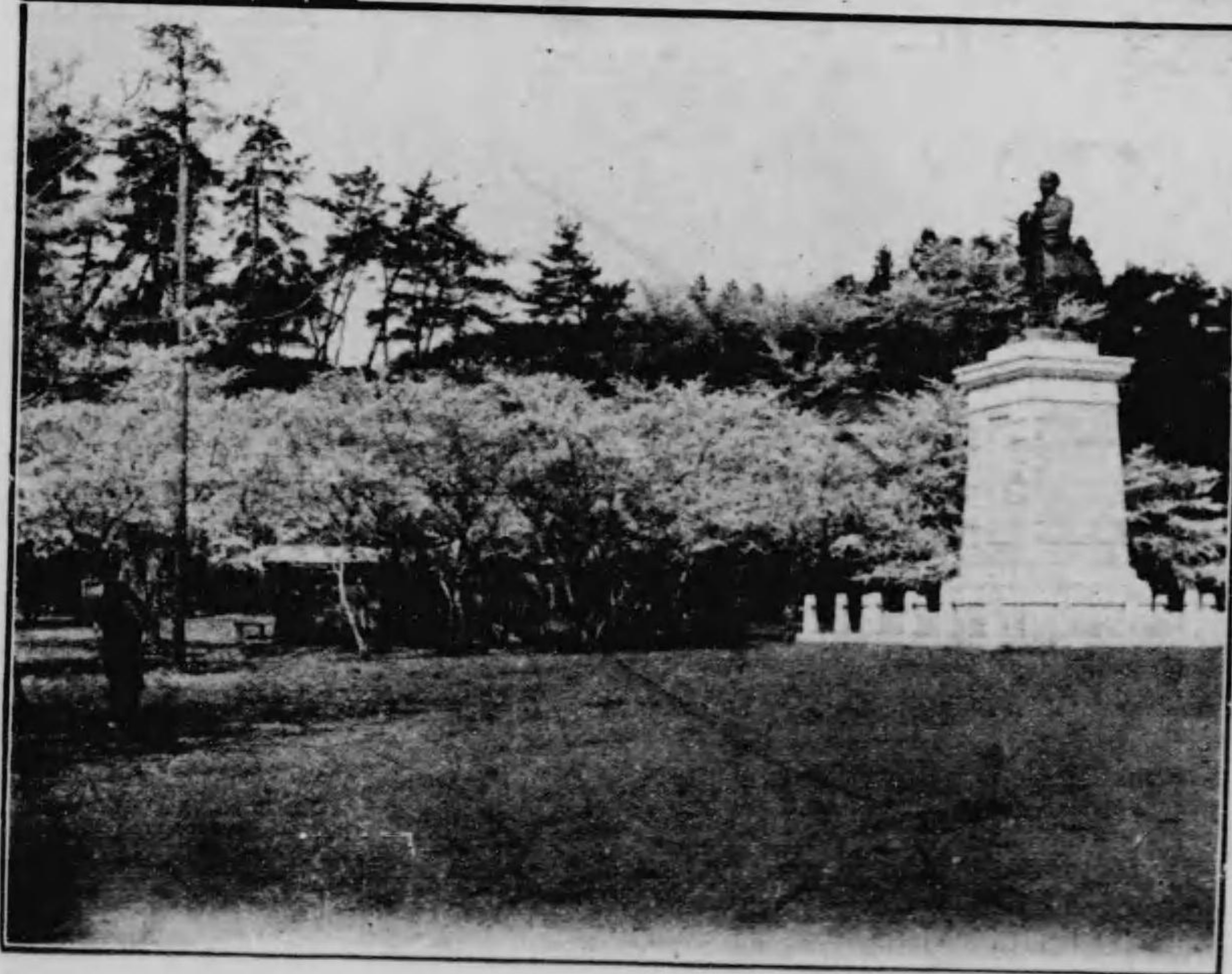
香取神宮國寶海馬鏡



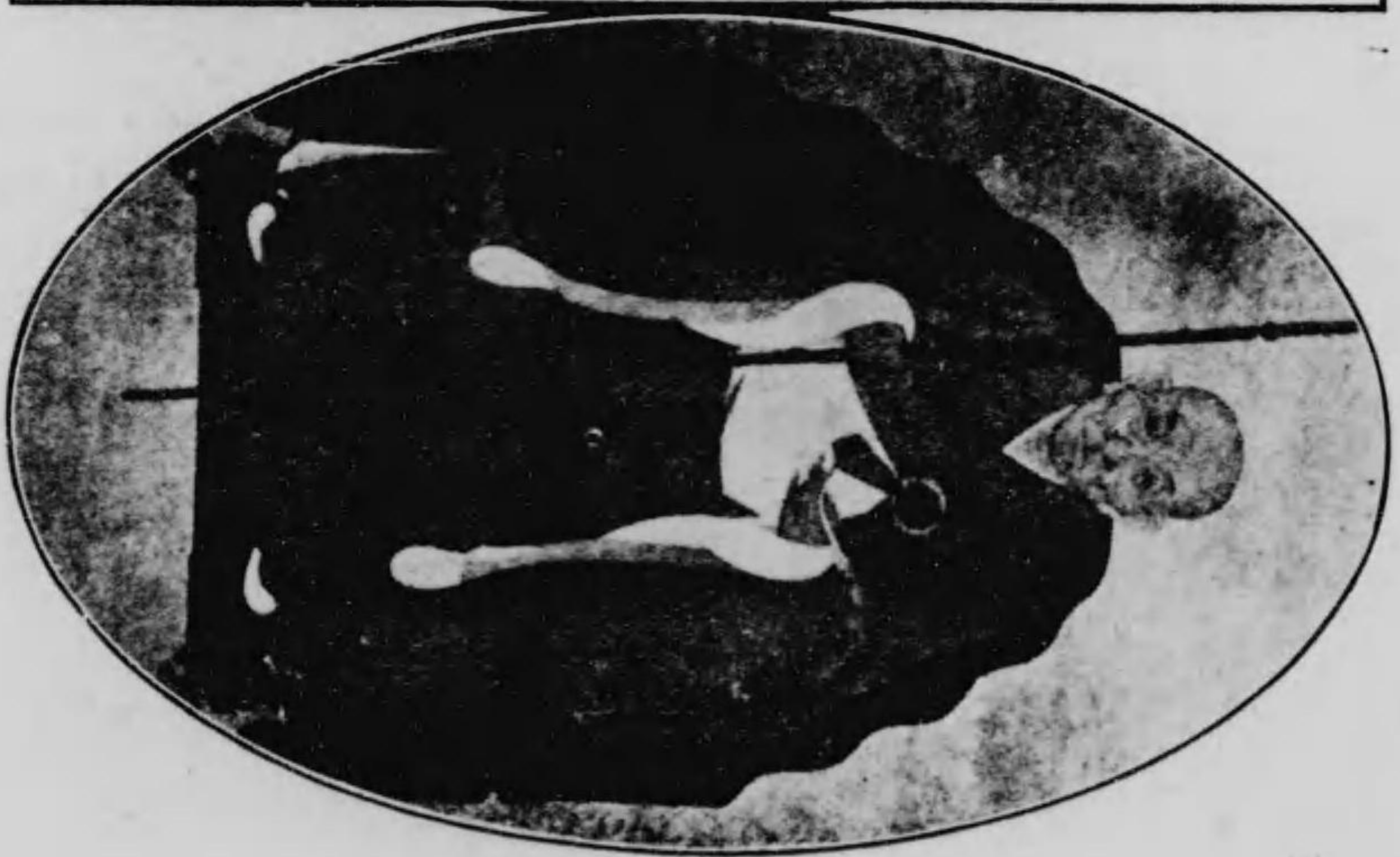
伊能忠敬翁と測量器



諏訪公園の忠敬翁銅像



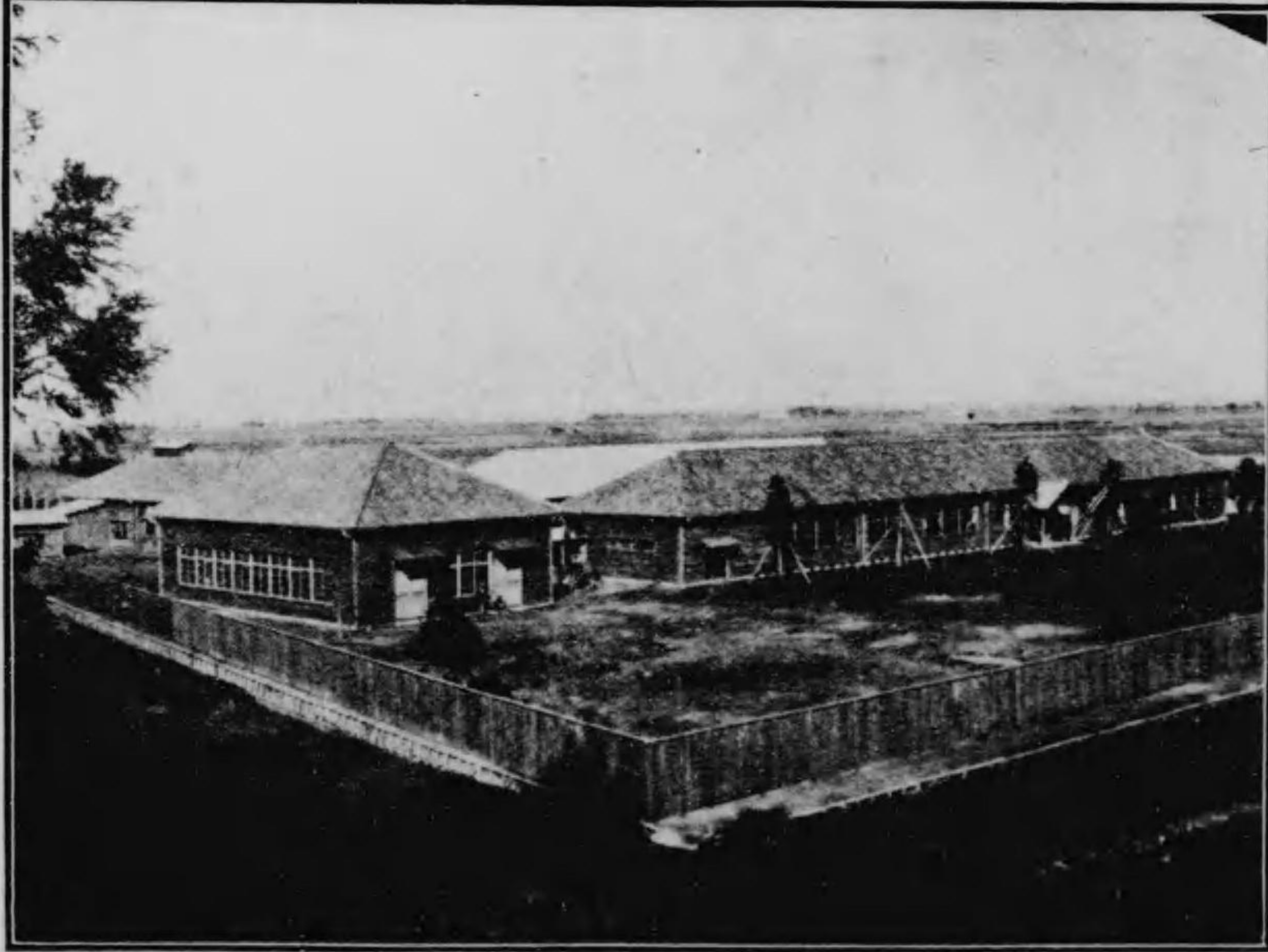
鉄牛禪師肖像と銅標



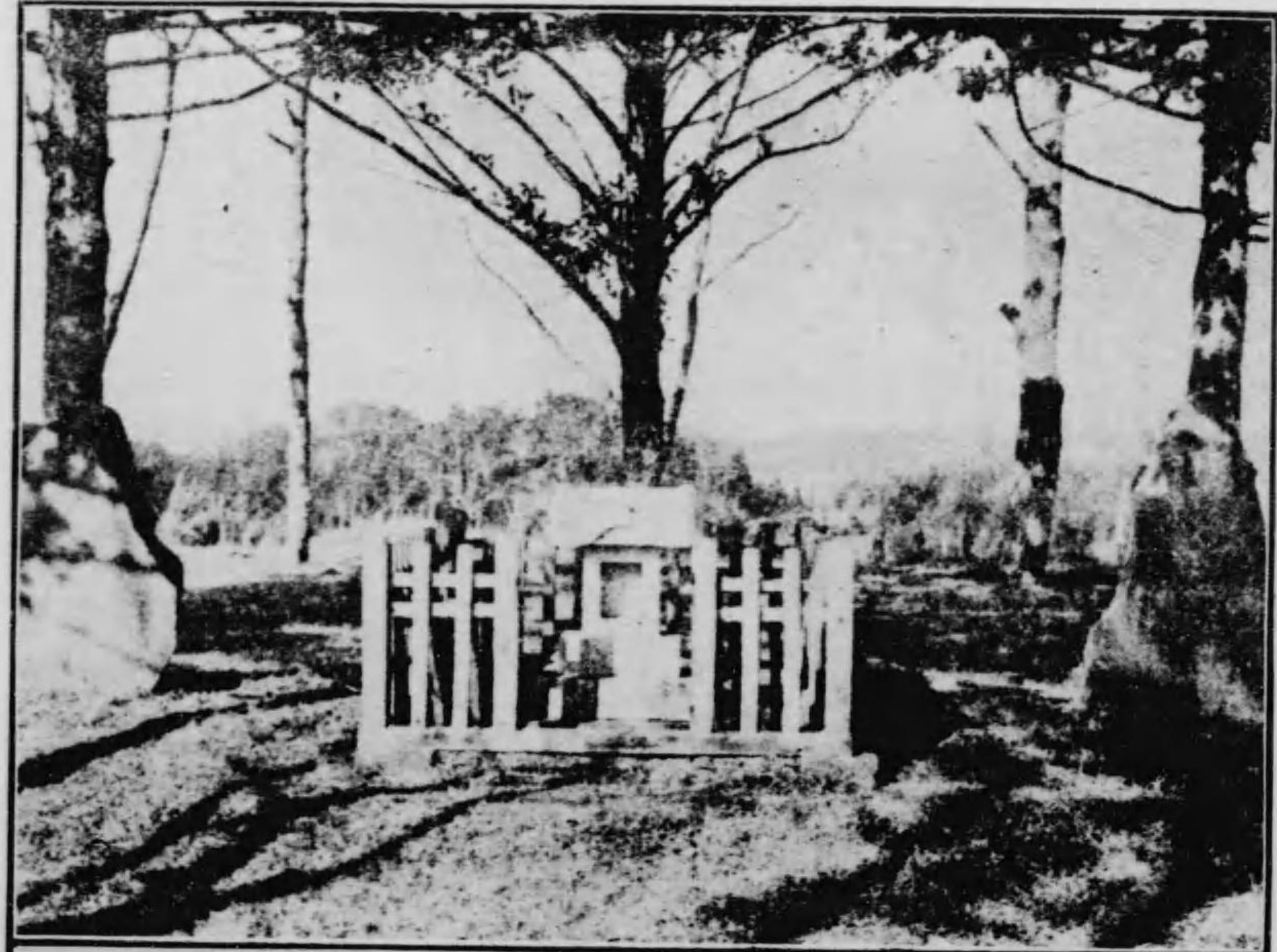
縣立佐原中學校



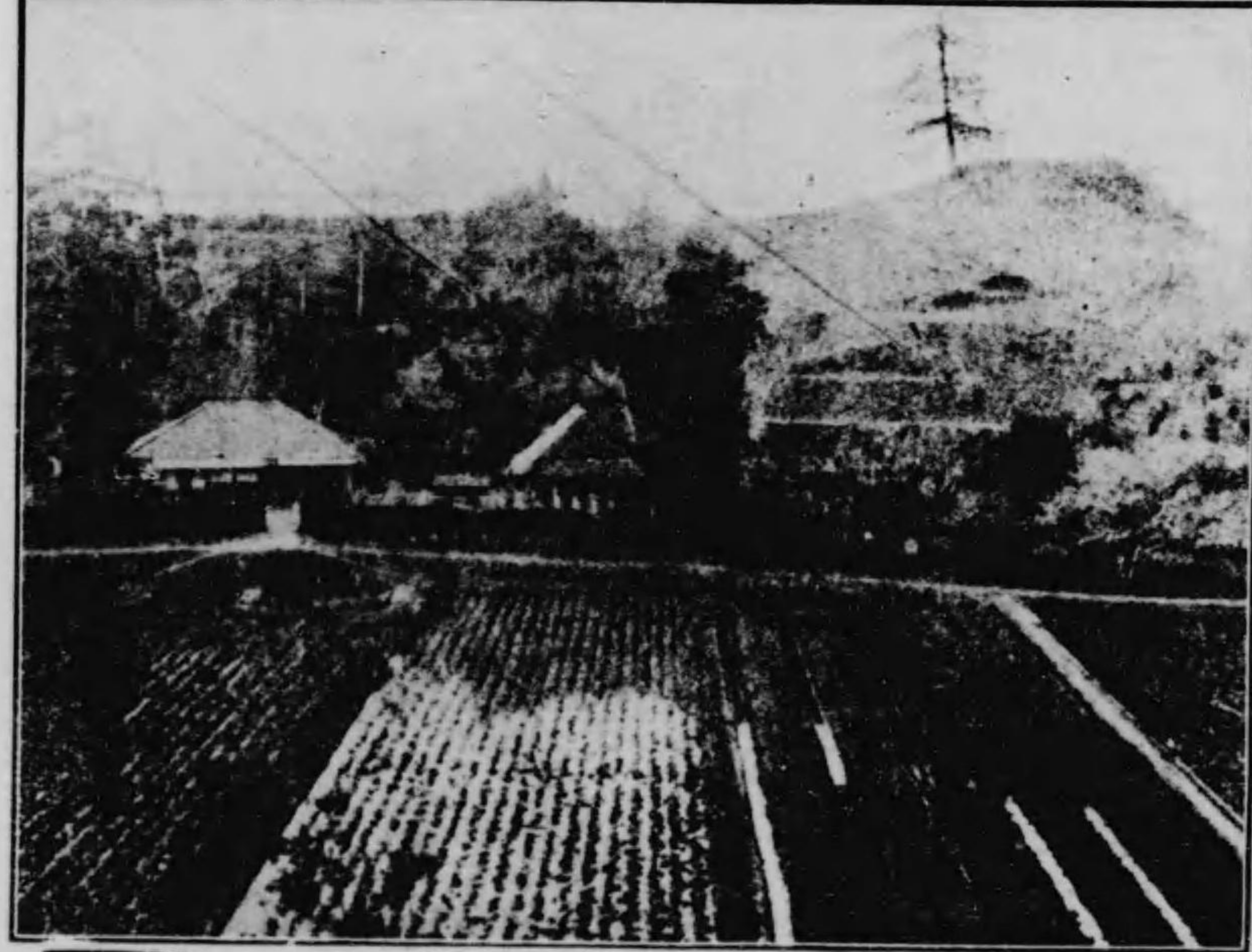
郡立高等女學校



大原幽學の墓



幽學居宅附近並耕地整理



郡立多古農學校



郡立小御門農學校



凡例

- 一 本誌は千葉縣下總國香取郡に關する事項を載す
- 一 本誌中に載記するところ本州とは下總國を指稱せしものにして山城を城州とし安房を房州と爲すの例に仍る
- 一 本誌の引用書は力めて正確なるものを取るに切なりしと雖も史料に乏しきの結果往々之を斷片零冊に求めたるを以て或は信據す可らざる者なしとせず然れども之を捨つれば則ち他に徵す可きの書なきを以て姑く疑を存し以て識者の考定を俟つ
- 一 社寺の由緒中に創建年月或は本尊の彫刻又は其他の記事中往々附會の説なしとせず然れども妄りに之を削除せず社傳、寺傳として之を存す
- 一 一人又は一事項にして或は之を人物、舊蹟、城主、墳墓等の各誌に分記するものあり註に何々に詳にす又は何々參看と爲す併せ見るを要す
- 一 本誌は事實の詳載を主とし用字又は假名遣ひ等に於て専門家の考訂を歴ざるを以て妥當を欠くものなきに非ず是れ主とするところは彼に在り此に在らざるを以てなり
- 一 本誌の統計に關するものは概ね大正六年度に仍ると雖も其他に渉るものは之を註記す
- 一 本誌の記事は大正三年度を主とせしが最近の資料又は報告を得たるものは之を追記せり
- 一 本誌の記事上往々甲に密にして乙に疎に丙に詳にして丁に略せるが如きの觀なきに非るも是れ當

- 一 時資料蒐輯の多寡と調査報告の如何に因ればなり編纂上敢て彼に偏し此に私するに非るなり
- 一 毎誌に序説を掲ぐるものあり要は輯録の次第を明かにするに在り必ずしも誌體の當否に拘はらず古人既に此例に由るものあり
- 一 統計其他に關しては概ね之を郡本位と爲し物産經濟等皆之を總記し町村別と爲さざるは獨り其繁を避くるのみに非ずして郡に統計書、郡勢一斑、町村に統計表又は郷土誌の具備するを以て之を該書に譲る其詳を得むと欲せば就て見る可し
- 一 本誌記事上引用書を註記するあり又之を略するあり其折衷互引せしものと各町村郷土誌より拔萃せしものは一一註記の煩を避けたり
- 一 本誌は全郡四十一町村二百七十七部落の古往現在に關する百般の事實を記するに在りと雖も數年の時日と一卷の書冊は固より詳記の餘裕なく故に遺漏なきを保せず他日再版の時期を待ち更に之を補正す可し
- 一 本誌の編纂は前香取郡長小川正作の時に始まり同前郡長澤寛藏を歴て現任郡長竹内錠之助の時に終る編纂に着手するや岩堀角次郎を主任とし香取神宮禰宜正七位伊藤泰歳、小御門神社宮司正七位澤田總重郎、暢發尋常高等小學校長正八位安藤定一、萬歳尋常高等小學校長正八位菅谷淺五郎小見川尋常高等小學校長小笠原正之、高岡尋常高等小學校長成毛萬之助、佐原尋常高等小學校長岡崎坦吉、良文農學校長渡邊操、高塚作次郎、郡書記正八位椎野新之丞、同大崎房之助、郡視學春日林八等委員となりしが幾何もなくして辭任、轉任、死亡等に因り二三の更迭あり、書記大坪

金也永井市太郎、郡視學岩瀬長吉、小見川尋常高等小學校長寺本篤二郎等相亞て委員となり、郡書記箕輪要助、濱島豊、鎌形清七、久保木正治、北川隆之助、雜務を執り其他産業に就ては郡書記伊藤寅之助、兵事に就ては同久我喜代松、統計に就ては久保木善治、社寺に就ては箕輪善吉等委員外に在り補助の勞少なからず

香取郡誌目錄

第一編

位置

幅員

沿革誌

建置名稱 總史 郡史 鄉莊保領 分合

行啓誌

第二編

地理誌一章

地勢 地質 地味 地種 氣候 風土病

地理誌二章

河川 利根川 橫利根川 北利根川 大須賀川 小野川 黒部川 栗山川 新川 高谷川 多古橋川 水掛川 淨向川 水神川 湖沼 礦泉 上水 堤防 漁場

第三編

交通誌

目錄

里程 道路縣道 鐵道 水路 渡津 河岸場 橋梁 舟車

第四編

町村誌

戶口 町村總說 首邑佐原 各町村 滑河町 小御門村 高岡村 神崎町 米澤村 瑞穗村
取町 津宮村 大倉村 豊浦村 小見川町 神里村 東大戸村 大須賀村 本大須賀村 香西村 香
村 栗源村 久賀村 多古町 日吉村 東條村 吉田村 八都村 森山村 夏文村 府馬村 山倉村 常磐
歲村 神代村 笹川町 橋村 東城村 豊里村 中村 飯高村 豊和村 古城村 中和村 萬
舊領主村石高戶數別

第五編

風俗誌

人情 風俗 俚謠 方言 宗教

第六編

官公衙誌

郡役所 裁判所佐原 神崎 小見 多古 東城 警察署 川佐原 小見 多古 稅務署 郵便電信 佐原 小見川
他郵便局 煙草專賣局出張所 町村役場 工區出張所 米穀檢查所 公證人役場
團 佐原機械工場

第七編

教育誌

教育總說 小學校 同分教場 各種學校 中學校 高等女學校 農學校
私立學校 幼稚園 圖書館 教育會

第八編

兵事誌

壯丁檢査成績 表忠誌 明治十年西南役 同二十七八年戰役 同三十三年北清事件 同三十七
年 其他公務上死 難 警察員 郡吏 在郷軍人會 筑波河内兩艦遭

第九編

財政誌

歲入出 郡町村區有財產 國縣町村稅

第十編

產業誌

民業總說 農業 養蠶 商業 工業 林業 漁業 畜產 物產
農會 產業組合

第十一編

開拓誌

十六島 沖洲新田 干瀉新田 原野開墾 總稅 十餘三開墾 小野開墾 油田開墾 福田
 下小川入會開墾 松澤野開墾 河向開墾 久美上開墾 高萩開墾 原地新田開墾
 高城開墾 橋東城入會野開墾 豐里村開墾
 耕地整理 多古島 飯笹山喜多 築井 八都村田部 久賀村十餘三 日吉村二又 府馬村府馬
 橋村北部 萬歲中和聯合 府馬村志高 神代良文第一聯合 笹川外二村 滑河町滑河 西大須賀
 豐里村

第十一編

衛生誌

醫師 年中行事 衛生組合 隔離病舍 傳染病 衛生會 醫師會

三三四

第十三編

特殊團體誌

赤十字 愛國婦人會 濟生會 神職會 青年會 消防組合 水利組合 其他

三二六

第十四編

銀行誌

會社及工場

三三二

第十五編

神社誌

官幣大社香取 別格官幣社小御門 縣社大戸神社 鄉社神崎神社 大須賀神社 測高神社
 八幡神社 八幡大神 宇迦大神 西坂神社 八幡大神 北辰神社 天滿宮 八幡神社 篠塚神社 天滿社 八幡社
 八坂神社 諏訪神社 稻荷神社 愛宕神社 熊野神社 皇產靈神社 譽田別神社 八坂神社 八幡大神
 星宮神社 八幡神社 諏訪神社 八坂神社 稻生大神 水神社 五所神社 磐製神社 須崎神社 稻荷神社
 宮 又見神社 返田神社 妙見神社 稻荷神社 八幡神社 切手神社 天降大神 福大神 鹿島神社 奧
 社 諏訪神社 熊野神社 稻賀神社 妙見神社 稻荷神社 金刀比羅神社 安産神社 諏訪神社 玉田神社 境宮神
 芽神社 大宮大神 戸田神社 日宮神社 天之宮神社 星宮神社 八幡大神 八坂神社 編玉神社
 豐玉姬神社 久保神社 八坂神社 嚴島神社 妙見神社 稻葉山神社 八幡大神 山倉神社 八坂神社
 神 稻荷神社 石田神社 嚴島神社 妙見神社 稻葉山神社 八幡大神 山倉神社 八坂神社
 宇賀神社 諏訪神社 三社神社 稻荷神社 根渡神社 六所大神 妙見社 飯高神社 淺間神社 熊野神社
 熊野神社 天神社 淺間神社 熊野神社 稻荷神社 根渡神社 六所大神 妙見社 飯高神社 淺間神社 熊野神社
 大神 八坂神社 松峯神社 熊野神社 稻荷神社 關戶神社 左右神社 稻荷神社 淺間大神 天照
 皇大神社 熊野神社 嚴島神社 天滿神社 關戶神社 左右神社 稻荷神社 淺間大神 天照
 窪谷神社 淺間神社 代大神 琴見羅大神社 津島
 神 星宮神社 八幡神社 菅原神社 御產宮 附記各社

三四一

第十六編

寺院誌

龍正院 檀林寺 昌福寺 迎接寺 乘願寺 等覺院 長壽院 常福寺 藥師堂 寶藏寺 實藏院 龍安寺 永
 興寺 神宮寺 高瀬院 妙樂寺 興福寺 圓光寺 觀音堂 光福寺 藥師堂 寶藏寺 實藏院 長壽院 長泉
 寺 即翁寺 法界寺 莊嚴寺 淨土寺 淨國寺 勝德寺 宗勝寺 觀福寺 淨土寺 禪昌寺 地福寺
 圓通寺 新福寺 玉造寺 大法寺 觀照院 寶應寺 長興院 耕田寺 昌福寺 東光寺 大慈恩寺
 醫王院 大龍寺 妙性寺 本命寺 圓滿寺 知足院 新福寺 總持院 光明院 妙香寺 新福寺 隆星
 福寺 善雄寺 眞福寺 正福寺 善光寺 本願寺 清水寺 圓了寺 德聖寺 西雲寺 新福寺 淨
 院 芳泰寺 安國寺 西音寺 樹林寺 來迎寺 修德院 觀福寺 醫王寺 顯實寺 能滿寺 蓮華寺
 安興寺 大乘寺 眞淨寺 石芋堂 東漸寺 永壽寺 妙光寺 法福寺 地福寺 新善光寺 大立寺
 妙立寺 密藏寺 顯妙寺 金蓮寺 日本寺 妙興寺 妙光寺 德成寺 淨妙寺 飯高寺 妙福寺 賢
 德寺 圓靜寺 龍尾寺 妙廣寺 光福寺 光明寺 妙經寺 顯勝寺 長泉寺 正賢寺 永命寺 妙法

四一七

第十七編

蹟誌

藤原師賢館址 西大須賀岩址 西大須賀古窟 東三井寺址 朝日淵 菊水井 助崎城址 名古屋岩址
 藤原師賢館址 高倉日代居址 名山岩址 高岡陣屋址 大和田岩址 並木岩址 小松岩址 香取郡家
 村田岩址 和野岩址 千葉氏館址 古山岩址 植房岩址 毛成岩址 佐原古窟 大貫陣屋址 松下古窟
 野岩址 所岩址 奈土岩址 置敷荒海驛址 平將門館址 前林岩址 久井崎岩址 伊能岩址 搗岩址
 野岩址 金剛寶寺址 經堂址 矢作岩址 不斷所址 大崎城址 伊地山岩址 大根氏宅址 香取岩址 中野岩址 多寶塔
 野岩址 割餘原 釜塚 笠塚 百石沼址 光西寺址 鞍掛松址 祈雨塚 髮塚 斥候杉址 根本寺址 寶
 幢院址 小見川城址 內田氏陣屋址 下小川岩址 油田牧址 木內岩址 油田氏宅址 八木岩址 田部岩址 田部岩
 址 神生岩址 川上岩址 神樂塚 大炊殿林 森山城址 經塚 米之井城址 小見岩址 八木岩址 田部岩
 址 南玉造岩址 東松崎岩址 蓮成寺址 大鯉 坂並 齋齋寺址 山倉陣屋址 新里岩址 西田部岩址
 荒北岩址 高津馬牧址 千田親政館址 足利成氏館址 東漸寺址 矢掛岩址 岩部城址 西田部岩址
 賴朝假館址 志摩岩址 水戸岩址 飯笹岩址 間倉岩址 林館址 松平氏陣屋址 飯笹岩址 飯笹岩址 飯笹岩址
 篠本岩址 大島岩址 龜山 飯高岩址 大炊塚 吉田陣屋址 吉田古窟 眞福寺址 飯笹岩址 飯笹岩址 飯笹岩址
 南並木岩址 經塚 龜山 飯高岩址 大炊塚 吉田陣屋址 吉田古窟 眞福寺址 飯笹岩址 飯笹岩址 飯笹岩址
 萬部岩址 飯塚岩址 左右王塚 鑄木城址 平山岩址 新岩址 那須岩址 眞福寺址 眞福寺址 眞福寺址
 賀山城址 櫻井城址 和野岩址 海上國造居址 御休場岩址 夏方原古戰場 八石教會所 耕池整理遺址 大友
 岩址 沼間城址 栗野岩址 松平氏陣屋址 陣野氏宅岩址 羽計岩址 青馬氏宅地 四塚 石出氏宅地 今泉
 岩址 榑海岩址 諸持館址 陣野氏宅岩址

庵 東榮寺 東福寺 地藏院 東德寺 天福寺 東福寺 西福院 妙幢院
 吉祥院 修藏院 東林寺 長福寺 妙藏寺 藏福寺 滿願寺 福聚寺 附記各寺

第十八編

名勝誌

香取海の利根川 明神山 王子櫻 小帝櫻 日櫻 淺間山 櫻堤 土井松 雙生山 愛宕山 御山
 軍紀念碑 表忠碑 御床九松 佐原松 祈雨松 前林巨松 鳥羽大權 龜甲山 香取神園 從
 功賞碑 彰忠碑 香雲館 神宮十二井 船木山 黃門櫻 坐論梅 美人櫻 三本杉 木母杉 大王松
 月桂樹 旗立松 香取石燈 稻荷山 津宮渡 海上山 瀧高神井 櫻掛松 城山遊園地 木
 內二樹 うさぎ田 田部七井 七本樹 諏訪松 神生櫻松 長山 淺間山 四季櫻 傘松 府馬樟樹
 山倉楓樹 能滿寺楓樹 逆銀杏 常盤松 占勝臺 澤櫻 栗山川 磨墨櫻 丸山 手植楓 月山 清和
 寄生樹 玉見閣 菫敷原 龍神山 東莊神林 雲井崎 白旗山 朝日岡 孟井 石出濱松 雙峯懸泉
 琴平岡 淺間岡 三本松
 千瀧 淺間山 新川

墳墓

誌

兒塚 藤原師賢墓 比丘尼塚 入定塚 成毛則秀墓 木内信久父墓 神崎光長墓 城氏墓 小松古
 墳 兒塚 西尾重明墓 木内佐平治墓 寺田嘉績墓 千葉氏墓 船塚船山 瑞穂古塚 谷中古塚 小
 井戸貞經墓 葛井温墓 渡邊德藏墓 吉田天梁墓 葛齋垣丸墓 素月尼墓 永澤氏墓 小笠原國墓
 清宮秀堅墓 伊能魚彦墓 伊能忠敬墓 伊能景晴墓 伊能景好墓 入定塚 永澤氏墓 小笠原國墓
 西尾氏墓 十三塚 佐藤庄司墓 原川孫平墓 鍋島氏墓 大須賀氏墓 神保武張墓 國分壽歡墓 伊
 能朝長墓 上人塚 又見古墳 王子古墳 飯篠長成墓 大中臣氏墓 香取氏墓 中臣倫取氏墓 多田
 氏墓 堀直重墓 僧吞舟墓 久保木清淵墓 富田古墳 同所古墳 成毛氏世々墓 大塚 胤壽姬墓
 分郷古墳 粟飯原氏墓 成毛宗親墓 吉見經綸墓 木内古碑 府馬時持墓 白井古墳 木内胤寬墓
 米之井古墳 府馬氏墓 三神靈碑 同寺古墳 木内胤尚墓 千人塚 川上古墳 府馬氏世々墓
 東胤賴夫妻墓 岡飯田古墳 阿玉臺古墳 來迎寺古墳 圓領塚 念佛塚 長島刑部墓 石山武藏分墓
 府馬時持室墓 宇井太兵衛墓 進齋風齋墓 山倉古墳 石橋杏隣墓 細塚 千葉胤直父子墓 石山武藏分墓
 平山時常時墓 服部與五左衛門墓 石橋信義墓 石橋杏隣墓 細塚 千葉胤直父子墓 石山武藏分墓
 兒塚 木食上人墓 次浦古墳 牛尾亂仲墓 寶塚 七塚 鳴瀧吉兵衛墓 吉田古墳 船塚 平山寺那
 墓 僧日悦墓 松平勝權墓 さつ女墓 僧日圓塚 保科正則墓 小高古墳 秋山將監墓 飯高供養塔
 布施文四郎墓 山崎五郎次墓 飯塚古墳 鋪木氏墓 鋪木古墳 栗本清右衛門墓 大原幽學碑 堀之
 内古墳 僧宋休墓 紀琴夫墓 花香安精墓 直井綱墓 鋪木古墳 櫻井古墳 十騎塚 佐伯邦碑 堀之
 人塚 平武田虎墓 僧覺眞墓 僧鐵牛墓 東城古塚 粟 古墳合説
 野古墳 諸持古墳 宮原古墳 櫻井古墳 石上眞淳墓 古墳合説

第十九編

目錄

城主誌

平氏 千葉氏 大須賀氏 國分氏 東氏 粟飯原氏 木内氏 別族東氏
別族東氏 鏑木氏 鳥居氏 松平氏 土井氏 安藤氏 三浦氏 六六九

第二十編

諸侯誌

井上氏 内田氏 久松氏 七〇八

藩知事

井上正順 松平勝慈 内田正學 七一

第二十一編

人物誌

地方官 七二二

伊豆豐益命 香取連海上 五百島 宮原忠英 大須賀庸之助 菅井雄 七二三

領主 七二五

千田親政 千田胤貞 平常能 千田胤幹 國分常義 海上胤石 海上胤景 府馬時常 飯高胤廣 多古胤氏 七二八

武人 七二八

武田信美 木内胤氏 木内胤敬 木内胤統 飯篠家直 木内胤末 飯篠盛重 平山光義 七二八

平山季邦 大須賀尙武 鏑木誠伊藤晃 七二八

義烈 七二三

鱗岳 伊能朝辰 川口金虎 十條源兵衛 萩山主稅 石毛治兵衛 石毛新

兵衛 木内誠之丞 僧超順 七二五

測量 七二五

伊能忠敬 平山郡藏 渡邊愼 平山將季 七三七

文學 七三七

久保木清淵 清宮秀堅 並木正韶 村岡良弼 荒木田貞顯 金田梅村 隨朝達 七五三

國學 七五三

石出吉深 永澤躬國 伊能魚彥 椿仲輔 伊能穎則 小林重規 宮貞定雄 青柳萬稱 鈴木雅之 木内保舊 宇井包高 七五三

朝野泰彥 伊藤泰歲 七五三

緇流 七六四

德見 日祐 中納言坊 日圓 要行 良曉 日充 日芳 經歷 七七〇

開拓 七七〇

鐵牛 伊能信胤 圓城寺胤兼 永澤治郎右衛門 熊切半人 上代五左衛門 掛巢實胤 相馬源右衛門父子 岡野新八 七七三

風教 七七三

大原幽學 遠藤伊兵衛 遠藤亮規 菅谷政俊 七七七

慈善 七七七

永澤治郎右衛門 林傳兵衛
秋山五郎左衛門 平山忠兵衛

官 吏

岩田三藏 寺島直 布施文四郎
花香基法

公 共

伊能景晴 寺田敬三郎 岩田藤兵衛 依知川兵藏 飯田庄藏
高塚重義

醫 家

佐藤尙中 淺田恭悅 平山季英 高安宗悅 佐藤貞瑞 熱田祐庵 中野隆安 久志本
常則 小川坦三 大里桃隣 菅谷元春 中野亨庵 平山増之助

公 職

井上治右衛門 師岡安右衛門 石毛孫之丞 平山季忠 猪村小膳 寶田庄右衛門 小川辰五郎 木
内基左衛門 永澤仲之亮 郡司菊太郎 平野太十郎 安達宗俊 前林庄輔 高柴榮太郎 林覺次郎

教 育

本谷德基 山田安増 岡野博 藤塚好生 平山重兵衛
山崎仲吉 神澤佐太郎 篠田泰順 高橋泰順

算 數

花香安精 石橋政美 高木長兵衛

篤 行

澤田嘉兵衛 玉井重右衛門 木内東行 林孝道 布施治
兵衛 平山新右衛門 高岡三郎右衛門 吉田清左衛門

老 農

大須賀權右衛門 石田傳兵衛 椎名順藏

第二十二編

表彰誌

藝 術

石橋常法 菊川英信 向後喜右衛門 月潭
柳田貞亮 國分以寧 石津龍海 菅佐原華堂

俳 諧

僧茂蘭 富澤茂嘉 字井治喜 青野太節 依知川吾船 靜安堂母必 宮澤
江月 秋山彌右衛門 鈴木梅馨 東旭齋 玉井二鳩父子 兎畑 秋山峨雲

女 範

原秀子 内田伊古 藤井光子 橋みち 菅谷いつ
本多榮子 石田いれ 安藤信子

孝 貞

原曾稱子 眞壁豊浦 久保木兵庫 久七 新左衛門 金次 やす その 神崎惣治平 岩
重 清水清右衛門 菅谷作兵衛 あき とよ かつ いさ さめ

補 遺 一

金杉英五郎 林泰輔

補 遺 二

村林繁枝 額賀大重
伊藤榮治郎 澤田總平

綠綬褒章 澤田長左衛門 藍綬褒章 平野諸左衛門 黃綬褒章 櫻井直藏 伊能茂左衛門 菅井與
香取權兵衛 向後七郎兵衛 賞勳局賞賜 平山臯次郎 並木金作 遞信省表彰 輪嶋伊 文部省表彰 安藤
菅谷治兵衛 外十一名

菅谷淺五郎 篤志表彰向後昇外十名 各種表彰 補遺

第二十三編

議制誌

國會議員 縣會議員 郡會議員 村會議員

第二十四編

御大典紀念編纂

紀念事業

養老賑恤

地方賜饌

行啓紀念事業

第二十五編

災異誌

雜事誌

天保の亂
文久元治の亂

第二十六編

八五九

八六五

八六七

八七〇

八七一

八七二

八七六

八八三

總國風土記

東國戰記

史寶誌

八八六

八八七

八九三

香取郡誌

第一編

位置

本郡は千葉縣下總國の東北端に位し東南は耕地或は山林原野を以て海上匝瑳二郡に隣り南西亦耕地或は山林原野水脈を以て上總國山武郡に接し是より漸く西し山林原野河水耕地を以て下總國印旛郡に界し北部一帯は水脈を以て茨城縣常陸國稻敷郡に對し北東より延て東方に及ぼし亦水脈を以て同國行方鹿島の二郡を劃る是れ本郡境界の大略なり

幅員

北緯三十五度五十二分東經百四十度二十九分に位す東西九里二十六町南北七里二十八町周圍四十七里十二町面積三十二方里七四極東豊里村富川區極西滑河町西大須賀區極南日吉村寶米區極北新島村三島區とし全縣に於ける面積の十分の一を占む

沿革誌

第一編 位置 幅員 沿革誌

香取郡誌正誤表

頁數	行數	誤	正
三	一〇	舟挖手	舟夫挖手
三	一〇	白龜	白龜
三	一〇	瀬朝	瀬朝
三	一〇	旗下の地	旗下の采地
三	一〇	江口英辰	江口英房
三	一〇	植質	植質
三	一〇	飛雪をの下の廿九字	飛雪をの下の廿九字
三	一〇	十文字	十文字
三	一〇	寄場東	寄場を
三	一〇	移之	移住
三	一〇	坂田成立	坂田城主
三	一〇	のの上管の字を脱す	小山富之助
三	一〇	小山富之助	小山富之助
三	一〇	權田金三	權田金三
三	一〇	山本彦六	山來彦六
三	一〇	同大村字	同村大字
三	一〇	可からざるな	可からざるも
三	一〇	森字合	字森合
三	一〇	早晩れか	早晩之れか
三	一〇	本社殿	樹木社殿
三	一〇	貴里村	豊里村
三	一〇	住し律	住し律
三	一〇	共し	共し
三	一〇	祠蓋はし	祠は蓋し
三	一〇	遠の下の久の二字を脱す	遠の下の久の三字を脱す
三	一〇	改心樓	改心樓
三	一〇	天正中	天正中
三	一〇	鳥羽字	鳥羽字
三	一〇	舟夫挖手	舟夫挖手
三	一〇	白龜	白龜
三	一〇	瀬朝	瀬朝
三	一〇	旗下の采地	旗下の采地
三	一〇	江口英房	江口英房
三	一〇	植質	植質
三	一〇	飛雪をの下の廿九字	飛雪をの下の廿九字
三	一〇	十文字	十文字
三	一〇	寄場を	寄場を
三	一〇	移住	移住
三	一〇	坂田城主	坂田城主
三	一〇	小山富之助	小山富之助
三	一〇	小山富之助	小山富之助
三	一〇	權田金三	權田金三
三	一〇	山來彦六	山來彦六
三	一〇	同村大字	同村大字
三	一〇	可からざるも	可からざるも
三	一〇	字森合	字森合
三	一〇	早晩之れか	早晩之れか
三	一〇	樹木社殿	樹木社殿
三	一〇	豊里村	豊里村
三	一〇	住し律	住し律
三	一〇	共し	共し
三	一〇	祠は蓋し	祠は蓋し
三	一〇	遠の下の久の三字を脱す	遠の下の久の三字を脱す
三	一〇	改心樓	改心樓
三	一〇	天正中	天正中
三	一〇	鳥羽字	鳥羽字
三	一〇	勒丈	勒丈
三	一〇	不釵	不釵
三	一〇	文を	文を
三	一〇	大字	大字
三	一〇	抗許	抗許
三	一〇	商船	商船
三	一〇	地方	地方
三	一〇	父胤	父胤
三	一〇	文胤	文胤
三	一〇	廿七年	廿七年
三	一〇	年十九	年十九
三	一〇	爲す	爲す
三	一〇	基側	基側
三	一〇	早の	早の
三	一〇	爲す	爲す
三	一〇	原漢文、意譯り	原漢文、意譯り
三	一〇	氣に	氣の毒に
三	一〇	蘆華	蘆華
三	一〇	方分	方分
三	一〇	景晴に	景晴は
三	一〇	九月	九月
三	一〇	君自	君自
三	一〇	木杯	木杯
三	一〇	私塾	私塾
三	一〇	安殺	安殺
三	一〇	刻せる碑あり	刻せる碑あり
三	一〇	香取	香取
三	一〇	山野庄介	山野庄介
三	一〇	道路	道路

本郡の建置詳ならざるも古記に因り之を考ふるに蓋し孝德天皇の時に在りしならむ

按ずるに常陸風土記に大化五年即ち孝德天皇の朝大乙上中臣鎌子大乙下中臣部免子等坂東の總領高向太夫に請ひ下總國海上國造の部内輕野輕野は今の常陸國鹿島郡輕野村地方にして同郡中央部より東南端波崎に至るまで孤島形を爲せしも地勢の變遷に因り常陸國に合せしものなりと或は曰く今の利根川南北に亘り古への輕野の地なりと清宮秀堅曰く鹿戸今本郡鹿戸以南の一里那珂國造の部内寒田以北の五里一里五里は路程に非ず町に屬す呼て加乃登と稱す是れ加留乃登の約とを割き別に神郡を置き其處在るところの天之大神社坂戸社沼尾社三處を合はせ總て鹿島之大神とし因て郡に名づくも本郡香取神宮は古來より朝廷の祭祀例式等格を鹿島神宮に同じふ是に因て之を見れば同時の置郡なること疑ひなし史傳之を載せざるは逸せしなり、又伊勢神宮式に伊勢國飯野度會多氣安房國安房下總國香取常陸國鹿島出雲國意宇紀伊國名草筑前國宗形等爲神郡の文あり併記して參考と爲す

神郡とは後世の神領なるものに非ず延喜式に神領神戸調布調庸田租者依國司所移之調文租帳等宮司勸納其勸納之狀附國司移送主計主稅二寮、又神郡校班損不堪個及計帳疫死等政宮司與國宰共行之又神郡神社溝池暖麻家官舍若致破損及桑漆等不催植者拘宮司解由とあり要するに一郡悉く本宮の所務に屬すと雖も後世の神領と異なり敢て其地を社有祠人領と爲すに非ずして唯郡中の大小政務を宮司國宰相共に檢校して所司に輸納し時に臨み造宮及祭祀の用に充てしめ大社の在る所に因り便宜神郡を定めしならむ

名稱

往古檝取日本と書し又省畫して楫取總國風とし或は鹿取類聚符宣抄神鳥香取天正四年文書梶取正嘉二年戊午十月二月四日勇參詣記等の字を假用せり其香取の字に従ひしは起因詳ならざるも舊事記、古語拾遺、日本記、延喜式等已に之に仍りしを見れば其古世に在りしことを知るべし

按ずるに郡名の基因詳ならざるも古へより傳ふるところ三説あり一に曰く本州は以下本州と記すも往古天富命麻種を殖するの地故に總の國と稱す古語拾遺加止里は即ち堅織の義にして縹絲縹は兼の字解にして其絲縹縹縹を兼ねるの意の意に基づきしものなり故に本郡の地に麻績、織幡、桑島等織幡等の地名基因は別に一説ありあり以て證と爲すべし古歌往々夏衣を以て香取の冠詞となすと、一に曰く本郡は往古海邊の地なりしを以て舟楫の意に因り檝取と稱せりと天孫本紀に梶取阿刀連祖天麻良及船子倭假治連祖天眞浦あり又香取神宮傳ふるところ海夫注文記に神崎より銚子に至る沿岸諸村輸錢の數を載す香取鹿島の二社江を隔て、相對し以て東邊を鎮制す海夫は今の海軍兵丁の類にして二神東國勳定の時舟舟挽手等の此地に留りしものあり其稱の後世に存し遂に檝取の地名を爲す藤森天山の詩に踏破滔天不測波輕舟往來似飛梭自誇二十充防禦能叱陽條鞭白隄と其自註に聞嘗以海戸充海卒と亦是れ海夫を詠せしものなり故に古歌皆大船を以て冠詞と爲すと或は曰く海夫は海賦にして賦錢を稱し後世の所謂る舟運上なるものと同一なりと、一に曰く「カドリ」は勝取にして「カシマ」は勝島の意なり往古二神東國戡定の義を含みしものなりと末説は香取私記に仍る三説皆確定するところなきも姑く記しく識者の攷定を俟つ

總史

總房の地たる其の開創の上古に在りしは史傳及び地理に因り之を考ふれば推測に難からざるも經津主命天照大神の命を奉じ東國を經營し偉蹟を此地に留む是に因り之を見れば有史以前に在り已に人類の生息し部落を形成せしを知るに足る神武天皇の初年天富命阿波齋部を率ゐ東國に來り沃壤の地を求め麻穀を播植す而して其の好麻の生ずる所を總國ツナクニと曰ひ穀禾の生ずる所を結城と曰ひ阿波齋部の居る所を淡後アサヒに安房と曰ふと古語拾遺是れ國號の起因なりと所謂る房總の地は本朝建國と共に開創せられ既に二千五百有餘年の歴史を經由せり然れども地の東邊に位するを以て王化に霑ふること鮮かりしも崇神天皇の時武渟川別命皇命を奉じ東方十二道を巡ると此地方も亦當時巡察の内に在りしならむ成務天皇の代山河の形狀に因りて國縣を置き阡陌に従ふて邑里を分ち國造縣主を任せらる。是より先神武天皇邦内を平定し諸國に國造縣主を置きしと雖も京畿附近の地にして爾來未だ劃然たる國縣の分界なく土豪尙は各所に割據せしに日本武尊の討伐により東西悉く王化に霑ひたれば遂に地勢により疆域を定め國造縣主稻置等を建置せり。此時總房の間に設けられしは印波、武砦、上海上、下海上、菊麻、馬來田、須惠、伊甚、長狹、安房、千葉等の國造なり國造本紀今の本部地方は乃ち下海上國造の所管たり是等の國造は神胤の此土に占據せる者又は皇族の來りて君長となりたる者の後胤にして此に至りて王命を拜せし者多かりしなり而して一國造の下に十箇の稻置あり一稻置の下に八十戸を置くを制とす戸とは今日の所謂る一家の稱に非ずして一村一部落を指せし者の如し安閑天皇の朝總國を分て上下と爲し帝王編年記扶桑略記參酌孝德天皇大化以後大に國郡の制を定め郡縣國に國司あり郡に司領あり以て統治の任に當れり。後ち國府を葛飾郡國府臺に置く當時の制たる國に大、上、中、下の階級を定め本州は大國に屬し守(從五位上)介(正六位下)大

掾(正五位下)少掾(從七位上)大目(從八位上)少目(從八位下)の六員を以て之を管す而して帝都を中心とし各國の遠近行程日數を算し本州は遠國の部に屬し上京三十日下國十五日とす和名抄文武天皇大寶三年癸卯七月上毛野朝臣男足を以て下總國守と爲すと是れ本州長官の始めて古史に見えたるものなり而して國造の稱尙ほ存せしと雖も政務を停められ専ら神事を掌り其の吏務に堪へたる者は郡の大領少領主政主帳等に任用せられしが如し其後ち賀茂吉備麻呂、佐伯百足、高向大足、多治比真人木人、巨勢淨成等相亞て本州の守たり既にして國守の外に介を置き掾を設け漸く兼任となり是れより後ち又介掾の外少目を置き目代を任じ守たるもの皆遙任たり是れより以下六國史其他に本州の守權守介權介等を載するもの極めて稀なり今一之を區別し難きのみならず且國守の如きは本州一般の記事にして専ら本郡に關するものならざるを以て單に二三を擧げて其餘を省けり縣誌の著之を明かにす大寶より寬平に至る百八十餘年此間本州の守權守介權介に任せられし者數十人寬平中高望王上總介に任せられ其子良兼本州の介と爲り上總武射郡屋形に居り以て本州を管す良文亦上總の介と爲る是に於て王の族裔兩總の地に蕃衍す而して二人の長兄國香は常陸の大掾たり次兄良將の子將門豐田郡に據り狼獾制を受けず良兼の卒するに及び遂に謀反し本州諸郡概ね略有する處と爲り尋て誅に伏す良文の子忠賴父の職を襲き上總介に任せられ尋て上總下總常陸介に任じ陸奥守を兼ね卒し子忠常嗣ぎ本州の介を以て海上郡に居り長元中亂を起し源賴信の平ぐる所と爲る子常將宥されて介に任じ千葉城に居り始めて千葉氏を稱し以て本州の事を治む子孫相繼ぎ玄孫常胤源賴朝に従ひ功勞尠からず賴朝呼びて父と爲し命するに本州の介を以てす是より本州は守を置かず介を以て守護の任に當らしむ其後ち常胤の長子胤正宗家を嗣ぎ二男師常相馬氏の後と爲り三男胤盛を武石に封じ四男胤信を大須賀に五男胤通を國分に六男胤賴を東莊に封じ以て各地を分領し之を千葉六黨と稱し其他粟飯原木内

鏑木白井原の支族亦要地を占む是に於て千葉氏の族黨大に本州の諸郡に分居し本洲は社事領を除くの外悉く其所管たり獨り西北の一部は結城朝光の分領たり建武中興足利尊氏を本州及び武藏常陸の守護に任ず千葉氏の所領は舊に依り變ずるところなし南北朝の時安房上總は其の屬するところを定めざりしが本州は常胤七世の孫貞胤足利氏に屬せり足利氏の覇權を握るや尊氏の次子基氏鎌倉に居り關東を管領す千葉氏も亦其管下に在り基氏の曾孫持氏其權臣上杉氏の殺すところと爲り上杉氏代て管領たり後ち持氏の子成氏復た管領と爲り古河公方と稱し僅かに餘威を保ちしも再び上杉氏と相闘き其破るところと爲り千葉に遁れ千葉孝胤に頼る安房の里見氏上總の武田信興亦來りて之を援く之より先き里見義實流寓して安房に在りしが兵を起して安西東條を滅し白濱に城き全州を平げ更に進んで上總の半國を併せ房總二州に立たり上總は初め鎌倉管領の執事上杉氏の領地たりしが守護代武田氏の奪ふ所と爲りしも是に至て里見氏の爲めに略取せらる里見氏は武田土岐二氏を率ひ足利義氏を小弓に奉し公方の舊業を復せむとし大に威を兩總の地に振ひしも國府臺の敗後小弓も亦亡ぶ亨徳中千葉氏内訌あり兩宗と爲り抗爭絶へず天文中里見氏復た本州を侵略し千葉結城二氏漸く衰へ自立する能はず是より先き北條氏は里見氏を敗りしを以て威を傍近諸州に張る二氏亦之に屬す天正中豊臣氏の北條氏を攻むるや千葉氏の宗族皆小田原に守禦す尋て城陥り北條氏亡び千葉氏の族黨悉く散亡す寛平元年西高望王の平姓を賜はりしより天正十八年に至るまで實に七百二年にして本州史蹟の一大變と爲す八月朔徳川家康封を關東に受け是日を以て江戸城に入り大に宗族功臣を封じ本州の地も亦幾多の區劃に分れ其覇權を握るに及び隨て領主の更迭あり要するに大名領、旗本領、天領幕府直轄、寺社領等に分れ統治凡そ二百七十

餘年天正ヨリ明治元年ニ至ル 明治元年王政舊に復し武門の政斯に廢せられ維新の國是大に定る地方政治も亦著るしく更革するところあり四月八日佐々布直武下總縣知事に任じ十二月十八日水筑龍下總縣知事と爲る二年巳諸侯封土と奉還し宮谷縣を上總に葛飾縣を下總に置き舊幕府領を管せしめ水筑龍更に葛飾縣知事と爲る列藩は舊に依り其稱を保ちしも四年七月廢藩置縣と爲り舊藩主をして縣知事たらしむ同年十一月各藩の版籍を奉還するに及び大に改革し木更津縣(上總安房)及び印旛縣(下總)を置き香取匝瑳海上の三郡は別に常陸國新治縣管轄に屬せり六年西六月二縣を廢し新に千葉縣を置き八年乙五月新治縣廢せられ其所管三郡の管轄を本縣に移せり今六年以後に於ける縣令及び縣知事を擧ぐれば左の如し

明治六年六月十五日	任千葉縣令	柴原和
同十三年三月八日	同	船越衛
同廿一年十一月二十日	同縣知事	石田英吉
同廿三年七月廿五日	同	藤島正健
同廿六年三月卅一日	同	兵頭正懿
同廿九年八月十二日	同	阿部浩
同卅一年四月七日	同	柏田盛文
同卅一年一月廿二日	同	安藤謙介
同卅一年八月三日	同	阿部浩
同卅六年二月廿七日	同	石原健三

同四十一年三月廿八日	同	有吉忠一
同四十三年六月十四日	同	告森良
大正二年六月二日	同	池松時和
同三年四月廿九日	同	佐柳藤太
同六年一月廿八日	同	折原巳一郎

右本州に於ける沿革の概要なるも更に郡史に就て之を記すべし

郡史

本郡古昔の沿革詳ならざるも神代の時に當り經津主命の東國を治め跡を本郡に垂るゝあり楳取の地名既に古史に著る日本書紀神武天皇十八年勅して宮柱を此地に建つ香取古文書是に因て之を見れば皇化の此地に普及せしは其悠遠なるを知るに足る總國の定まる本郡の地も亦同稱の下に立てり成務天皇の朝國造を置き下海上國造あり今の本郡及び海上匝瑳の地を管し印波國造の管する所は今の本郡の西部に及べり應神天皇の時久都伎直上海上國造の祖天穗日命の孫を以て下海上國造となり以て本郡地方を管す孝徳天皇國郡の制を定め玉ひしより郡稱茲に成れり國郡郷里の制は後ち又多少の増損あるも凡そ五十戸を一里とし里長を置き郡を分ちて三等とし大郡は四十里二千戸中郡は三十里乃至四里千五百戸乃至二百戸小郡は三里以下百五十戸以下とし文武天皇の大寶中更に畿道を定む當時の制たる國は廣狹肥瘠により大上中下に分ち守、介、掾、目、史生等を置き大小に由り員に差等あり郡は更に五等に分ち廿里以下十六里以上を大郡と

し、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とし大領小領主政主帳書生案主を置き亦大小に従て員數を定め天平中詔して本郡に大領少領主帳各一人を定置す國司は任期概ね四五年なるも郡司は多く世襲なりしが如し養老七年癸亥十一月香取郡少領以上三等已上の親を連任することを聽さる聖武天皇の時香取連五百島あり二事續日本紀に載す經津主命の裔を以て本郡に居る香取私記古へ連の職を置き治政上に關與せしめしことは史傳に散見せるところなれば香取連も此地方統轄の任に在りしならむ當時本郡の區域は甚だ廣からず僅かに六郷にして下郡に屬し匝瑳の十八郷海上の十五郷に及ばざること遠し郡郷考故に今の本郡の南部は概ね匝瑳郡にして東部は海上郡に屬し而して當時本郡の郡家は今の米澤村に在り匝瑳郡の郡家は今の本郡中村に在り海上の郡家は今の本郡橋村に在りしものゝ如し藤原氏の朝權を擅にし綱紀漸く弛ぶや威令頓に行はれず武人をして勢力を地方に養はしむるの漸を開く而して桓武天皇の曾孫高望王平氏を賜はり上總介に任じ子孫世々武臣と爲る其裔平氏を稱し殊に兩總の地に熾んたり或は曰く王の祖葛原親王實に莊園を本郡に有つ葛原牧は乃ち其名を存する者なりと高望王の子良將良文等分て本州各郡を領し本郡も亦其次下に在り良將の子將門の謀反するや本郡も亦概ね其略有する所と爲り忠常の亂復た其據る所たり是より先き平常兼の長子常家上總介と爲り四子常廣匝瑳郡に居り子孫蕃衍號して匝瑳黨と曰ふ上總より本郡南部の地は二人子孫の領地たり源賴朝の義を擧ぐるや千葉常胤首として之に應じ平氏の黨千田親政を千田莊に攻め之を擒にす千田は今の本郡南部の地にして親政は時に州の目代たり瀨朝の覇を成すや常胤を本州の介に任じ子孫に傳へしむ是に於て長子胤正後を承け千葉に主と爲り二子師常本州相馬郡に居り相馬小二郎と稱し三子胤盛千葉郡武石

に居り武石三郎と稱し四子胤信本郡大須賀に居り大須賀四郎と稱し五子胤通初め葛飾郡國分に居り國分五郎と稱し後ち本郡矢作に移る六子胤頼本郡東莊に居り東六郎と稱す之を千葉六黨と稱し其三黨は實に本郡の地を據有せり而して族粟飯原氏は小見川に城し東氏の支家木内胤朝は木内莊を領し最も強黨と稱す鏑木氏は鏑木郷を有し後ち千田胤貞中村郷に在り千田莊を保ち飯高胤廣は飯高に居り北條莊内の地を領し胤正の二子常秀上總に居り本郡南部の一方亦其世々の領地たり故に今の本郡の地は概ね千葉氏族黨の領地たり馬加康胤の千葉胤直を殺して千葉城に據るや印旛以東の地白井佐倉多古小見川等を略す以上千葉系圖應仁中千葉氏の族三谷信慈大上總坂田城に居り後ち井田友胤なるもの亡すところど爲り井田氏亞て坂田附近の地を領す地境の相接するを以て本郡多古以南の地も一時是等氏族の領有に屬せしもの、如し當時上總國眞里谷城主武田氏勢力あり其餘威本郡に及ぼせり天文以後里見氏勢威を安房に振ひ屢ば本州を侵し其將正本時茂大勝及び弟時忠左近の子時通左近並に正康左近等をして交も兵を本郡に出さしめ諸城風靡す香取文書永祿中千葉氏の宗族相離叛し本郡の諸城亦統一するところなく互に兵を交へ攻戦止む時なし千葉邦胤亦矢作に入り香取大戸の宮中を犯す掛果常陸江戸崎城主岡見氏の家臣栗林義長本郡の地を侵略し西部の諸砦皆降る東國此時に當り千葉氏勢力漸く衰へ遂に北條氏に屬す大須賀東の諸族も亦本宗に因り以て之に服事せり系圖天正十八年小田原城陥り北條氏亡び豊臣氏の臣石田三成徳川氏の臣本多忠勝等總房を狗ふ四十八城風を望むて皆降り多田氏淺野長政木村重茲別に將として本郡を定む古制是に於て千葉氏の宗族衰滅す之を要するに萬壽長元の際より天正の末に至るまで大約五百六七十一年時に隆替あり世に盛衰ありと雖も千葉氏の族黨本州に蔓衍し本郡の

如きは悉く其管するところと爲り總要故に野老田夫と雖も今に至て尙千葉氏の族裔臣末と稱せざるものなし以て其餘澤の民心に存せしを知るに足る徳川氏の關東を領するや其臣鳥居元忠を矢作に封じ四万石を食せしめ以て岩崎城を修築し松平家忠を上代に封じ一萬石を食せしむ藩翰松平定勝此時を以て封を小南に受け三千石を領す松平家記吉田佐太郎等代官と爲り大に田制を檢す各村檢慶長以後數々領主の變革あり土井松平内藤石川の諸氏封を佐倉に受け以て本郡の地を領する者あり後ち井上政重を高岡に内田正信を小見川に松平勝義一に勝以を多古に封じ其他諸藩の分領あり之を區別すれば井上氏は余津谷大和岡高野馬込小浮植房立野青山猿山中野地藏原新田の諸村を食し領地は一村を分轄して一二藩或は旗下代に非るも此に掲記する諸村は其大部分を占むるものを記す内田氏は竹内富田増田小見川野田本郷八日市場下小堀平山富川田部仁良布野北原地新田虫幡木内窪野谷の諸村を食し松平氏は井野多古南中村南並木借當の諸村を食し諸藩の分領は稻葉氏澁小野名古屋七澤冬父中里滑川高倉大菅原宿名木西大須賀の諸村を領し堀田氏佐倉佐原新所の三村を領し藤堂氏津南原地新々田大貫高谷今四谷曲淵石納飯島横山馬乘里片野村田櫻田南敷鳥羽の諸村を食し板倉氏安中大久保夏目八重穂萬歳入野新井吉田米込の諸村を食し田安家は橋向片卷の二村を領し稻葉氏館山は南山崎北中村の二村を食し保科氏飯野は和泉山之邊金江津の三村を食し香取は神宮領に屬し其他の諸村は幕府旗下の地及び代官支配地或は社事領たり明治維新皇政一布百度し武門の權悉く帝室に歸し元年辰七月房總知縣事を置き柴山文平之に任じ尋て宮谷縣と稱し廳を上總國山邊郡大網宿に定め本郡旗下の采邑は所謂る旗本領なるもの舉て之が管轄に屬し八月下總縣知事を置き佐々布貞之允之に任じ尋て葛飾縣と稱し廳を東葛飾郡加村に設け本郡の代官支配地は舊幕府の直轄にして所謂代官領皆之が管轄に屬

し二年三月宮谷縣命して伍長什長組頭庄屋を各村に置き三年正月宮谷縣支廳を本郡津宮村に置き本郡及び海上匝瑳二郡と常陸國鹿島河内信太の三郡を分管し大屬新庄官兵衛之が長たり三月支廳を香取村新福寺に移し尋て大屬鹿兒島菊治代て之が長たり後少參事中山光又之に代る四年七月廢藩置縣の令出で同月十四日多古小見川高岡の三藩を縣と爲し諸藩も亦改めて縣と稱し其管するところは依然として舊に仍り并せて十縣と爲す十一月宮谷縣以下の諸縣を廢し同月十三日本郡を舉げて新治縣に屬し管轄始めて一に歸す此時中山信安參事と爲り大木良房權參事たり後ち信安權令と爲る五年四月新治縣治下の區劃を定め本郡の東部及び海上匝瑳二郡を第四大區とし西部を五大區となし四大區の下更に小區を置き之を小二區小八區小十區の四區となし五大區の下に小一區より小十一區に至る九小區を分ち各村に戸長一名副戸長若干名を置く八月新治縣支廳を小見川村に置き香取海上匝瑳の三郡及常陸國鹿島郡内卅箇村の廳訟事を管理す尋て之を廢す八年乙五月新治縣を廢し三郡を千葉縣に屬し縣令柴原和參事岩佐爲春權參事渡邊孝長等之が長次官たり同月香取郡取縮所を置き九年一月區劃を更正し本郡西部を第十四大區とし十一小區を置き東部を第十五大區とし十二小區を置き大區に區長一名副區長二名各小區に戸長一名副戸長若干名を置き更に代議人を選び得失を議せしめ十四五大區取扱所を佐原村に設く十年一月本郡出張所を十四五大區出張所と改む十一年寅七月郡區町村編制法を定め郡役所を置き郡長を以て之を管し其下各村に戸長を置き十一月定めて九拾聯合町村とす十四年十二月戸長公選法を定め後ち聯合町村の變更あり十七年七月四十四區域と爲し八月各區域に戸長を置く二十二年三月二十二日市町村制を布き本郡二百七十七町村を合し四十四町村と爲し町村に長を置き之を管理し議員選舉を行ひ町村會を組織せしむ三十年四月郡制を施行し選舉區域を別ち郡會議員を選び郡會を開く是に於

て自治の方針漸く定まる三十二年己一月金江津本新島十餘島の三村を茨城縣常陸國稻敷郡に屬し四十一町村と爲れり今十一年以來の郡長たるものを擧ぐれば左の如し

吉田 謹	爾 明 治 十 一 年 十 二 月 二 日 任 官 同 十 四 年 二 月 廿 一 日 轉 任 (安房平朝夷長狹郡長)	大須賀 庸之助	明 治 十 四 年 二 月 廿 三 日 任 官 同 廿 三 年 三 月 十 八 日 非 職
井 原 昂	明 治 十 三 年 五 月 二 日 任 官 同 十 一 年 十 一 月 十 四 日 轉 任 (農商務書記官)	海 瀨 重 義	明 治 廿 三 年 十 二 月 廿 六 日 任 官 同 廿 六 年 一 月 十 八 日 退 官
行方 豐 太 郎	明 治 廿 六 年 一 月 十 八 日 任 官 同 廿 九 年 十 二 月 廿 四 日 轉 任 (長柄上地生郡長)	高 山 喜 英	明 治 廿 九 年 十 二 月 廿 四 日 任 官 同 三 十 一 年 四 月 一 日 非 職
神 田 清 治	明 治 卅 年 三 月 卅 一 日 任 官 同 年 六 月 廿 一 日 非 職	濱 田 清 心	明 治 三 十 一 年 五 月 廿 一 日 任 官 同 三 十 一 年 五 月 廿 六 日 非 職
江 口 英 辰	明 治 三 十 一 年 五 月 十 六 日 任 官 同 卅 三 年 十 月 廿 七 日 轉 任 (安房郡長)	伊 藤 祐 成	明 治 卅 三 年 十 月 廿 七 日 任 官 同 卅 五 年 六 月 廿 四 日 退 官
吉 本 健 吉	明 治 三 十 五 年 六 月 廿 四 日 任 官 同 三 十 九 年 五 月 九 日 轉 任 (海上郡長)	協 本 米 司	明 治 卅 九 年 五 月 九 日 任 官 同 四 十 年 八 月 十 日 轉 任 (千葉縣事務官補)
大賀 雄 次 郎	明 治 四 十 年 轉 任 (青森縣事務官) 同 四 十 四 年 八 月 十 一 日 任 官	渡 邊 勤	明 治 四 十 四 年 八 月 廿 一 日 任 官 同 大 正 二 年 九 月 廿 三 日 轉 任 (千葉郡長)
小 川 正 作	大 正 四 年 九 月 廿 三 日 任 官 大 正 六 年 三 月 廿 八 日 轉 任 (君津郡長)	澤 寬 藏	大 正 六 年 三 月 廿 八 日 任 官 同 八 年 三 月 卅 一 日 退 官
竹 内 錠 之 助	大 正 八 年 三 月 卅 一 日 任 官		

郷 莊 保 領

按ずるに大化改新の時郡の下に里を置き里の下に村を統べしめ五十戸を一里と定め一郡二十里を極限としたり靈龜二年里を改めて郷とし郷の下更に里を置く此時の里は大抵後世の村に同じ是時に當り天下の土地は皆公領にして人民には班田の法に因り公田を耕さしめ秩序整然たりしが王政の漸く衰へしより莊園なるもの諸所に起り大小錯亂して郡郷の制壞る抑莊園は養老二年癸庶民に賜はりし墾田より昉まりしものにして後には院宮攝關の尊きより諸國武士に至るまで争ふて山野を占め莊園を作る加之公領を并せて莊園と爲すものあり國吏憚りて禁する能はず就中武

郡中山法華經寺元徳三年九月四日平胤貞文書に千田莊原及び同莊中村郷を載せ建武元年十二月朔日同人文書又千田莊を載せ親應元年七月十一日平胤繼文書香取神宮貞治七年三月平胤寄進狀東葛飾郡八幡本妙寺至徳元年九月文書並に之を載す又三倉區天正十九年十一月水帳には千田莊三藏村及び千田庄三倉村等見ゆ今多古町の一部に千田區あり其古稱を存するも往古は今の栗原村以南多古久賀等の諸町村は概ね千田莊の疆域に屬せしなり拾介抄に千田郡とせり香取神宮應保二年六月三日大福宣讓狀に千田庄内福田郷及び香取神領大槻郷内葛原牧織幡村四至限東海上郡木内境限南千田郡境二重堀云云の文あり或は曰く中世世元元年文書に南條莊及び鹿嶋北條飯高五郎跡云云見へ其他古文書亦同文の記事あり康永四年三月文書には北條庄南北役所地頭飯高彦次郎以下輩とあり豊和村龍尾寺應永廿五年十一月廿八日文書に北條莊大寺郷内飯盛塚笠懸屋敷一圓並に田島右任河邊彈正忠胤久申請云云を載せ又同廿八年六月廿五日文書に下總國北條莊大寺郷御内聖禪寺號釋迦堂云云を載す蓋し南條北條共に古へは師瑳郡の地にして今の本郡の東南部なる豊和飯高等の諸村に亘り地あり常磐村松崎神社の後岡を北條郷と呼稱し又古城村鍋木の區光明寺天明八年朱印書尙ほ海上郡北上庄鍋木郷と書せり清宮秀堅曰く中古元の鹿嶋郡を分ち南條北條の兩莊と爲す南條莊は今鹿嶋郡より香取郡日吉村に亘り北條の莊は今香取郡東野の原より今の鹿嶋郡界を限り一圓に北條莊と呼べり云云南條村は今村名あり ○松澤莊 香取神宮寛元年癸卯文書に之を載す即ち今の中和村清和區舊松澤村其本上より熊野神社所在の地を庄此に其古莊 ○橋莊 東鑑に木内白井諸莊と稱し亦二位大納言讀とす其本土未だ確定すべからざるも橋川郷と司所なりとの名を留む ○橋莊 説あり海上郡銚子町圓福寺正和二年癸丑四月廿五日北條相模守文書に橋莊號東莊栗野郷云云を載せ香取神宮遷宮用途記又橋莊百石木内莊百石を同記せり下の東莊の項を參照すべし ○東莊 東大神古記壽永三年四月十五日源賴朝寄狀寫東莊云云を載せ同止寶兩應永廿三年倉大草紙及び宮内氏藏永祿四年辛酉の古文書並に東莊三十三郷を載せ同福壽寺正和文書は馬莊と司所と爲す其三十三郷なるものは今の橋東城森山神代良文豊里笹川村より海上郡瀧郷村の一部に亘りし如し天正十九年辛卯の檢地帳に東莊何村と記するもの少なからず東大神社記又東莊十二郷を載す今の阿玉(阿玉臺阿玉久保)郡(羽計今郡石出新宿谷津)番馬上代(上代は今舟戸大久保等)高部窪野谷平山飯田(開飯田下飯田)栗野小南諸持松谷(松谷は海上郡瀧郷村)の各地にして後世の稱呼なり今尙ほ東大神近傍の地を東莊と稱するは古名を存するなり

保の古記に見えたるものは

大須賀保 香取神宮文永八年二月總宣及び正應二年か應永廿六年己亥十二月足利持氏讓會圓覺寺に與ふる知行狀並に滑河町龍正院天保二年の鐘銘等に載す大須賀莊と同所なるが如し

領の古記に見え又口碑に傳ふるものは

矢作領 矢作莊 岡飯田區各本氏藏天正十八年古文書に見ゆ乃ち東莊を指すものなり ○新島料又新島領 津宮村久保木兵香 ○椿領 千湯新田を指す元他の記録に椿領何村 等あり其他雜記に香取を香取領に大戸莊を大戸領に千田莊を千田領等に書せしものと書せしもの多し

の少からず

分 合

本郡は往古より地勢の變遷極めて多く加ふるに海上鹿嶋及び埴生郡等の境界に於て幾多の離合あり郷莊及び其他の諸項に掲記せしも更に其大要を摘記し以て参考に資せむとす

太古の事は漠として之を知るに由なきも古へ香取の海は北部を限り椿海は東南に灣入し就中香取海は霞が浦と浪逆海に連り渺々たる大海を爲し其當時は今十六島地方の未だ寄洲を爲さざるのみならず本郡利根の沿岸なる大字今及び石納、野間谷原、并に佐原又は小見川、八都、森山、笹川諸町村地方に於ける一部は蓋し往古海灣の遺址ならむも知る可らず後世地勢の變遷に因り逐次沼澤地となり遂に部落を爲せしものならむ是れ地質の調査に徴して明らかなり更に其一二證を擧ぐれば神崎町の東端より川尻今の諸區即ち利根の古水路に沿ひしところは宛然として灣形を存し南北原地新田の近傍小名開發原を深鑿せしとき海魚類の變化せしものを發見せしことあり岡飯田區字問屋の水田底下に着船場の遺址に類する形狀を存し土中往々古木材を得たる等歴々證すべし椿海は後世の呼稱なるも即ち九十九里灣の香海區三郡の境に至り一大灣を爲し其遺跡の存して湖沼を爲したるものにして當時今の本郡東部より海上郡の地は殆んど半島形を爲せり以上記するところは昔時の狀を想論するに過ぎざるも其後も國郡の制定まるに及び下海上印波二國造の管するところを割き本郡を置き其疆域北は今利根南岸を限り當時尙香取海東北は今丁子多田矢作福田伊地山地方より大須賀原を限り南は矢作牧より堀内

長田印旛郡遠山村の地地方を限り西は野毛平同郡中郷村小泉成毛大生同郡久住村より長沼を限り一部を爲し東部大倉本郡本より
 以東は悉く海上郡に屬し今の栗源山倉久賀以南の諸村は匝瑳郡に屬せしなり而して古城村鍋木地方は
 匝瑳海上の二郡界に位せしもの、如し之を一變と爲す其廣表は約七里に亘り中世匝瑳郡の北部と本郡
 の南部を割き別に一郡を置き千田郡と稱す按ずるに千田郡の稱は今の郡制の如き確乎たるものに非ずして一時の私稱に
 過ぎざりしならむ唯拾芥抄及び香取神宮應保中古文書千田郡を載す村岡貞綱
 曰く拾芥抄は洞院左大臣實熙の著すところ當時豪族相呑噬し莊を呼んで郡となすもの往々これあり實熙察す其私稱に從ひしなり
 或は曰く古記に匝瑳郡長尾以北玉作以南の地を割き千田郡を置くと爲すは即ち莊の誤りなりと故に中村淨妙寺並に日本寺天正十九年
 の朱印狀及び飯高村飯高寺寛永十六年鑄造の鐘銘等に匝瑳郡と記すもの多し千田郡の稱は確乎ならざるも餘して一變説となす尋て世の變遷に會し郡郷の制大に亂れ本郡の地匝
 瑳海上二郡と錯雜混亂し匝瑳郡北條千田の二莊と海上郡木内、東莊等の地皆本郡に入り植生郡の一部
 亦本郡に編し植生莊と稱せり當時の狀は史の記載備はらざるを以て之を確論し得べからざるも極めて
 變遷の多かりし時代なりしは疑を容れず或は曰く匝瑳郡の半部と海上郡の一部が本郡に編せしは永祿
 十二年己巳にして乃ち此變遷時代なりしと要するに其當時は武家の跋扈甚しく領主の勢力如何に因り兼
 并の結果として往々境界を變ずるに至れり是に於て本郡の地域は之を古昔に比するに實に三倍の廣區
 域と爲れり之を二變とす或は曰く永祿中二郡より分離せし諸村は尙舊郡稱を用ひし等
 區々として定まらざりしが元祿中に至り確定せるものなり天正以後今の利根川の北部
 乃ち當時の香取海に洲渚を生じ十六島の村落を爲し以て霞浦を劃れり是に於て本郡の地又北方に擴ま
 れり之を三變とす元和中東南松谷岩井の二村を海上郡に復す之を四變となす松谷岩井は往古より海上郡なり
 に至て傳に復す或は以て
 復舊は元祿中に在り貞享三年千田郡を本郡に合し再び植生莊を別ち更に本郡西部なる今の印旛郡久住
 村地方を割き之に合し植生郡界を定め本郡の地南部に増し西部に減す之を五變と爲す是より先き椿海
 開拓の舉あり寛文より貞享元祿を歴て其功漸く竣り夏目八重穂萬歲等の村落を爲す之を六變と爲す元

祿十三年以後大に各郡の經界を正し海上郡の西北部より匝瑳郡の北部を本郡に合し本村の西部は水掛
 川を以て植生郡を限る滑河町龍正院天正十九年録川家康寄附狀及び同町西大須賀區八幡神社同年寄附狀皆植生郡滑河郷植生
 郡西大須賀郷と爲し同社記に元祿十三年以後西南水掛川を界し本郡に合すと記す植生郡との經界は此
 記に由て證すべく又中村日本寺天正寄附狀には匝瑳郡中村郷と記し同時社記するところ元祿十三年庚辰の言渡書に今より香取郡と改
 め可届出と被仰渡云云見ゆ是れ匝瑳郡との境界を定めし證なり豊里村下森戸宮川二區の水帳等元祿十三年以後に係るものは皆海上郡
 を改めて香取郡と記せり是れ海
 上郡との境界を正せし證なり是に於て本郡の地本州諸郡に在て最大面積を占むるに至れり之を七變と爲す
 後世利根の流域中十六島以東及び各村の北邊に逐年流沙の沈澱あり新田の開拓隨て起り大倉村に沿ひ
 しものを大倉新田と稱し一の分目村に沿ひしを一の分目新田と稱するの類二十餘村に亘り明治三年更
 に須賀山近傍八村に沿ひしものを開拓して沖洲新田と稱す之を八變と爲す同三十年に至り利根川以北
 所謂る十六島地方を割き常陸國に屬するの議帝國議會に上り協はずして止み尋て郡制施行に際し南部
 を匝瑳に東部を海上に屬するの説を唱ふるものあり卅二年一月十三議會を開くに當り十六島分割論再
 び議案と爲り遂に金江津村及び十餘島、本新島の二村を以て常陸國稻敷郡に編す三村は乃ち利根川流
 域の北部にして横利根川の西部に屬せしものなり之を九變となす尋て利根川河身改修の議あり三十三
 年度より工事に着手し大に流域を正し其衝路に當る可き土地を買收し利根兩岸關係の地及び所謂る沖
 洲新田等の地は大に區劃の變遷を來せり之を十變とす是れ本郡地勢の沿革にして縣下に在り極めて變
 遷の多きものとなす

行 啓 誌

本州舊と京師を距ること遠し加ふるに本郡の地たる州の東隅に僻任せしを以て往時に在りては王公

貴紳の足跡を及ぼすこと極めて稀にして僅かに神宮參向の記事等に因り之を見る可きも明治維新鼎を東都に奠め玉ひ本州亦輦轂の下に接せしより三たび聖駕の臨幸を仰ぎ奉り四十四年五月二十一日本郡亦鶴駕の臨啓を辱ふし郡内の地一草一木の微に至るまで徳風に浴せざるなく前後又各宮殿下の御成あり本郡の歴史は日と共に光榮を増すの感なくむばあらず因て特に行啓誌の一篇を謹録し添うるに各記事を以てし永く誌上の紀念と爲し奉る

明治四十四年五月二十一日今上天皇陛下尙は東宮に在ませし時御見學の爲め本郡に行啓あらせられ香取神宮に參拜させ玉ひ又縣立佐原中學校及び郡立高等女學校に臨ませ玉ふ官民及び本郡各學校職員生徒沿途に迎へ奉る中學校御立寄の際伊能忠敬地圖及び遺物伊能魚彦壽幅等を臺覽に供し奉れり尋て御歸京あらせらる是に於て郡内各町村並びに小學校に於て行啓紀念事業大に興る

明治十八年八月廿一日左大臣有栖川宮熾仁親王及び御息所の兩殿下本郡に至り香取神宮に詣らせ玉ふ

年次詳ならず小松宮彰仁親王殿下印旛郡より本郡を歴て海上郡銚子に至らせ玉ふ廿一年陸軍演習の時山時に非りしか武郡地方に至らせ玉ふ

年次詳ならず有栖川威仁親王本郡に至らせ玉ふ

明治廿四年四月四日伏見若宮邦芳王殿下本郡に至り小御門神社に詣らせ玉ふ

明治三十五年八月廿六日閑院宮載仁親王殿下兵を本郡其他に閲し玉ひ多古町多古尋常高等小學校に少憩し玉ふ

年次詳ならず北白川宮成久王久邇宮稔彦王鳩彦王三殿下御見學の爲め本郡に至り佐原中學校に臨ませ玉ひ香取神宮に詣らせ玉ふ中學校長海鹽錦衛香取郡誌を獻す當日佐原町八木善助方に宿泊あらせらる

大正二年四月十五日李王世子李根殿下小御門神社に詣つ

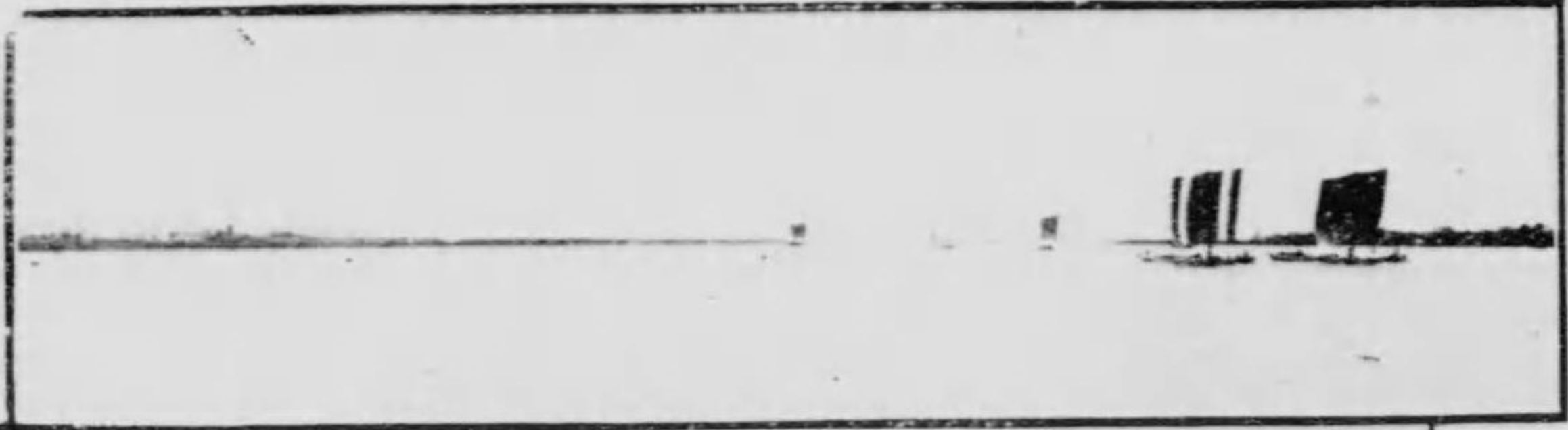
大正二年十一月八日皇儲迪宮御弟淳宮高松宮の三殿下及び華頂宮山階宮久邇宮御兄弟の四若宮殿下學習院生徒と共に御見學の爲め佐原中學校に臨ませ玉ひ伊能忠敬の遺物を臺覽あらせられ香取神宮に詣り御歸途津宮村に出で利根川の風光を愛でさせ玉ふ

大正五年七月十九日久邇宮邦彦王演習地視察の爲め本郡に至らせ玉ひ小見川尋常高等小學校に御休憩せらる

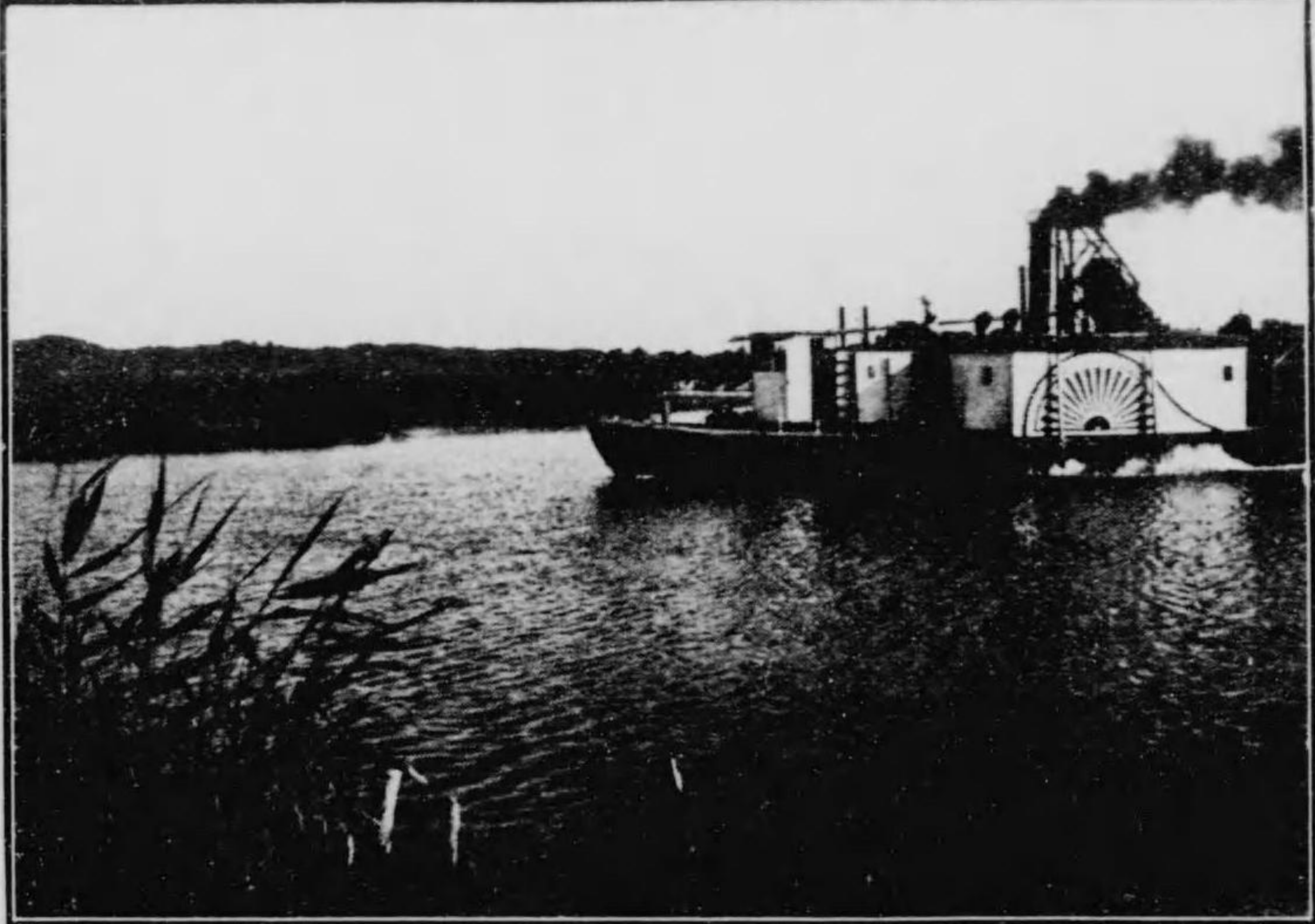
大正五年十一月中旬より下旬に亘り大に近衛師團の機動演習を本郡及び海上匝瑳兩郡等の地に擧げ尋て同師團と第一師團の對抗演習を縣下の地に行ふの豫定あり久邇宮邦彦王殿下演習地御視察の爲め七月十七日本郡に至り多古町子爵松平氏に宿泊あらせらる尋て海上郡に至り再び本郡に入り小見川尋常高等小學校に憩はせられ即日香取神宮に詣り佐原町金田旅館に入らせらる同日妃殿下も亦東京より各姫宮殿下と成らせ玉ひ神宮に詣つ

是年十一月十五日邦彦王及び朝香宮鳩彦王の兩殿下二道より兵を督して本郡に進ませ玉ひ分て佐原及び小見川町鶴島文三郎高橋泰治郎方に宿泊あらせらる尋て近衛師團と第一師團の對抗演習あり而して本郡に於ける激戦は同月十六日たり

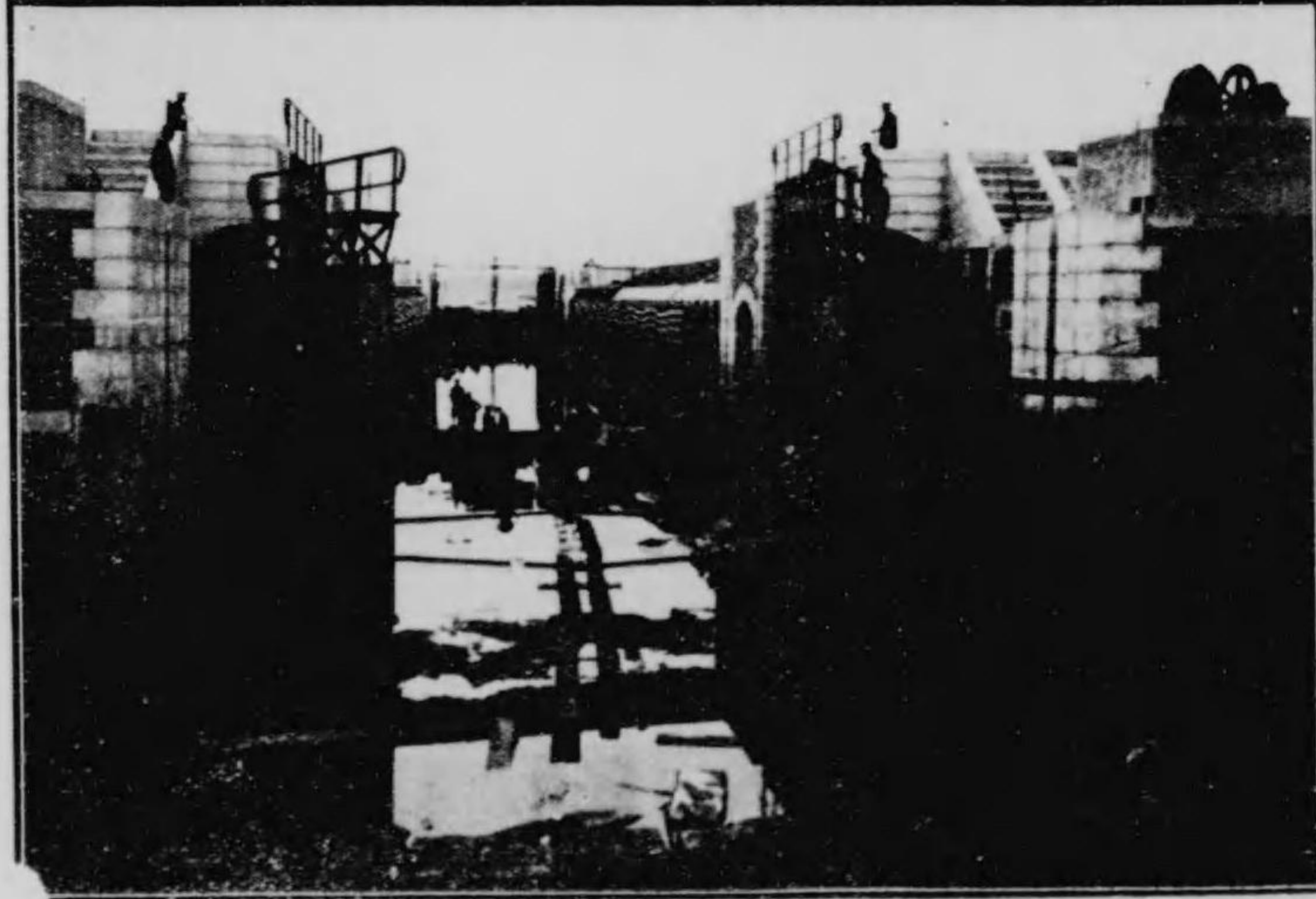
大正六年十月廿一日山階宮藤麿王殿下小御門神社に詣つ
大正七年十月二十四日伏見博信王殿下小御門神社に詣つ



利根の景一



其の二



横利根の閘門

佐原驛



佐原市街



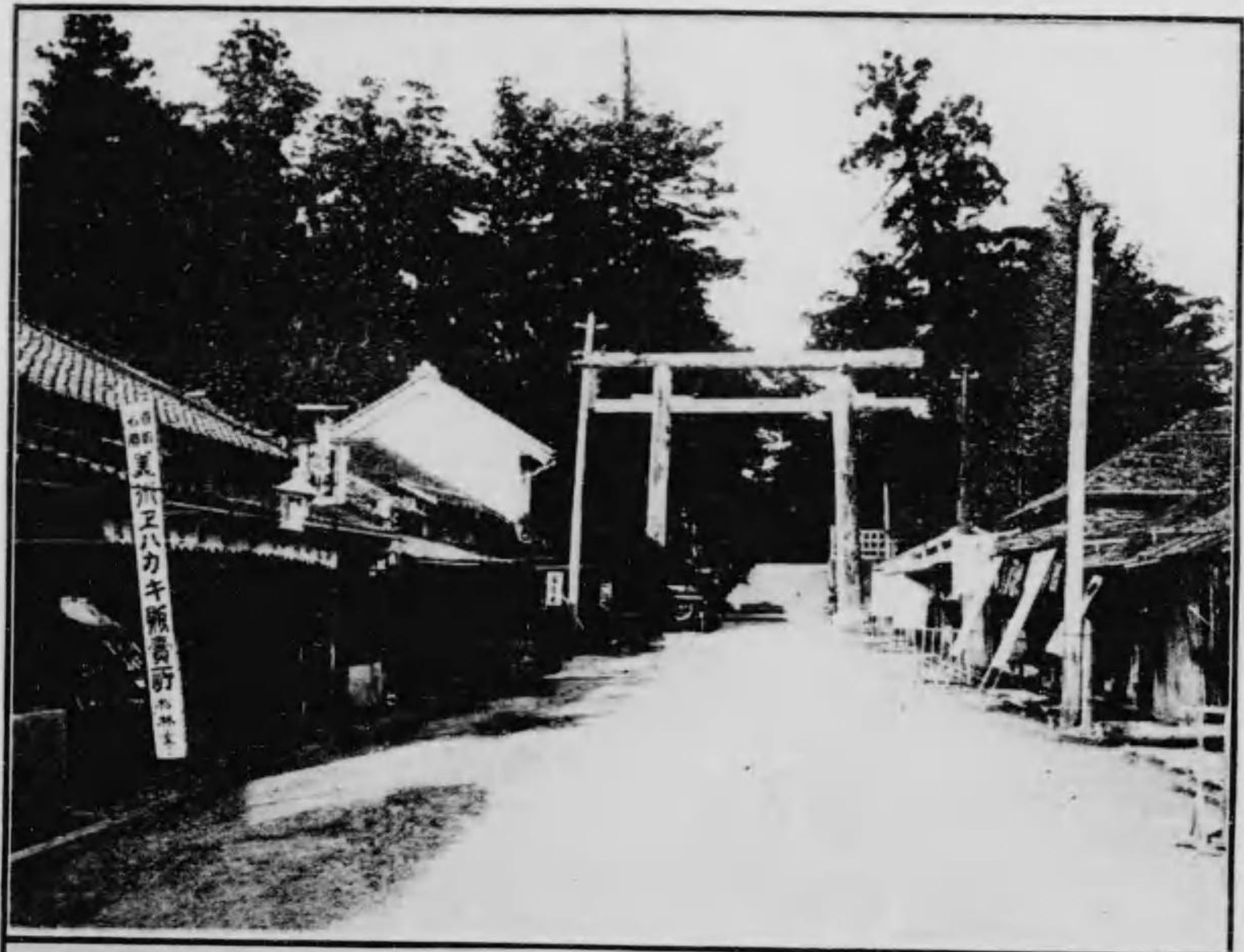
郡驛



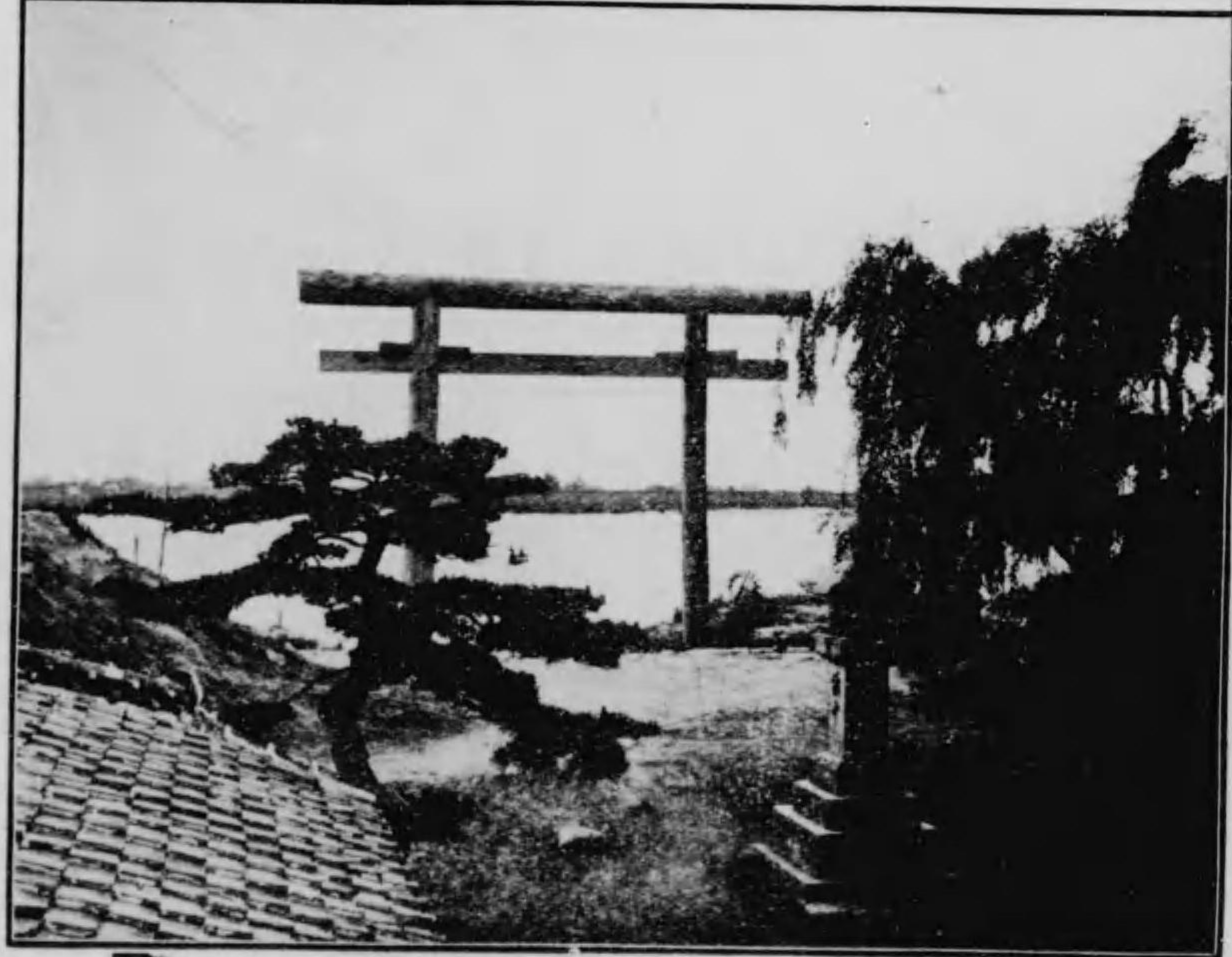
滑河驛



香取町宮中より二の鳥居を望む



神宮の渡しより一の鳥居を望む



第二編

地理誌一章

地勢

本郡の地勢を概叙せむに東西に長く南北に短く中央最も廣濶にして其狀殆んど菱形を爲す。北部より東部に沿ふて利根川の一大長流を帶ぶ。高地は西境より中央に及び更に東方に延く他の方面は低濕の地多きを以て河流皆同一の方向を取らず且つ其高地も海拔百尺内外の丘岡に過ぎざるを以て河流に大なるものなし。郡内發源の河流にして其最も延長するものを栗山川とす西方匠瑯山武二郡の境界を通じて太平洋に注ぐ北方利根川に流出するものありては小野川黒部川あり小流なるも運輸の便と灌漑排水の利あり大須賀川は流域の較々延長せるものなれども排水の便に乏し若し降雨連日に亘らむか河水氾濫耕地を害すること多し。利根川沿岸及び干潟地方は水田瀾茫皆數里に及ぶ隨て肥沃の地多し然れども水害も亦少しと爲さず其他田野丘陵は郡内至る所に連亘するも更に山嶽と稱すべきものなし。矢作、油田、取香の諸牧場址は大須賀、本大須賀、栗源、香西等の諸村に亘り一大廣原を爲し郡の中央に於て主要面積を占めしも今や漸次に開拓し麥圃桑園相望めり

地質

本郡の地質一定ならずと雖も其區分を大別すれば東方豊里、橋、東城の諸村より西部滑河、小御門、

諸町村に至るまで郡中を縦断して最大面積を占むるものを第四紀古層壤土と爲す 高地の部分 畠地多く山林原野亦少からず其地味概して肥沃ならずと雖も本郡に在て農業上の關係を有すること至大なりとす此間の原野及び耕地の表土は深きあり淺きあり且腐植物を含むあり含まざるあり其下層の質は大抵植質壤土又は植土にして腐植物を缺き且其深淺も同一ならず之に亞き一大面積を有するものは第四紀新層地たり分て植質壤土砂質壤土及び砂土の三種となす概ね耕地なり其地味は要するに瘠薄ならずと雖も大抵地下水平近きものなり利根川以北所謂十六島地方及び夏目、八重穂、入野等の諸區は乃ち植質壤土に屬し就中十六島は河成沖積地なり 各種砂土等の河流の作用に仍り累積したる地 大和田、小浮、野馬込、小松、松崎、今、毛成、大貫、郡、谷中、寺内、西和田、佐原、大戸、森戸、關、柴田、奈土、福田、新部、新々田、下小川、南原地新田、小見川、竹内、川上、北原地新田、布野、五郷内、和泉、水戸、島等の諸區は砂質壤土に屬し東方豊里より橋、笹川、小見川、大倉、津宮等の諸町村にして利根川に沿ひし部分の低地は砂土に屬せり多古、染井、五反田、喜多、南並木、中村新田等の數區は概ね第三紀古層壤土にして中野、津宮浦、西田部、村田、片野等は第三紀砂土なり其詳に至りては地質局調査に詳らかなり

地 味

本郡の地味は地質の關係上東西に因り肥沃瘠薄の異なるなきに非るも之を概論すれば農業及び林業等皆之に適せざるの地なしと言ふも不可なきが如し。故に多古産米の如きは優に價格を中央市場に競ふに至れり亦以て地味膏腴の一端を窺ふ可し。獨り水田に於て然りと爲すのみならず荒漠の原野も一た

び之を開拓せば皆多量の産物を收めざるなし。自後更に地味の如何を研究し乾燥濕潤の度を測り實地に就て學理を應用せば本郡の生産は蓋し莫大なるものあらむ

地 種

本郡の地種目は近時大に更革する所あるも之を概叙すれば左の如し 大正六年一月調

御料地	一、〇八六二反	
田	九九八	田は概ね利根川に沿へる地にて豊浦小見川森山笹川橋の五ヶ町村に亘る
畑	三二一四	畑は概ね舊牧場址又は徳川時代の殖林地を開拓せしものにして本大須賀久賀多古豊浦の四ヶ町村に亘る
池沼	三一五三	豊浦小見川森山笹川の四ヶ町村に亘る
原野	二五三	豊浦小見川森山橋の四ヶ町村に亘る
牧場	三二四四	本大須賀村に屬す
國有地	七七六八	
田畑	三〇	佐原町に屬す
宅地	五五	同上
池沼	六一九一	全部に亘る
山林	一〇〇	
原野	一八四	
雜種地	四六一	
社寺地	七四七	全部に亘る
民有有租地	四一、〇九一三	
田	一六、二四四二	全部に亘る
畑	七、一二〇五	同上

宅地	一、六二五一	同上
池沼	四〇	滑河外三十一ヶ町村を除く
山林	一三、八九五七	新島村を除く
原野	二、一七五八	全郡に亘る
雑種地	二六〇	新島津宮万歳神代の四ヶ村を除く
民有免租地	一四四二	
池沼	二五	
山林	七	
社寺地	三	
學校官衙其他ノ用地	一四〇七	
民有年期地	二六三	
田	二三七	
畑	二一	
原野	五	

官民有地の總計を合すれば四万三千二百二十四町八反にして民有免租地の官衙學校其他の用地は官衙學校役場敷地、火葬場若しくは墓地、鐵道用地、隔離病舎敷地、井溝用悪水路堤塘等とす各町村區別は郡統計の備はるを以て茲に贅せず

氣候

氣候は郡の東西に因り多少の差異なきに非るも概するに寒暖中和にして平均極暑九十二三度(華氏)極寒四十度内外を昇降せり霜は十一月上旬に始り四月上旬に終る。雪は一月前後より二月前後に於て降

るも積量至て少く四五寸を過ぐるこ稀なり。而して郡内を大別すれば東部より南部に亘りては稍温暖にして大倉村以西に至り漸く寒氣の加ふるを見る故に嚴寒に際しては東南部の雨天も西部に於ては往々飛雪を見る故に嚴寒に際しては東南部の雨天も西部に於ては往々飛雪を交うること少なからず以て東西寒暖の如何を想すべし。風は春夏東南風多く秋は西風多く冬は北風又は西風多し。所謂る巽風なるものは地方の最も忌惡するところにして間々太平洋上の海氣を騰起し來る方言之を鹽風と稱し最も稼穡の災害と爲るのみならず甚だしきに至りては草木も亦枯死の状態に陥ることあり而して東南諸村及び干潟沿村の部落は殊に損害を受くること少なからず災異誌參觀

氣温及湿度、雨雪量、風向及雲向回数、天氣類別日數等の詳細は香取郡々勢一班及び測候表等に載せあるを以て此に贅せず

風土病

本郡風土病と稱す可きものなし

衛生に關する事は風俗誌中衛生の部及び公會誌中醫師會の部に詳かにす

地理誌二一章

河川

利根川

一に刀根、刀嶺、刀禰、刀寧、又は東寧等の字名を假用す其關東第一の大河なるを以て往古より坂

東太郎の稱あり源を上野國利根郡文珠山藤原沼一利に根内に發し西南流して赤谷川を容れ屈曲東南に向ひ沼田に至り發知川、薄根川を合せ片品川に會し更に南流して勢多、群馬の二郡を限り沼尾及び吾妻の二川を加へ前橋市の西部を過ぎ烏川を合せ佐波、新田、邑樂三郡及び武藏國兒玉、大里二郡との分界をなし北崎玉郡の北境に沿ひて東南流し同郡の東北部を横斷し渡良瀬川を合せ北葛飾郡の北隅に出で二派に分れ南を權現堂川と稱し江戸川是より分流す北を赤堀川と稱す二川關宿町に相會し本流は尙東南に流れ市谷沼鶴戸諸沼の水を受け西南流して本州東葛飾郡境を爲し北相馬郡にて鬼怒キヌ蠶養の二川を合せ更に新利根川を分流し印旛、長、手賀諸沼の落水を容れ遂に本郡境に至り常陸國稻敷行方等の郡界を爲す其本郡に入るや滑河、高岡、神崎、米澤、瑞穂、佐原、新島、東大戸、津宮、大倉、豊浦、小見川、森山、笹川、橋、豊里の諸町村に沿ひ本郡に於て大須賀川、小野川、黒部川等を容れ橋村の地先新堤の盡くる處に於て常陸霞ヶ浦及び北浦浪逆浦等の末流と相合し益東南流し本郡より海上部に沿ひ常陸國鹿島郡を限り銚子港に至り海に注ぐ長さ八十二里一に七十三里其上流上野の流域を上利根川長二十里と曰ひ本州猿島郡五霞村以上を中利根川長約十里餘と曰ひ之より下流を下利根川と云ふ昔時は利根川より江戸川に通ずる舟筏は皆關宿を迂廻せしを以て航通日子を費す容易ならざるより明治二十一年五月より二十三年二月に亘り東葛飾郡田中村船戸より新川村深井に至る川幅六十尺水深五尺三寸延長二里二町の間河幅六十尺を開鑿し利根川より江戸川に貫通する要路を設く所謂利根運河是れなり此水路完成に因り二十七哩程を短縮し往復の便を益すること至大なり然れども此開鑿は民間株式會社の一事業に屬せしも三十二年議會の協贊を経たる河川改良事業は本川に

於ける一大變遷たり之を下に附記す本川の延長にして其本州に屬するものは三十五里本郡に屬するものは十四里許下流は傾斜緩慢なるを以て遠く十八里の上流なる印旛郡安喰邊に至るまで潮汐を感じ水量の多きは本邦屈指の大河たり然れども近年土沙の流下最も甚しく下利根川筋の如き各處に川床の隆起を見ること少からず而して船舶の漕運は上流兩野州に達せり加ふるに河中の物産亦少からず就中鯉鰻鱸鮠鮒鮓鮒鰒沙魚の類最も多額なり

(河川改修)

本川の流域は一府五縣に關し變遷極めて限りなく隨て沿岸の崩壞、土砂の壅塞年と共に加ふるあり是を以て毎歲雨期に際すれば河水氾濫して被害擧て謂ふ可らず是を以て河川改良の説は上下の間に行はれしが明治三十二年、政府は遂に議會の協贊を経て河身改良浚渫を企畫し三十三年度より五十六年度に至る二十四ヶ年計畫を爲し上流の河身を正し更に下流の流漸を迅急ならしめ以て漲溢の害を防ぐに在り

一總工費 金四千二百九十四万二千三百三十二圓四十八錢五厘

縣負擔 四百二十万五千八百三十四圓六十錢六厘

二區域 自群馬縣佐波郡柴根村大字沼の上至銚子町五十一里とし之を三期に分ち更に擴張工事を爲す

第一期 自三十三年度

至四十年年度

一工費 金六百三万四千六百二十六圓九十八錢三厘

縣負擔 百十六万五千八百三十四圓六十錢六厘

二區域 自佐原至銚子 十里二十四町

第二期 自四十年
至大正五年度

一工費 金二百三十万圓

縣負擔 百五万七千圓

二區域 自取手至佐原 十二里二十七町

第三期 自四十二年
至大正十六年度

一工費 金四十万圓

縣負擔 三十二万五千圓

二區域 自柴根村至取手 二十七里二十一町

擴張工事 自明治四十四年度
至大正十六年度

一工費 金三千四百二十万七千五百六圓

負擔 百六十五万八千圓

大略の方針は上記の如く今や第一期第二期工事略ぼ完成せり然るに累年沿岸の被害に徴し速成を期するの必要を認め第三期工事も四十二年度より第二期工事と共に施行せり本縣は茨城群馬埼玉等の關係各縣と之が經費の分擔に任じ本郡より下流に至るの間は二大長堤を本流中に築き北堤は以て霞浦北浦等餘水の暴漲を防ぎ南堤は以て惡水の氾濫を沮止し中流は單に本流の流勢を迅急な

らしむるを主として津宮以東は兩堤を中心とし三脉並びに流下するの形狀を爲し更に橋村地先に至て合して一と爲る而して堤の外内に沿ふて水田及び葎生地あり之を堤内地又堤外地と稱す年二回堤防其他に於て雜草等の障害と爲る可きものを刈除せしむ而して支派川の會合地なる南北兩堤の各要處に閘門を築造し兩岸船舶の往來出入に便せるが横利根川閘門及び印幡沼落口なる長門川閘門の如きは殊に其大なるものなり

(本川沿革)

按ずるに本川の沿革は之を詳悉する能はざるのみならず徒らに冗長に流れ繁雜に亘らむは本誌の主眼に非るも本郡は流域中殊に至大の關係を有するを以て之を略叙し以て參照に便せんとす且上利根及び中利根に關するの事は縣國誌之を明かにす可きの事なるを以て本誌は切に本郡に關する記事を主とせり

往古は本州相馬郡立木以東並に常陸國河内郡以東は常總の山脉を限り渺々たる内海にして村落田疇河脉等を爲さざりしが中世以後漸く淤塞して寄洲を生じ隨て村落を設け田疇を開き堤防を築き終に一の水路を爲したるなり 利根川本支
沿革取調書 清宮秀堅曰く今の下利根川は絹川の河口に屬し古の所謂利根川は乃ち今の江戸川に通せし水路なり今の下利根川の人工を加へしは布佐布川の間開鑿の跡尙ほ存せるに因て證するに足る且古の絹川は水海道驛に於て小貝川に合し文間明神 北相馬郡文
間村に在りの裏面を過ぎ田川邊より下利根川に入りしを寛文の頃今の流域に變せり故に金江津片卷等の地に絹川の字名を存するの處あり以て考據と爲すべし 香取
新誌 蓋し利根川流域の古來より變遷極りなかりしは

言を待たず或は天災に因り遷移するあり人工を以て疏鑿するあり今の所謂下利根川なるものは要するに古への小貝川及び常陸川の末流に屬したるものにして香取海乃ち是れなり河田熊管て利根川十二變説を詳説して之を史學會誌に掲げたり事概ね上利根及び隅田大井等に關するの説なるも地理歴史を研窮するものは併せ參看すれば裨益するところ大ならむ其説に曰く昔は利根川本流は今の隅田川に落ち込み今の江戸川は渡良瀬川の下流にて太井川と稱し銚子へ注ぐ利根川本流は鬼怒川蠶飼川等を集めたる常陸川なりしに後に利根川は太井川即ち今の江戸川へ落ち込む様になり爲めに隅田川を以て武總兩國の境とせしもの變じて此の川を以て國界とするに至れり次て隅田川は全く利根川とは別の流となり荒川の downstream に過ぎざることとなりて舊の利根川の流は今日古利根川とて江戸川と荒川隅田川との間を流るゝ中川となれり然るに享保以後本流は常陸川に注ぐこととなりて遂に今日の形狀と爲れり云々然るに一説舟橋瓜沿革考なるものに曰く中古は印旛沼を南へ斜に透り師戸に到り佐倉の地を過ぎ東へ上總の海へ落候由云々又三四百年以前一派は關宿城二丸前より臺町へ出で當今の常陸川江戸川の間を過ぎ手賀沼の南より師戸に至り印旛沼の南を横切り佐倉の地を過ぎ東上總界の海に入る云々此説の如きに至ては臆想も亦甚しきものにして吉田東伍既に之駁せしも痴人の夢を説くに等しきのみ今下利根川本郡近傍に關する一二の沿革を略記すれば其水脈往時は本郡除津谷より清久島を経て神崎に周流せしを寛永三年松崎より神崎を経て直線に之を新疏し同四年^{戊午}又其下流郡村を迂廻したるを神崎より今村に新疏直流せしめ又中島より北方佐原新田の中を通じ直ちに浪逆に達せしを同年時に佐原地先に新川を疏し其脈を移し

て南せしめ津宮大倉地先に向て流域と爲し以て十六島の耕地を全ふせしめしことあり享和年中享和川を新疏し降て天保年度に至り佐原堤防衝突甚しく北岸崩壊し南岸に洲渚を生ず爲めに水流の迂廻を來せり同二年^{辛卯}一ノ分目地を新疏し水神川と號し惡水を下流に注がしめ三年新に大須賀川を分疏し九年^{戊戌}佐原地内の迂廻せる流域を直疏し今の河流に改む是れ變換の尤も大なるものなり其他自然に流域の變遷を來せしものは年々是れなきに非ず土沙の沈澱し川底を高ふしたるは一ノ分目地先以東新宿地先に至りしものなり即ち須賀山外八區寄洲の如きは皆土沙沈澱の結果にして初めは通船の不便を感せしのみなりしが今や新田を開き嘉穀を殖するに至れり其年度の次第は考ふるに由なきも文政天保以後の出水毎に土沙の沈埋ありしものにして其積量は等しからざりしも凡そ一二尺より遂に六七尺に至りしものとす要するに寄洲の最も生じたるは下利根川に於ては猿山小浮神崎結佐野間谷原佐原等の地先にして北利根川に於ては霞浦の落口たる大島三島等の地先なり洲嶼の最も稠きところに至ては本支の派脈分れて數條と爲り河中別に一河を生ずるが如き奇觀なりしが河川改良の舉あるや其河身に衝るの寄洲の如きは之を開鑿直通し而して南北兩堤は相並で江面を遮り復た是等の狀を見る可らず此間の河幅は一里以上に亘るも河流數條に分るを以て單に本川の一脈より之を見れば其狭きを覺るの感なきに非ず又寛文年間に新利根川新疏の舉あり同川は南相馬郡の東境より起り北相馬郡の南邊を通過し常陸國稻敷郡本新島村上須田區に至り霞浦に入り流域大約十里にして乃ち常陸川^{今の利根川水路}の下流を開鑿したるものにして南相馬郡布佐町と北相馬郡布川町の間に堤防を築き以て本川を塞ぎ同郡押付新田に一渠を鑿ち之を新利根川とし以

て利根川の本流域とせり工事は同二年寅に始まり六年に成る然るに太直に過ぎ平時は水流極めて
竭き易く舟行殊に不便にして暴漲に際すれば塞ぐどころ數は決潰し其利を得ざりしを以て同九年
頃再び布川の堤を去り舊流に復し更に閘門を新川に設け小貝川の水を引き灌漑に供せしめたり或
は曰く此疏鑿たる中利根川の水を導き通船運漕の本流とし以て下利根川の上流を塞ぎ手賀印幡兩
沼の開拓を爲さむとするに在り然るに流域至て淺く兩沼の水亦涸渴せず遂に目的の如くならざり
しものなりと天保二年二月十七日徳川氏下利根川水路取締に付沿岸諸村をして組合法を立て浚渫
漁業等一切の事を辨せしむ當時の書類尙存せり以上利根川沿革取調書近年に至り其流勢を殺ぎ洪水暴漲の害
を防がむ爲め印旛郡安喰町より之を印幡沼に通鑿し直ちに東京灣に達するの議起り調査に従事せ
しことあり今河川の改良と共に流域は更に一大變化を來せり然れども近年に至り土砂の流下に因
り印幡郡安喰附近よりの上流は河身の淤塞殊に甚しく利根運河より下流三里の如きは往々舟行の
不便を感ずることあり又下流に於ても數ヶ所の淺瀬及び川床の隆起するを以て大浚渫を行ふ可き
の説あり又常陸風土記に奈左可能海を載す宮本元球著郡郷考に曰く其址詳かならず今潮來と延方
行方郡との水田間一沼地を指し波逆浦と曰ふと又曰く按するに常陸の鹿島の崎と下總の海上とのあ
いより遠く入たる海あり末はふた流れなり風土記に之を流海とかけり今人はうちの海となん申す
其海ひと流れは北鹿島郡と南行方郡とのなかに入りりひと流れは北行方郡と南下總國の堺をへて
信太郡茨城郡までに入れり云云蓋し本州と常陸の間乃ち今の本郡對岸なる行方鹿島郡等の間は渺
茫として一大海灣を爲し而して本州に屬する海灣を香取海と稱し又常陸地方に灣入せる海濱を奈

左可能海と唱へしものならむか後世桑滄の變に因り洲渚の隆起と流域の變遷に因り遂に今の利根
川を形成し舊狀亦想知すべからず

(船 船)

本川通航の船舶は往時より高瀬船を主とし「ボウヂョウ」又之に次ぐ高瀬船は米五百俵を積むを
通例とし舟子概ね四人大なるも八九百俵舟子六人を常とせり然れども後世水底の淤塞に因り舟楫
の不便殊に甚しきを以て本郡以西の貨物は皆之を小船に移載し僅かに運輸の事を辨するに至れり
百俵以下を「ボウヂョウ」と曰ひ舟子一人にて之を漕運し得べく徳川氏の時は公用船を御用船と
稱し諸侯の用船を御船と唱へ銚子より關宿に上り夫より江戸に入るを直船ちやふねと稱す今も運河を通じ
東京に至るものに直船の名存せり荷物は米穀砥石魚類多く蕙乾草醬油之に次ぎ西浦北浦よりは米
穀薪炭竹類にして乾草は安喰川に入り下志津糧秣廠に入る東京よりは諸雜貨の積荷多し明治十三
年以來は汽船の往復頻繁なるを以て鮮魚の運搬は皆之に因り而して東京行汽船には毎船殆むと鶏
及び鶏卵の積荷を見ざるなし

横利根川

霞ヶ浦の落口より新島村大島三島の二區地先を歴て佐原町の對岸佐原新田に至り利根の本流に合す
乃ち霞ヶ浦と北利根川と相通じ運漕の便を爲し以て十六島を横斷せる南北の水路にして常陸國稻敷
郡を界す天正中十六島諸村の開拓ありしより左右に堤防を築き自ら此流域を爲せしなりと沿革取調書長
二里餘濶六十間

本川と利根本流と合する三角洲突端に大正三年八月より五箇年繼續事業國費四十五萬圓として運河開鑿及び閘門築造の工事あり工事の目的は利根の逆流が横利根を廻りて霞ヶ浦を氾濫せしむるものを防止するを主とし之に亞て船舶の航行を使ならしむるに在り其計畫は横利根の下流二町餘の箇所より下方を埋没し其れより三角洲を斜に下利根に向て百數十間の堀割運河を開鑿し又下利根より同様工事を起し其中間に閘門を築ぎ而して閘門の總延長は三百間にして閘門前後二箇所の幅員は四十尺中央部の閘室幅員三十六尺、門扉は縱横二十尺左右より二枚都て四枚とし厚さ五寸以上の鋼鐵製とす又渠水給排溝を設け船舶入渠の際は一方の閘門を閉ち船首方向の水準を平かにし航通の自由に供するを目的とす運河及び閘門の水深は平均二十尺にして前後の閘門は花崗石及び煉瓦にて築成し閘室は全部混砂土を以て凝固せしむべしと乃ち千葉茨城兩縣に於ける利根水路唯一の關門にして第二期工事中の大事なり

北利根川

本郡新島村地先と常陸國行方郡牛堀町との間に於て霞浦の餘水を受け東南流し境島扇島加藤洲諸區と行方郡潮來町等を歴て附洲新田に至り浪逆浦に合す即ち常總二州の境界を流るゝ水路にして亦十六島の北方を限る蓋し同島開拓以來自然に流域を爲せしものなり長三里濶六十間航通の便少からず大須賀川支川

源を本大須賀村前林字大堀山に發し同村及び大須賀米澤の三村を経て瑞穂村西和田區字關下荒井に到り兩派になり一派は粉名口川と稱し東大戸村大戸川に至り更に二分し一は同村大戸大戸川森戸の用水となり同村森戸及び佐原町岩ヶ崎の地先に至り一は東大戸村川尻より利根川に注ぐ此水路は天保三年^{壬辰}に新疏するところなり又一派は瑞穂村西和田地先より同村鶴崎寺内堀之内谷中の數區を過ぎ數派に分れ或は耕地に入り或は東大戸村大戸川より川尻に至り本流に注ぐ此水路は寺内谷中堀之内三區の用水路にして明歴年間の開鑿に係る水源より一里餘本大須賀村松子より下流舟楫を通すべし沿ふところ六十餘區に及ぶ然れども霖雨に際すれば下流の諸區は往々漲溢に苦み俗に大須賀水と稱す其水脈殊に屈曲せるを以て俗に之を九十九曲と稱す長合六里濶五間より十間に至る近年關係各町村治水組合に於て其屈曲を改修し又下流利根川に合するの地先排水口に於て閘門設置の議起れり鯉鰻等の水産少らず

小野川支川

利根川の支川にして源を香取町下小野區字藤倉に發し香西村矢作大崎二區及び神里村清里區等より發する小流を合せ北流して香取町多田に至り北折し佐原町牧野區を歴て佐原町を中貫し本流に合す長二里十五町濶平均六間下流一里許の間舟楫を通す加ふるに佐原町繁華の地に屬するを以て河口は船舶常に輻輳し常陸潮來牛堀鹿島等に對するの要津にして協橋より下流西岸は新島及び常陸地方に至るべき縣道たり大正二年五月二十九日浚渫の議佐原町會に上り遂に町費及び縣費補助を以て之に従事し河岸石垣及び浚渫工事は着々功を奏し更に漕運其の他の利便を得たり

黒部川

亦利根川の支川なり三源あり一は府馬村志高及び府馬兩區の間より發し一は神代村和田區字稻荷入

地方より來り一は萬歲村溝原の山間に發し數源相合し一と爲り八都村仁良區等より出るところの細流を合せ環流して同村川上區を歴て小見川町に至り本流に合す長三里四間淵上流は平均五間下流は十間餘に及び日之橋より下流舟楫を通ず其小見川中央の地を貫流するを以て船舶發着の要津たり此發源なる字稻荷入に黒部の地名あり元祿中徳川氏八州地圖を製するの時取て以て水路に名づけ同三年^{庚午}川上村所屬數百間の屈曲を正ふし水利を便にす^{川上村舊記同區高木泰三藏文書に元祿二年改鑿約定書あり}

按ずるに本川は麻績郷近傍を流過し其河口を小見川町と稱するより之を考ふれば往古は小見川の稱なりしも後世に至り黒部の名を用ゐる以て町名と區別せしならむ

栗山川

源を大須賀村櫻田栗源村高萩又は山倉村鳩山等より發し更に栗源村助澤、荒北、澤各區より發源せる溪流を入れ久賀村及び多古、日吉等の諸町村を過ぎ南流して匝瑳郡と上總國を界し更に同國山武郡綠海村と匝瑳郡境に於て九十九里灣に注く其流域は本郡大須賀、栗源、久賀、常磐、中、吉田、多古、日吉、東條、匝瑳郡南條、白濱、東陽、山武郡二川、大總、横芝、綠海、蓮沼等の諸町村に亘る長九里三十四町淵平均十五間舟楫の便漁獲の利あり然れども河身の屈曲甚しく且水流の勾配頗る緩慢なるを以て霖雨溢漲に際すれば其損害も亦大なるものあり又下流多古町島區と日吉村との間に於て土堰を設け其水流を堰留め春季若くは六七月水田灌漑の用に供することあり是れより先き河身改修の説數ば起りしも未だ其時期を得ざりしが大正四年遂に縣會の議題と爲れり尋て六年三郡關係町村より經費を分擔寄附し七年度より七箇年繼續事業として改修す可きの議起り幾くもなくして

縣會に附せしが無期延期と爲れり支流に高谷、木戸、借當等の小流あり

新川

神代村窪野谷の溪澗兼田堰又は同村大久保堰より發する干潟用水路を水源と爲し萬歲村字水門を経て七間堀に注ぎ是より上流を萬歲川又八間川と稱せり夫れより干潟耕田を貫通し匝瑳郡に入り共和村新町區を流れ五間堀に合し新川と稱す同郡共興村に至り九十九里灣に注ぐ下流は舟楫の利あり長四里餘^{字妙義尻より下流三里十九町餘}に及ぶ本川は干潟開鑿の當時椿湖の潜水を決せむが爲め寛文十年關口作左衛門八木仁兵衛奉行となり以て之を鑿ち辻内刑部左衛門其工事を督せしを以て一に刑部川の稱あり正徳中代官万年長十郎兩岸堤防松竹芝等の植付を督修す後世河流の壅塞と堤防等の修理を缺きしを以て一朝霖雨に際すれば干潟耕田は往々湖水狀を呈し損害も亦甚しきものあり徳川氏の時に在りては常に其浚深を行はしめ以て下流の淤塞を改修せしめたり享保安永天明弘化其他の浚深又は裁決等に關する書類等は尙舊新田十八村の舊家に存するもの少からず以て本川の資料と爲すに足る往年より當局は更に之が改修調査に従事し栗山川と共に官民間の苦心する所たり

高谷川

栗山川の支川なり多古町一鍛田區及び山武郡千代田村より發する溪澗諸水を合はせ東條村の東隅落合と山武郡大總村との間に於て本川に合す毎年春夏の候大總村字谷臺地先に於て土堰を築き谷臺及び東條村牛尾區稻田の灌漑に供し其利頗る大なり長約三里八町東條村附近の地は河川に沿ふのどころ低窪なるを以て本支川共に高さ六尺乃至一丈二尺延長十八町の堤防を築き河水の氾濫に備ふ

多古橋川

亦栗山川の支川なり多古町飯笹地方より發し東條村の東北に沿ひ本川に合す上流多古町島區に水門一箇所を設け更に本川に合するの間二ヶ所の土堰を築き東條村船越區稻田灌溉の用に供す

水掛川

印旛郡久住村大室區の東方に發し西北に流るゝこと二里許同村水掛區に於て長沼に入る下流十五町許本郡滑河町に沿へり

淨向川

源を小御門村倉水に發し北流し青山名木等を歷て高岡村高と神崎町小松の間を流れ利根川に入る長二里許舟楫の利なし

水神川

源を豊浦村一分目に發し東南流して三分目富田を経て小見川入江に入る長一里許本川は天保中徳川氏の疏鑿に係る小舟を通ず可し

堤防

堤防は本郡に於ける政治及び經濟上に關せし一問題にして十六島分割論の又嘗て起りし所以なり河川改良の舉ありしや其衝路に當るの土地を買上げ或は河心と爲し或は堤敷となし大に流域を正し更に新堤を築き河流、堤防は共に一大變化を來たせり下流滑河、高岡地先の流域を正し或は小見川以下の地

先に於て流域中更に新堤を築きし如きは本郡に在りては變化の大なるものなり又左右兩堤間各要處に閘門を設け一は舟運に便じ一は洪水の時本流と左右惡水路の暴漲を遮斷するに在り而して本郡佐原及び上流取手間の河幅は改修工事の進捗に伴ひ従前の二倍半即ち三百間に擴大せられしを以て隨て兩岸新堤防は二十尺以上に及びしどころあり大正七年十月八日佐原町より下流改修竣成の結果更に新堤の認定と舊堤の廢止告示を爲せり今其本郡に關するものを擧ぐれば左の如し

利根川右岸 二万四千八百六十五間

滑河、高岡、神崎、米澤神崎米澤間別圍堤九百九十三間あり、東大戸、佐原、津宮、大倉、小見川、森山、笹川の十二

町村に沿ふ

同 左 岸 一万九千二間

東大戸、佐原、津宮、大倉、豊浦、小見川、森山の七町村に沿ふ

別に左の二堤防あり

横利根川堤 三千六百三十八間

佐原、新島二町村に沿ひ同川の東堤なり

北利根川堤 六千六間

新島、大倉の二村に沿ひ與田浦を圍む

以上記するところは今日の現狀なるも左に本郡に關する舊誌を抄録し以て沿革に資せむとす

(節略)利根川の堤防中南岸なるものは滑河町西大須賀區に其一部を築き是より本川に沿ふて或は斷

り或は起り延長一万七千二百間二尺丁數二百八十六町四十間二尺に及ぶ或は利根の古脉と新川との間に於て新堤内更に舊堤を存するあり今區及び川尻石納西代飯島諸區の如きは皆圍むに堤防を以てし是より斷續定まらず大倉村に至て止まる北岸なるものは延長一万八千七百十間三尺四寸丁數三百一十町五十三町五十三間三尺四寸にして南岸に相對し金江津村を起點とし河流に沿ふて東し其間折れて横利根北利根の諸川に入り十六島を包括し本流に屬せしものは大倉村字新田沖の洲に止まる然るに横利根川以西金江津村に至るの間は今常陸國稻敷郡に編せしを以て本郡に屬するものは其半ばを減せり沿革及び精細の調査に至ては之を詳にす可らざるも一二記傳に散見するものを擧ぐれば古記に利根川堤古戸村より下五ヶ村に至るの間一万八千三百二十九間總計八里十七町二十九間高一丈乃至二丈敷十五間馬踏三間乃至五間文祿四年築立石川佐治右衛門云々あり或は曰く五ヶ村は大徳官淵長竿源清田生板ならむと皆本郡の所屬より上流なる南相馬郡及び常陸國稻敷郡地方のことに關す是に因て之を考ふれば下流の堤防は即ち後年の築工にして新田等の開拓に因り隨て増堤せしものならむ附するところの名稱に南和田堤新川堤沖の洲堤立會堤川脇堤等あり皆堤防中の一部分を指せしものなり舊郡又大須賀川河口なる瑞穂村地先に長三十三町七間の内堤あり内水を防ぐの用に供す北岸南和田堤に修堤碑あり錄して參考と爲す

修南和田堤記

千葉縣令從五位 船越衛題額

明治十八年四月、我北總香取郡佐原村、南和田堤工事告成、組合十四村之民、相告曰堤既成矣、我輩永免水患矣、蓋建碑紀其事、來請余文、堤當利根川之衝、而在橫利根川分派起頭處、

是以本流漲溢、則水勢激射、奔流衝突、蝕啗堤趾、隨築隨壞、無不歲起、役、民不遑寧處、余亦生其間、親視其事、每以病之、及承乏本郡、衆皆曰、南和田堤、動輒壞決、水害相仍、君之所熟知也、聞有蘭法能遏水勢、今因其法以改修、得長免患害、則民之幸矣、如其工費請集衆力而辨之、君其圖焉、余大嘉之、遂以明治十五年十一月、定十四村之議、釀金三千圓、乃具狀請諸縣令船越君、君素憂沿河水害、至是直允其請、特聽以地方稅若干助之、尋遣屬吏植田藤作董役、十六年九月、先就水勢最衝突處起工、越明年四月告成、縣令臨視慰其勞、民皆感奮、更修全堤、復釀金二千五百圓再就役、其年八月利根川暴漲、而所嚮改修處、毫無虧損、民皆曰、果有驗矣、十八年四月、役全竣、夫十四村被水害者、不知幾歷年所也、今而免其患焉、是雖因民之損資勞力銳意就役、抑亦非我縣令憂民之篤、與董役者勵精盡力、安能至此哉、是舉也、閱月二十、要費一万六千四百餘圓、而堤隆然改觀者、六百三十有五間、蓋地方盛事也、嗚呼自今以後、得長免水害、專力稼穡、則瘠土化為膏腴、荏葦關爲沃壤、豈難期哉、雖然安堅牢、而忘患害、忽防虞、而就偷安、吾恐蟻穴之潰、或生意外、十四村千四百四十五町餘步之田園、流亡無遺、將有甚於昔日戒悞之日者矣、豈可弗思哉、可弗慎哉、所謂十四村、曰佐原、曰篠原、曰津宮、曰大倉、曰西代、曰八筋川、曰大島、曰三島、曰境島、曰扇島、曰加藤津、曰磯山、曰中洲、曰長島、是皆關係於本堤、而共利害者也、若夫與工事、而有勤勞者、錄姓名於碑陰、以傳不朽云、明治十九年三月、香取郡長大須賀庸之助撰、之を要するに本川の堤防は日下河川の改修中に係るを以て其完成を待ち大に變更するところあらむ

漁場

本郡は河川に利根、大須賀、栗山等の本支川あり與田浦及び小見川入江等亦之に沿ひ而して其他の池沼處々に散在するを以て水産に富めり與田浦は新島村に屬する入江にして同村の大部分及び津宮、大倉等の一部を以て之を形成し繞らすに堤防を以てし水面二千町歩一大湖沼を爲す沼中天然の淡水魚及び淡貝等の水産物多し鯉魚は殊に此湖の名産を以て稱せられ中央市場の唱道する所なり或は此湖を包括し以て一大養魚場の計畫を爲すものあり其他漁村にして利根川に屬するものは滑河、高岡、神崎、東大戸、佐原、新島、津宮、大倉、豊浦、小見川、森山、笹川、橋、豊里の十四町村とし、大須賀川に屬するものを東大戸、瑞穂の二村とし、栗山川に屬するものを久賀、中、多古、東條、日吉の五町村とし、與田浦に屬するものを新島、津宮、大倉、佐原の四町村とし、小見川入江に屬するものを小見川、豊浦、森山の三町村と爲す又此入江に於て淡水魚養成の計畫を企望する者なきに非ず要するに本郡に於ける淡水魚養成は好望と謂ふべし、漁業組合を設くるものは豊里村漁業組合同村宮原區に在り、橋村漁業組合同村石出區に在り、市和田浦漁業組合新島村屬島區に在りの三と爲す漁具は小形地曳網、鵜繩網、無雙網、手繰網、鮭鱒流し網、刺網、簀立、雜網、鰻、ヅウケ等と爲し之に従事するの漁戸六百二十七戸漁船七百七十五隻たり左に漁獲の概算を掲ぐるも固より其一半を窺ふに過ぎず

鯉	一〇、〇六〇	九、四九六
鱒	一三二	二四一
鮭	三七七貫	六一〇貫

鰻	一七、三五六	二一、八二〇
鮎	一一、〇〇八	五、五二六
鱒	一三、二三一	五、八九四
鮭	一五、九八五	四、七九三
鰻	二、九八三	八七九
鰻	一、〇五六	二八四
沙魚	三、二〇三	九二三

其他 鮎、白魚、蟹等の魚介類亦少からず別に公私有水面地に鯉、鰻の養殖收穫七百七十七貫、二千三百九十圓あり

漁獲物は期節に因り種類と漁額に多少の増減變化あり加之みならず河流の關係に由り漁場の位置も亦遷移するを免れず譬へば利根川に於て魚類以外の一大産物に數へらるゝ、蜆の如きは天正より寛永頃に至るまでは小見川附近を第一好産區と爲し文化文政中尙ほ小見川蜆の名稱を存せしが徳川氏の末年より明治の初年に於ては位置稱呼共に笹川地方に移り明治の中世に至ては更に下流石出、今泉附近に移りしが今や其下流宮原、櫻井附近に非れば利産を占むる能はざるに至る推して數十年の後に至れば又更に其下流に移り昔日の小見川蜆は野尻蜆又は高田蜆二區共海上郡の名を以て食膳に供せらるゝこと彼の淺草海苔の其名稱地を距り遠く品海に産するが如きの事實を顯出せむか、又利根に於て鱈鮭鱒の如きは流域の上下に因り大に肉味の美惡を殊にし佐原以上純淡水なるに隨ひ其美を増し下流鹹水を交ゆるに隨ひ其味を減せり、鮭の漁獲は年毎に減少し敢て其生産を誇るに足らざるも唯帝國太平洋沿岸の河川中鮭の上る最南端は乃ち利根川にして地理と學術上研究の價値を有せり鰻は平時常に漁獲あるも所謂

「黒の下り」なるものは秋期出水の濁流と共に下り陰曆十月の交に至るまでを最好期とす然れども利根川に於ては本郡佐原より下流を盛漁の地と爲し本郡より上流に至ては漁獲少なし又味に於ては「青」と「下り」の二種を美なりとす都人士の食膳に誇賞せらるゝものは乃ち此二種にして青一名銀鰻は殊に美味の名あり「獅子」一名「オカメ」と呼ぶものは沼池細流にて漁獲するところにして劣等とせり、鯉鮒鮎は本郡橋村より上流を本場とし佐原對岸常陸國牛堀邊の鯉と小見川邊の鮒鮎は對等の賞味を以て稱せられ他に鯉鰻沙魚等漁獲多し鮎は池沼水田到る處に棲息し漁業者は概ね「ヅウケ」漁を主と爲すも彼ら東風凍を解き春水四澤に滿つるの候に至ては農家の童男幼女は日没を期し耕田を撈り漁火明滅或は高く或は低く干瀉耕地の如きは水を照らすの火影は實に其幾千點なるを知らず亦漁獲以外の奇觀たり一二時間にして一人の獲るところ概ね二三百目より五六百目以上四百多を以て一升とすに至るものあり山村の境、萬頃の田、鳴蛙を耳にし漁火を目にす此間自ら野趣あるを覺う

湖 沼

本郡の地湖沼地少からず天然に因れる入江又は沼澤地と人工に成れるものとの二種あり而して前者は多く漁業場又は眞菰地の類にして上章漁場の類是れなり後者は概ね水田灌漑の用に供し各村に散在せり今其重なるものを擧ぐれば大略面積五反歩以上のものを滑河町猿山區箱池壹町六反、小御門村三ヶ所、高岡村高岡區字大境溜池三町五反五畝廿四歩傳へ曰ふ井上筑後守領内、池田沼七反五畝、堂の下溜池一町一反二畝二十九歩、外溜池十九沼二ヶ所、神崎町今區と米澤村入會字前洲川沼二十七町八反、米澤村郡區字親沼一町五反、武田、大貫、新、立野

四區入會字大貫前溜池十二町五反歩共同狩獵地に貸附し又灌漑用に供せり、外溜池五ヶ所、瑞穂村沼四ヶ所、新島村境島扇島、加藤洲、磯山四區と佐原町中洲、長島、篠原三區並に大倉村入會與田浦沼三百町、外溜池四ヶ所及び眞菰地あり佐原町佐原字丸江湖五町六反、道元洲沼五町二反五畝三歩内一郭は篠原區字九治沼四町五反八畝八歩、佐原中學校艇庫用地とす、篠原區字九治沼四町五反八畝八歩、同區字菊分沼九反二畝十三歩、字助左衛門洲九反七畝十歩、東大戸村大戸區字地口溜二町三畝、外溜池七ヶ所、大須賀村三ヶ所本大須賀村八ヶ所、香西村一ヶ所、香取町四ヶ所、津宮村五ヶ所、豊浦村一ノ分目區字八ッ溜池九反歩、外十二ヶ所、小見川町本郷區字部田溜池二町一反一畝、下小川區字野口溜池六反一畝、野田區字上谷中溜池三町四畝、外八ヶ所、神里村上小堀區字茅揚場溜池二町十歩、虫幡區字野口溜池二町一畝、白井區字關ノ上溜池八反外歩餘、三ヶ所、八都村小見區字和田溜池一町六反、竹ノ内區字新田溜池二町四反五畝、字淺間下溜池八反二畝、高野區字新堀溜池五反六畝、米ノ井區字長谷下溜池六反、同區字西ノ下溜池九反二畝、高野區字暖川溜池五反八畝、仁良兩區入會橋堰二町三反二畝十八歩、外十餘ヶ所、森山村岡飯田區字川ノ入溜池九反二畝、下飯田區字瀬戸溜池一町二反、川頭區字唐崎溜池一町二反、外十九ヶ所、良文村五郷内區字茶袋溜池一町一反、同區字水神前溜池一町四畝、阿玉臺區字根蕪田溜池二町五反、和泉區字房地山溜池七反六畝、同區字五反田溜池一町一反一畝、外廿一ヶ所、府馬村府馬區字石田川溜池一町二反、同區字駒込溜池二畝十歩、常磐村五ヶ所、栗源村四ヶ所、久賀村十二ヶ所、多古町十八ヶ所、日吉村十ヶ所、東條村船越區字谷溜井七反、外十二ヶ所、吉田村吉田區字古井戸溜池七反九畝、外二ヶ所、中村三ヶ所、飯高村十三ヶ所、豊和村大寺區字蓬田溜池七反九畝、米持區字關溜池二町五反、古城村方力區字龜城堰三町九反、同區字長熊溜井三町八反、秋田區字山下溜井二町一反一畝、中和村米込區字紙敷溜池五反七畝八歩、入野區字太田溜井五町四反六畝十八歩、外一ヶ所、萬歲村兼田溜池九町五反、大久保溜池九町五反、神代村平山區字坊堰三畝一歩

九反 外廿一ヶ所、笹川町字三反町溜池三町五反、同町字沼内溜池八反五畝、外八ヶ所、橋村青馬區字長峯溜池二町三反、同區字上關九反五畝、石出區字禾生溜池一畝五反二畝五步、今泉區字入岨一町九反、羽計區字川中郷溜池八反四畝、宿區字谷津溜池一町二反、外十四ヶ所、東城村夏目溜井十六町三反、外一ヶ所、豐里村宮原區字雙峰溜池五反、外一ヶ所等なり而して皆國有に係るも溜池の修繕等は從來關係町村に於て之を負担せり、而して築造年度の詳なるものを擧ぐれば慶長二年田部村今八に於て宮下堰溜井及び荒波堰を設け同十年の旱魃に際し田部村及仁良村八都村に於て水田六十石の地を開墾し橋堰を設け寛永五年佐倉城主土井利勝は其領内なるを以て川上村亦八都村谷堰用水溜及び佐倉川同村用水溝延長四百八十間を築き灌漑に便し、後世干潟開墾椿新田の成るや又十四溜井を其沿村便宜の地に設け以て灌漑の用に供し大なるものは縦六千四百三十間横二千四百間に及ぶものあり其本部に屬するもの八ヶ所にして東城村夏目區は同區より替地夏目に替地地名存すを小南區に出し以て夏目溜井前を設け萬歳村萬歳區は替地を遠く神代村窪ノ谷區及び大久保區に出し以て兩區に兼田堰及び大久保堰を設け其他豊和村松本溜井、古城村長熊溜井、同村龜代一城溜井、中和村堀ノ内溜井、同村諸徳寺溜井皆同時同様の設置に係り共に寛文十一、十二兩年度に亘れる工事たり

澤寛藏曰く余乏を香取郡長に受くるの前年乃ち大正五年六七月の大旱魃あり尋て七八月の虫害及び利根、栗山の兩川と干潟の出水に會す恰も明和七八年度に亘り旱、蟲、水の相次で起りしが如く而して旱害の大なりしは亦殆ど明和度に伯仲せり時方に插秧期に入りしも月を経るの早氣は日と共に加はり香海區三郡の地尤も甚しく萬頃の水田は悉く龜裂の狀を呈し百般の救濟術も皆無効に歸せり

此間纔に一縷の命脈を保ちしものは溜池設置の村落にして或は植付に着手し或は灌漑に従事する等大に時期を錯まらさりしものあり而して植付後除草の結果を見るに一旦乾涸せしものと用水に乏しからざりしものを比較するに其努力は十倍の差あり加之のみならず旱害に伴ふ螟蟲の發生は時々之を見ることにして其被害は甚大なるものあり豊作なる豫想も反て全滅の悲境に陥るものなことを之が驅除防止は幾多の方法なきに非ざるも田中に灌漑水を利用し殺蟲油料を流浸せしむるは又簡易の方法たるも用水に乏しき地方は之を望むも亦爲し能はず谷用水池の必要を感じり而して本郡の地勢は幾多の岡脈あり以て分水嶺を爲し水田は概ね此地勢に隨て展開し岡麓溪間皆溜池設置の便地あらざるなし然れども徳川氏の時に當りては本郡の地は數百領主に分れ一村今一區概ね二三より七八甚しきに至ては十二或は十三領主の分領する所たり故に種々なる關係と區々の感情は往々反目對抗の弊を生し到底一致の行動を爲し能はざるものあり是を以て溜池設置の如き一村中に在りても甲領主の所管内に係るものは乙領主管内は袖手羨望して一滴の水を得る能はず一村己に然り況んや他村他郷に於てをや、今や全國一令の下に立ち利害の關係は一國一縣より推して全邦に共通せり故に溜池設置の如きは事情之を許すを得は彼此便宜を圖り、或は替地を出して之を新設し、或は從來の溜池に因り之を擴張し又は修繕を補助して其分水を受くる等幾多の方法を設くるの必要あらむ、兵庫縣下に於ける淡路國の如き海中の孤島なるより天然の雨水を待つに外なきを以て苟も水利の存するところは溜池に溝渠に百方用水に留心し大に参考に資すべきものあり、余は大正七年度の大旱害に際し東奔西走其慘害を目撃し郡民諸氏に同情を表すると共に又大に溜池設置の必要を感じせんばあら

予嚮時井上筑後守が高岡溜池を設け其領内の灌漑に供せしが如き、慶長十一年田部仁良兩村民が旱害に鑑み善く共同一致して水田六十石を棄鑿し以て桶堰を新設せし英斷の如き、干瀉開拓當時に於ける十四溜井設置の如き、殊に其設置に當り替地を出し彼此の便宜を圖りし如き、或は萬歲村人が善く惣堀保存を講せしが如き、干瀉開拓の當時新田周圍十里八町六畝余其周圍更に三濠渠を築らし大惣堀、中惣堀、内惣堀は更に大惣堀に對するの豫備溝と爲し内惣堀は灌漑用の水路とす然るに後世遺制大に壞れ殊に大惣堀の如きは遠跡も亦見る可からざるあり萬歲村萬歲區に沿へる大惣堀は尙ほ備存し溜池に供せり、前人用意の周到なるを見る且つ溜池設置と共に各水源地に植林を計畫し雨水を吸集し水源涵養の實を養ひ一方には水の放射力を節し灌排をして共に利ならしむるは最必要の事業たり聞く土井利勝の曾て本郡を領し又佐倉城主たるや殊に心を民政に注ぎ植林を奨勵し、溜池を築き、用水溝を引き、堤防を修むる等本郡内亦遺址の存するものあり偉と謂ふ可し終りに臨み一言せんと欲するものは從來の溜池中更に修繕を加へず荒敗に任ずるものなしとせず最も痛心に堪へざるところなり余や在郡未だ久しからず且つ溜池設置の如き其説の當否を知る可らざるも偶々此大旱に際するを以て卑見を此に附す

鑛 泉

瑞穂礫泉

瑞穂村谷中字油免に在り縣道を距る數町の地に屬す明治三十七年中同村人高柴榮太郎の發見に係る當時之を東京衛生試驗所技師に托し分析を求め左の結果を得たり

比 重 一、〇五〇六

總固形物	一リートル中	二八、八九四〇瓦
鹽化ナトリウム	一リートル中	一七、〇七六七瓦
鹽化カリウム	同	〇、二九四六瓦
鹽化マグネシウム	同	四、三三〇一瓦
硫酸マグネシウム	同	二、〇二九〇瓦
重碳酸石灰	同	一、三三三四瓦
鐵	同	〇、〇〇九四瓦
アルミナ	同	以上極少量
有機物	同	多量
矽酸	同	
硝酸	同	

以て皮膚病、胃腸病、骨系諸病、子宮病其他に効ありとこ近來浴場を設け入浴に供せり

上 水

八都村上水

八都村竹之内及び小見の二部落は從來の井水殊に汚濁なるを以て之を濾過して飲料に供せしが一朝旱魃に際すれば井水も亦乾涸するを以て竹之内區に於て橋本長右衛門岩立甚左衛門岩立又兵衛岩立安右衛門等發起と爲り字子安山の麓を穿たむことを計り明治六年八月新治縣廳の允可を得工事に着手すること六十日遂に深八十間餘の横穴を穿ち同年十月五日工全く竣り清水を得て二十四戸に分注す此延長約六百間四十年水源より分水所迄約三百間を亞鉛管に改めたり小見區は明治三十九年四月宇實松作道に於て俗稱淺間山の麓に十一個の掘抜井戸深さ十間なるものを設け湧出する水流を一ヶ所に集め更に之を各戸に分注せり此上水開通は利益と衛生に關し其効果頗る大なりと云

第三編

交通誌

郡内を通じて道路は尙ほ完備を缺くの觀なきに非るも東京より銚子港に達する縣道は郡中を東西に縦貫し是れより南北に横斷せる八日市場町匝瑳郡又は旭町海上郡及び常陸國潮來地方等に至る可き各縣道あり幾多の樞要里道は是れより分岐し以て各方面に向ひ別に成田鐵道は佐原を起點とし西走し總武鐵道は本郡の東南部に接近し交通を益し輕便鐵道は多古町と成田町印旛郡間を通じ又水路には定期汽船の日夜航行して各地の交通運輸を助くるあり之を下章各項に分記せるを以て宜しく參照すべし

里程

本郡の首邑佐原町より各地に至るの里程を記すれば左の如し

東京市へ廿一里廿四町、千葉縣廳へ十六里一町、佐倉兵營へ十里卅一町、習志野へ十七里五町、下志津へ十三里八町、國府臺へ十八里九町、匝瑳郡八日市場町へ七里廿町二十四間、海上郡銚子町へ十里二十六町十八間、印旛郡成田町へ八里二十八間、常陸國鹿島町へ四里廿町此間水路四里本郡滑河町へ四里十五町卅五間、香取神宮へ廿八町、小見川町へ三里十六町、多古町へ五里十六町、萬歲村へ五里三十五町、郡中にて最も遠きものを豐里村の七里三町と爲す餘は道路の項に出つ

道路

下項記するところの縣道及び樞要里道は大正七年以前の調査に基くも同八年道路法案の發布あり九年四月を以て施行し國縣郡道の一變を來さむとするも下記次第に因り本郡道路の大略を知る可し

縣道

南行徳 滑河間

東葛飾郡南行徳村に起り佐倉、成田を経て本郡滑河町滑河に終る延長十四里二十八町二十六間本郡に屬するもの十九町五十二間

中山 本銚子間

東葛飾郡中山村に起り印旛郡木下町安食町を経て本郡に入り滑河町、高岡村、神崎町、米澤村、瑞穂村、東大戸村、佐原町、津宮村、大倉村、豊浦村、小見川町、森山村、笹川町、橋村、豐里村を經過して海上郡本銚子町に達するものにして全延長廿六里廿八町十六間本郡に屬するもの十二里廿八町廿五間

佐原 八日市場間

佐原町に起り香西、栗源、久賀、多古、中、吉田の諸町村を経て匝瑳郡八日市場町に達す延長七里廿町廿四間本郡に屬するもの六里七町五十七間

本路は佐原町に於て銚子街道より分岐し北より南に向て郡中を中斷し銚子街道と丁字形を爲すものなり

小見川 府馬間

小見川町に起り八都村を経て府馬村に達す延長二里十町五十間

府馬 旭間

府馬村に起り中和村を経て海上郡旭町に達す延長二里十六町十八間にして本郡に屬する延長一里一町九間

佐原 新島間

佐原町に於て銚子街道より分岐し小野川河岸に循ひ河口に於て利根川渡津を越え新島村に北向し同村三島區に終り更に常陸國牛堀潮來方面に至る延長二里十九町五間

多古 成田間

多古町に起り上總國山武郡千代田村大里區を経て印旛郡成田町に達す延長四里二十二町十五間本郡に屬するもの一里一町八間

成田 佐原間別街道

成田町寺臺區に起り本郡に入り本大須賀村、大須賀村、香西村を経て佐原町に至る延長六里四町三十間本郡に屬するもの四里六町六間

佐原 香取間

佐原町に於て銚子街道より分岐し香取町香取區に至る延長二十四町四十間
笹川 中和間

笹川町に於て銚子街道より分岐し神代、萬歳の二村を歴て府馬、旭間路線に接続す延長二里廿八町四十二間

銚子街道より分岐せる各停車場間

佐原町より佐原停車場へ三町二間

米澤村郡區より郡停車場へ一町四十五間

滑河町猿山區より滑河停車場へ一町二間

神崎船發着所道

神崎町に於て銚子街道より分岐し常陸國稻敷郡十餘島村橋向區に達す延長四町三十間

多古 多古停車場間

多古町に於て多古、成田間路線より分岐し輕便鐵道多古停車場に至る延長三町五十間

樞要里道

寺臺 名古屋間

印旛郡成田町寺臺區と本郡小御門村名古屋區との間延長二里十九町三十七間本郡に屬するもの十二

町

大根 大寺間

香西村大根區に於て佐原、八日市場間縣道より分岐し香取、神里、八都、山倉の諸町村を経て豊和村大寺區に達す延長二里二十町四十間

下小野 北中間

香取町下小野區に於て大根、大寺間路線より分岐し栗源、常盤の二村を歴て佐原、八日市場間縣道と並行し中村北中區に達す延長二里八町二十間

多古 柴山間
多古町より同町水戸區を歴て上總國山武郡二川村柴山區に達す延長二里七町二十五間本郡に屬するもの三十五町

小見 南中間

八都村小見區に於て小見川、八日市場間縣道より分岐し山倉、常盤二村を経て中村南中區に達す延長三里七町四十間

滑河 龍ヶ崎間

滑河町滑河區と常陸國稻敷郡龍ヶ崎町の通路にして本郡に屬するもの七町三十間

猿山 名古屋間

猿山區に於て銚子街道より分岐し小御門村名古屋區に達す延長一里三町

小松 郡間

神崎町小松區に於て銚子街道に分岐し米澤村郡區に於て再び同街道に合す延長二十二町

津宮 香取間

津宮村にて銚子街道より分岐し香取町に達す延長十七町三十間

伊能 大貫間

大須賀村伊能區に於て成田、佐原間別街道より分岐し北進し米澤村大貫區に於て銚子街道に合す延長一里十四町

奈土 一丁田間

大須賀村奈土と米澤村を歴て瑞穂村堀之内區字一丁田に至り縣道に合す延長一里二十六町

大寺 北中間

豊和村大寺區に於て小見川、八日市場間縣道より分岐し飯高村を中斷し中村北中區に於て下小野、北中間の樞要里道に合す延長一里二十四町三十間

阿玉川 平山間

森山村阿玉川區に於て銚子街道より分岐し同村下飯田、岡飯田兩區を歴て神代村平山區に於て縣道

笹川、中和間路線に合す延長三十五町

東笹本 萬歲間

小南 蛇園間

豊里村東笹本區に於て銚子街道より分岐し東城村を横斷し萬歲村に達す一里二十八町

東城村小南區に於て東笹本、萬歲間路線より分岐し海上郡瀧郷村を歴て同郡鶴巻村蛇園區に達す延長一里三十一町十八間本郡に屬するもの九町

八都村竹ノ内區に於て縣道小見川、八日市場間路線より分岐し神里村を横斷し香取町に達す延長一里三十四町三十間

多古 宮川間

多古町より匝瑳郡東陽村宮川區に達す延長二里二十四町十間本郡に屬するもの一里廿六町

南玉造 松山間

常盤村南玉造區より飯高村を経て匝瑳郡匝瑳村松山區に達す延長一里三十町本郡に屬するもの一里

七町四十間

小見川 清和間

小見川町に於て縣道より分岐し中和村清和區に達す延長二里五町二十間

西大須賀地先

滑河町西大須賀區地先に於て十三町二十間あり

佐原町地先

佐原町地先に於て十三町あり

所 多古間

大須賀村所區に於て縣道成田、佐原間別街道より分岐し久賀村を歴て多古町に達す延長三里九町二十間

十間

田部 鏑木間

八都村田部區より府馬、山倉二村を歴て古城村鏑木區に達す延長一里二十六町二十間

滑川 名古屋間

滑河町滑川區に於て銚子街道より分岐し小御門村名古屋區に達す延長二十四町三十間

大戸川 與倉間

東大戸村大戸川區より香西村與倉に達す延長二十五町

十余三 一鍛田間

久賀村十余三區より多古町一鍛田間に達す延長十二町

久賀 飯笹間

久賀村に於て所、多古間路線より分岐し多古町飯笹區に達す延長四町

多古 輕便鐵道本郡各驛間

同町染井區より染井驛へ四十間

同町多古區より多古驛へ二町二十間

吉田 坂田間

吉田村吉田區より山武郡大總村坂田區に達す延長一里二十五町本郡に屬するもの二十九町

萬歳 太田間

萬歳村より海上郡旭町太田區に達す延長一里十五町本郡に屬するもの二十四町四十間

米倉 高谷間

匝瑳郡八日市場町米倉區と山武郡二川村高谷區間に於て本郡多古町千田區、東條村篠本區を經過す
延長二里二十四町十七間にして本郡に屬するもの一里十町

小堤 水戸間
山武郡大總村小堤區に起り東條村を歴て多古町水戸區に至る延長一里二十五町本郡に屬するもの一
里五町十五間

府馬 大寺間

府馬村府馬區に於て縣道小見川、八日市場間路線より分岐し古城村を歴て豊和村大寺區に達す延長
一里廿四町二十間

森戸 飯島間

東大戸村森戸區より同村飯島區に至る延長十二町

栗山川荷物積卸場道

多古町より栗山川河岸に至るの間一町

吉岡 法華塚間

本大須賀村吉岡地先に於て成田佐原間縣道に分岐し印旛郡遠山村取香駒野井を經て同村法華塚地先
に於て成田多古間縣道に接續するものにして本郡の延長一里六町三十間

鏑木 干潟停車場間

古城村鏑木地先より起り匝瑳郡平潟停車場に至るものにして本郡に屬するもの二十九町二十間

大根 大寺間

香西村大根地先に於て佐原、多古間縣道より分岐して香取町、神里村、八都村、山倉村を經て豊和
村大寺區に達す延長二里二十町四十間

奈土 寺内間

大須賀村奈土區地先より起り瑞穂村寺内區に於て銚子街道に合するものにして延長一里十九町三十
間

東松崎 西田部間

常磐村東松崎區地先より起り栗源村西田部區に至る延長一里二町

久賀 十余三間

久賀村久賀區より同村十余三區に至る延長一里十町

岩部 福田間

栗源村岩部地先に於て佐原、八日市場間縣道に分岐し同村澤區を經て所多古間樞要里道に接續する
路線にして一里二十三町三十間

東松崎 小川土佛臺

常磐村東松崎地先に於て南中小見間樞要里道に分岐し山倉村小川土佛臺地先に於て大寺大根間樞要
里道に接續する路線にして延長十五町

奈土 高間

大須賀村奈土地先に於て伊能大貫間樞要里道に分岐し高岡村高地先に於て中山本銚子間縣道に接續する路線にして一里二十五町五十間

小見川 岩部間

小見川町小見川地先に於て小見川府馬間假定縣道に分岐し神里村山川を歴て栗源村岩部地先に於て佐原八日市場間假定縣道に接續す此路線は大正八年五月廿三日の縣令を以て之を定めたるを以て下の通算里程に算せず

以上各路線の樞要里道を通算すれば四十八里三十二町五十五間なり郡内修道に關する碑文の類極めて多し參考の爲め一二を録す

下森戸村新道記

並木 正 詔

千葉縣北總下森戸村在香取郡東境利根川涯係從佐原郡署達銚港之官道明治九年設立小學校焉稱東雲校而生徒之來學者苦官道迂遠而村南有一小徑曰鑿通兩山對峙草樹蒼鬱白日猶昏溪流一線架獨木橋々下幽深殊爲危險生徒貪其捷往來輒由之父老竊有憂焉時下櫻井村人鈴木守道爲學務掛與本村人成毛七郎兵衛等相議具申縣廳請開柵通易置官道以便往來許之乃芟榛莽伐樹木鑿石壁而更通溪流撤獨木橋而搬土填之於是向之危險者變爲坦途迂遠者轉爲直捷不特使生徒來學除父老之憂而吏民往來者咸得其便爲惠亦廣矣此役也起明治十年冬十一月不踰月而功竣新道濶四間長十五町零十二間有奇較之故道縮減二町餘用工千九百九人雇役所謂不二道不二道者以修理道路爲已任而幹其事者爲同郡古内村布施治兵衛其資用若干鈴木成毛二氏捐私財辨濟之云余嘗經過此道林野深邃泉流淙潺而西北

對常陸諸嶺中間長流渺漫布帆來去沙鷗瀾瀾沈浮波間釣徒漁客散布汀灣洵爲美觀於是村人開茶肆酒店行旅憩息以忘其勞此亦新道之賜也夫維新以來道路修繕之令屢下足實善政也守道等能奉其旨率先從事而守道之子豐祥來請勤其事于石以傳將來余喜其義舉也乃不辭而記之

明治十一年一月

香取神宮修道碑

千葉縣知事從四位勳四等 阿部 浩 題額

神祇之在乎天地間者猶日月焉照臨下土覆庇萬姓非由奔走拜跪與否爲之明晦增減也然若使其廟觀祠宇在荒僻幽陬之地險隘磽确之境亦何以致上下之瞻仰而達禱祀之誠虔哉是所以宮殿樓閣之不可不飾修而道路橋梁不可不繕、治也下總國香取神宮祀經津主神蓋太古時神奉天祖勅與武甕神夾輔天孫以戡定邦土勳載典冊今不具論自神武帝建神宮於此二千五百餘年靈威赫奕猶前日上自王侯下至庶民莫不瞻仰誠虔焉宮殿樓閣煥然具備以時造修不改厥觀而道路稍多阻隘雨後泥濘人頗艱焉佐原人小倉九兵衛等憂之屢白於千葉縣廳既而縣會決議以明治卅一年十一月下付道路修繕補助費若干圓然豫算額一萬餘圓不得不募之本郡有志者九兵衛等奔走拮据大興土木蓋自佐原至神宮凡一千二百五十六間幅三間其岨者夷之隘者擴之填其窪刻其角遂以卅二年八月得竣其功自今以後上下之瞻仰禱祀之誠虔日愈盛月愈昌猶天地開朗不見纖翳亦未嘗不由道路改修之美舉也百川適寓佐原九兵衛价滑川遠求余銘乃銘曰天造草昧明神茲降威懷群兇德懷萬邦神宮斯建千古巍然大道如砥不倚不偏誰其修治克協衆力維勗維勉以勉神德步履安祥賽者如雲欲知顛末來徵斯文

明治三十二年十二月

正六位 依田 百川 撰

青野 喜兵衛書

鐵道

成田鐵道私設(大正九年九月一日より鐵道省に移管せらる)

本郡に關する宿驛は左の如し

佐原驛 五哩二分 郡驛 九哩 滑河驛 十六哩七分此間久住驛あり 成田驛

成田、多古間輕便鐵道本線の敷設材料は當初陸軍省より貸附せられしが大正六年十二月本縣に無償拂下と爲れり 縣營に係る而して本郡に關する宿驛は左の如し

多古驛 一哩七分 染井驛 一哩四分 飯笹驛 一哩五分 五辻驛 十哩 成田驛 延長合十四哩六分

支線は印旛郡遠山村三里塚より同郡八街町に至り總武線に合し延長八哩六分

水路

本郡の水路は利根川を主とし而して佐原を中心とし東京市に浜るものと銚子港に下るものと或は分れて霞浦湖に入り常陸國土浦、高濱等の地方に達する西浦航路と北浦江に入り同國麻生、銚田等の地方に至るところの航路とにして皆汽船の便あり

大須賀川、小野川、黒部川、栗山川等皆舟楫の便あり而して小野川は佐原市街を貫し黒部川は小見川市街を貫するを以て船舶の出入殊に多し

渡津 附 河岸 場

本郡の地沿河の村落殊に多きのみならず利根の長流は殆んど郡の大半を繞るを以て渡津、河岸場頗る多し之を細別すれば利根の本流に屬するものを源太滑河町猿山區と茨城縣稻 稻荷前同町四大須賀 平川高岡村 浮區と金江津村平川區 十三間戸小浮區と金江津村十三間戸區 神崎神崎町と稻敷郡 四谷神崎町と十餘島村四谷區 石納飯島 飯島三所は東大戸村に十餘島 佐原佐原町と同 篠原佐原町と同 津宮津宮村と 大河岸豊浦村 小見川小見川町と茨城縣鹿 須賀山笠川町須賀山區と鹿島郡野村日川區 新宿三所は橋村に屬し對岸は共に鹿島郡若松村 下櫻井三所は豊里村に屬し對岸は鹿島郡矢田部村 津津となし 横利根川に屬するものを利平地先新島村三島區と常陸國行方郡牛堀町 渡津とし栗山川に屬するものを新井、牛尾日吉村新井區と東條村牛尾區との渡津と爲す此間最も濶きものを小見川息栖間と爲し水路三哩餘に及ぶ尙小見川、神崎兩渡津は元和二年八月「關東十六渡船」の一と定められたる程にて往時より交通上極めて重要な渡津なりき。○又河岸着船場は新川河滑河町西 滑河河岸同町滑 源太河岸同町猿 高岡河岸高岡村 神崎河岸神崎町 高谷河岸高谷區 江口河岸米澤村 佐原河岸佐原 大河岸大倉 大河岸豊浦村一 仲内河岸小見川町 笹川河岸笹川町須賀山區 新宿河岸橋村新 石出河岸同村石 今泉河岸同村今 宮原河岸費里村 櫻井河岸同村下 東笹本河岸同村東 富川河岸同村富 等と爲す就中新川、源太、神崎、佐原、仲内、笹川、笹本は其名最も著はれ出入の船舶常に絶えず

橋 梁

本郡の地河川は利根川を除くの外大水脈なきを以て従て大架橋なし今其重なるものを舉れば左の如し 協橋は本郡中最も著名なるものにして小野川に架し縣道に屬す即ち佐原市街の中央に在り長八間幅

三間石造隻眼橋なり嚮時は木造にして大橋と稱せしを市人清宮利右衛門、伊能源六、伊能茂太郎等議して石橋と爲す工事は明治十四年^{辛巳}に始まり翌年に終る大橋は黒部川に架し小見川町の中央に在り長拾四間幅二間木橋なり此二橋は樞要の地境に屬するを以て尤も人の知るところなり、而して協橋の上流に佐香江橋あり下流に二協橋、中橋、賑橋、北賑橋あり皆小野川に架し小見川大橋の上流に中橋、新田橋、小川橋等あり皆黒部川に架す概ね長さ十二間より十四間に至る其他水掛橋は滑河町と印旛郡境に在り水掛川に架す長さ六間東橋は瑞穂村と東大戸村の間に在り大須賀川に架す長さ拾間幅二間半初め圮橋なりしを後ち改めて木造とす阿玉川橋は森山村阿玉川區中に在り曲川に架す長さ八間木橋なり花館橋は笹川町須賀山區に在り方沼川に架す長さ六間木造なり以上諸橋は悉く銚子街道に屬するものなり日橋は八都村小見區と川上區の間に在り黒部川の上流に架し小見川町より府馬村に達する縣道に屬す長さ五間幅一間二尺石造なり事は碑文に詳なり井伊土井橋は多古町多古區と中村南中區の間に在り栗山川に架し印旛郡成田町より匝瑛郡八日市場町に達する縣道に屬す長さ十七間幅三間木造なり又同川の上流には清水橋、田倉橋等あり

日野橋碑

從四位勳三等 船越衛題額

黒部川在下總香取郡、發源於郡之南隅、蜿蜒二里強、經小見、抵小見川驛、而注利根川、運輸之利、甲子近郷、其南數里、有椿湖、寬文中、疏爲田、俗呼曰千瀉八萬石、地最適果蔬、秋夏之候駄輸小見川者、絡繹如織、而黒部川當其衝矣、平時揭而涉、然會大雨、則暴漲阻行、衆患之、沿道諸村相謀架板橋、僅便來往、每暴漲乃壞乃修、其費不貲、明治十四年、戶長平野太右衛門、當

選委員、小久保作兵衛、椿長兵衛、平津利右衛門、伊藤樹兵衛、大八木總一郎、木内金一郎、木内久藏等、擬使沿道百三十餘村、釀每年所課之二十倍金額、以充改造石橋之費、村之村會、衆皆贊之、事聞於千葉縣廳、助以五十餘金、通得千餘金、十七年五月起工、十九年六月告成、因其舊稱、謂日野橋、遂勒之于石、併記與事者之氏名、以垂不朽、明治二十一年十月、正四位秋月種樹撰、菅井雄書

舟車

本郡内に於ける船舶數は舩漁船及び小廻船を合し總計四千二百八十五隻にして内三間のもの四千二百十隻、四間のもの十九隻、五間のもの三十九隻、六間のもの十七隻にして最多なるを新島村の九百三隻、佐原町の六百十一隻、豊浦村の四百八十隻、笹川町の三百九隻と爲し最少なるを本大須賀、吉田の一隻と爲す小御門、神里、良文、府馬、山倉、豊和の皆無なるは尙ほ新島、津宮に一頭の牛馬を有せざると正反對の狀にして山水村の生活を異にするを以てなり(大正三年度)然れども大正六年新島村に於て耕牛十八頭を算せしは亦一進化と謂はざる可からず

本郡内に於ける車輛數は總數六千八百五十九輛にして内乗用馬車七輛荷積馬車三百七十八輛牛車八輛荷積大中小車四千七百七十六輛人力車百六十二輛自轉車二千二百二十八輛にして最多なるは佐原町の一千百九十八輛とし最少なるを新島村の十八輛^{自轉車}と爲す(大正三年度)近時小見川に自働車六臺あり以て同町より佐原香取銚子旭町の各方面に向ひ乗客用に供し別に二臺あり佐原多古八日市場間に往復せり

第四編

町村誌

戸口

本郡の現在戸数は二萬二千四百五十八にして本籍人口十四萬九千二百九十五現住人口十四萬千八百八十九なり族籍に就て之を區別すれば内華族二人同家族九人士族二百八人同家族八百九十二人あり、又本籍男女に就て之を區別すれば男七萬四千七百九十三女七萬四千五百二なり、出入寄留其他の詳細は本郡統計書に載せあるを以て之を略し特に参考の爲め町村別本籍戸口數を左に録す

町	戸	口	町	戸	口
滑河	四三八	二五四四	府馬	五三〇	三六〇二
小御門	三六九	二三一六	山倉	六二四	四三四五
高岡	四二二	二二六五	常磐	四九八	三〇七五
神崎	五三〇	三〇六八	栗源	六五八	三〇八四
米澤	三八四	二四一九	久賀	五六三	三四五〇
瑞穂	三五三	二一〇〇	多古	一〇五八	六四三八
新島	六三六	四二二七	東條	二七〇	一六二六
佐原	二三〇三	一四二三九	日吉	四六一	二六三三
東大戸	七〇八	四三九九	吉田	二九三	一七八六
大須賀	六二五	三九六一	中田	四三七	二五八八
本大須賀	五二三	二九八五	飯高	三四九	二一〇四

香西	六〇七	三七〇一	豊和	四五八	三二五〇
香取	七四四	四五六三	古城	六八四	四二一五
津宮	三〇九	二二九〇	中和	五〇八	三二三〇
大倉	三三〇	一九七二	萬歳	三三七	二八四八
豊浦	六八七	四一四四	神代	四七〇	三五二八
小見川	一三七〇	七一四一	笹川	六三四	三八九〇
神里	五一四	三八五二	橋川	六九三	四七八五
八都	七〇三	四六三一	東城	五〇五	三三六二
森山	四三四	二七〇二	豊里	三九〇	二七一八
良文	三二七	二五〇七			

町村總説

大正六年一月一日現在

本郡町村數合四十一七町三十四村なり往古の村數は詳ならざるも近世中稍正確なるものを擧ぐれば寶曆圖高十二萬七千石を載せ村數を擧げず弘化圖二百八十六村高十二萬七千六百石を載せ嘉永圖二百八十一村高十三萬百廿三石を載せ後ち多少の變更あり明治廿二年丑三月廿二日現在町村二百七十七村を合し六町三十八村と爲し卅二年己一月金江津、本新島、十餘島の三村を常陸國稻敷郡に合す左に町村の位置、大字、沿革、地勢、民業、交通等の大略を概叙し總覽に便す而して佐原町は郡の首邑なるを以て特に一位に掲記し町村順序に従はず

佐原町

本町は郡の中央部にして稍北部に偏し東徑百四十度四十五分北緯三十五度五十三分位す東は津宮

及び香取の二町村に接し南は香西村に面し西は東大戸村に連り又利根川を以て茨城縣稻敷郡本新島村に對し北は本郡新島村に界し東北の一部は與田浦に臨めり全町は佐原、篠原、牧野、中洲、長島、筈島の六大字に區劃せられ更に之を二大別して佐原、北佐原と呼稱す而して舊佐原を三十四區域とす利根の本流其中間を貫流せり南岸に屬するものは乃ち佐原、牧野、篠原の三大字に成り又小野川の流域に因りて佐原を東西に二別し東部を本宿と稱し本橋元、上仲町、八日市場、荒久、下仲町、仁井宿、篠原、濱宿、船戸、本川岸、本上川岸、上寺宿、下寺宿、田宿の十四區域とし、西部を新宿と稱し岩ヶ崎、西關戸、東關戸、北横宿、南横宿、上宿台、上宿、上中宿、中宿、下宿、下分、新橋本、横川岸、新上川岸、中川岸、下川岸、田中、若松町、上新町、下新町の二十區域とし牧野は牧野、橋替、高野の三區域に分る、北岸に屬するものは中洲、長島、筈島の一部なる砂場、向洲荒川の三區域より成る面積一方里六二、東西約一里二十九町南北約二里十一町、傳へ曰ふ佐原は所謂往古の香取浦遺址の一部にして滄桑の變に因り次第に洲渚を生したるものにして下仲町邊に於ても非底を深鑿する時は往々貝殻を得ることあり以て之を證すべし、夫れより蘆葦叢生の沼澤地と爲り空しく水禽魚介の遊息に任せしが物換り星移り遂に人民の移住せしものならむ、然れども其開創の已に藤原氏以前に在りしは論を待たず、或は曰く佐原は砂原の訓にして乃ち洲渚荒原の意を表せしものなりと又曰く佐原は往古香取神宮の供祭土器を造りしものなりと故に其祠職に土器僣仗家あり乃ち「サラ」「サハチ」「淺筒」「淺腹」等の語に基つきしなり隣村に玉造村あり亦神宮祭典の供玉を造りし地なり彼此相證すべしと説の如何は之を證する能はざるも神宮藏嘉元應安中の文書並

に左原の字あり應永文書は佐原と書し文安文書復た左原に作り千葉系圖に佐原氏あり蓋し佐原を正とし左原は省書せしものならむ、天正以前は矢作城主國分氏の領地に屬し微々たる村落に過ぎざるもの、如し、千葉氏衰滅の後同族及び國分氏の臣伊能長澤圓城寺等の諸氏此地に移住し土地を開き家屋を營み漸次部落を爲し以て今日の基因を成せり徳川氏の時に至り其臣島居元忠岩ヶ崎に城し以て此地方一帯を領し後ち佐倉藩堀田氏の管轄に歸せしが安永中旗下津田日向守の采地と爲れり當時本町は己に本州繁華の名邑に數へらるゝに至れり元治元年水戸浪士の變浮浪の徒各地を劫掠し佐原も亦大に其害を被る津田氏制する能はず再び堀田氏の管轄に歸す明治四年廢藩置縣の令出て本町は新治縣の管轄と爲り同縣の廢せらるゝや遂に本縣の所轄に屬す郡區編制の際香取郡役所の治下に在りて佐原村と稱し八年十一月其西方なる岩ヶ崎村を合す同村は古へ大戸庄の一部にして香取神宮貞治三年、文書等已に之を載す又以て其舊村なるを知るべし、明治二十一年六月佐原町と改稱し二十三年市町村制發布の時長島筈島篠原中洲を合し、大正二年七月更に香西村の内牧野を合し以て今日に及べり、本町は東西に香取諏訪の岡脈を控へ南は膏腹なる村落を擁し北は十六島富實の境を扼し銚子街道は市中を貫し是より各地に至るべき縣道及び樞要里道の支路線あり、成田鐵道は西より來り本町を終點とし旅客百貨の輻輳に便す、加ふるに利根川は小野川の河口と相待て水運の利を便し東京及び常陸其他に至るべき要津たり故に本町は下利根川流域沿岸中實に銚子と相待て最繁華の境たり、而して茨城縣行方鹿島二郡の大半と稻敷郡一部の農産物は皆本町に集散し各方面の日用品も亦悉く其需用に應せり隨て人口の増殖より商工の發達基因と成り往時に在て佐原清酒の如きは實に

關東灘の名稱を附せらるに至れり明和二年京商丸京が遠く商店を此地に開設せる如き以て當時己に本町が商業地として注目せられしを知るに足れり全町は所屬大字區域を除くの外は概ね商業を營むも工業は實に本町に於ける一大主産にして其重なる者は乃ち清酒味淋醬油等なり然れども清酒は徳川氏の時に在り醸造家三十六戸、醸造高二万五千石を算せしが其醸造石數を制限せむが爲め造石株税なるものを施行せしに因り一時斯業の衰頽を來せり明治維新斯禁を解き更に酒造税制を發布し廣く營業の自由を與へしも又往時に復するの觀なきが尙ほ斯業界の重要地たり今試みに本町に於ける工産額の重なるものを擧ぐれば左の如し

酒	四戸	二五六二石	一八〇〇一〇戸
味淋	二	三〇九二	二〇〇九八〇
醬油	七	一四二六八	二八五三六〇
酢	二	九五〇	九八〇〇
味増	九	三五九五〇戸	一六一一七
下駄	二一	一九五五〇〇足	四八八七五
和傘	二七	一七八七七〇本	五〇四三七
マニラ麻真田	二	一五〇〇〇反	七五〇〇〇
奈良	一	三六五〇戸	二七三七五

にして其他の工産物を合すれば價格實に百五万二千七百十五圓に達す大正四年七月調北佐原は乃ち十六島の一部にして往古の香取海沖積地の次第に開拓に歸せしものなり開拓誌十六島の項に詳記す概ね水田にして居民の大部は農業に従事し傍ら漁業を營むもの多し、農業は工業に次ぎ亦本町の主産にして水田の面積は千

五十一町畑百八十町餘従業者七百九戸あり大正四年調産物は米穀類を主とし北佐原に於ける葱瓜等の蔬鹹も亦良品の附あり本町特産の奈良漬原料の大部分は此地より供給せり漁業は従業者七十戸漁獲二萬四千二百十二貫價格一万八千四百六十四圓にして又町端利根川に沿ひし入江を利用し養魚地設置の計畫を爲すものあり、本町は實に本郡の首邑なるのみならず又縣下屈指の市街にして協橋附近最も繁華の境とす、町内に郡役所以下公署其他の部に詳記裁判所、稅務署、警察署、町役場、中學校、高等女學校、内務省佐原機械工場、本縣佐原工區事務所、本縣産米検査佐原支所、郵便電信局、銀行、諸會社工場、農事試験場、成田鐵道佐原驛等あり、社寺には八坂、諏訪の兩神社及び觀福寺等あり諏訪遊園地は名勝を以て著はる、又伊能魚彦、伊能忠敬、清宮秀堅の古名士に至ては獨り本町史誌に光彩を添うるのみならず實に本邦史傳中の巨擘たり尙ほ本町の記事は各誌各項の部に載す

將發佐原二子載酒到舟

服部 南 郭

期日將回棹不關乘輿輕一樽携酒別二子即舟情信宿交相得江山感且生水郷來往熟重聽竹枝聲

佐 原

藤 森 天 山

估客帆檣擁碧津臨灣瓦屋疊魚鱗家々釀得霞湖水送與江門萬戶春

伊藤泰歲曰く按するに往古の佐原は現今の佐原町とは大に地勢を異にし昔は今の諏訪山の後邊に屬せしものならむ、故に嘉慶二年十二月の香取古文書に佐原八日市場牛頭天王の東北ノツラノ在家二間云々の文あり今の本宿八坂神社は後年に至り現在の地に遷せしものにして古は諏訪山の南方天王臺に在りしが如し、而して佐原の地名は神宮藏建保六年三月二十日(約七百年前)千葉成

民は農業を主とし副業に養蠶、養鶏等あり西大須賀區の葱苗は特産を以て數へらる商業は米鹽肥料又は日用品の小賣にして其他は敢て稱す可きものなし工業は瓦製造及び味噌醸造とす林業に至ては多少の薪炭を搬出するも特記の事なし漁業の利は鯉鮒鯉鮓鮒等にして收益少なしと爲さず毎年七月九日十日の兩日は龍正院の賽日にして信徒の來詣殊に雜沓す十月十五日より數日に亘り滑河馬市あり年と共に好況なり本町は成田、佐原間の縣道に屬し乃ち東京銚子間の街道たり又別に安食、木下を歴て東葛飾郡行徳に達する舊銚子街道の縣道あり樞要里道は本町より小御門村及び印旛郡久住村を経て成田町に至る可し洪水又は霖雨に際し縣道の阻障を受くる時は此途に由らざるを得ず成田鐵道滑河停車場は村端に屬し新川、源太、稻荷前の渡津は茨城縣地方に達するの要津にして汽船の發着場あり旅客の往來常に絶へず故に旅館廻漕店等の見る可き者あり利根川河川工事施行の爲め明治四十三年、本町の内に於て宅地田島原野等六十町歩餘は買上と爲りしより區域の變遷あり町に町役場、小學校、郵便局、銀行及び八幡神社及び龍正院等あり（以下町村役場、小學校、郵便局、巡查駐在所等は一々之を擧げず各項の下に詳記せり）

舟湖刀根阻雨泊滑河

服部 南 郭

長江三百里短棹一弧舟水上迷冥雨風前避急流

兼葭投泊渚雲霧間津樓登岸知何處蒼茫旅愁

小御門村

亦郡の西部に位し滑河町の東に隣し西北は高岡村に接し北方の一部分は神崎町に界し東は米澤村に

東南は本大須賀村に連り南は印旛郡久住村を限る名古屋千葉系圖に奈古屋に作る惣永文書に助崎村を載す乃ち此地なり成井、七澤、高倉傳へ曰ふ古へ橋谷と稱せり倉水、青山、名木應永文書南城河を載す即ち此地なりと郷莊に詳記す中里、冬父、地蔵原新田の十區を合し其名古屋區に小帝ミカドの地名あり尋て又小御門神社を建つるに因り以て村名と爲す名古屋は古へ助崎郷と稱し舊記及び地勢に徴するに最も舊村なるが如し區中往々古代土器の類を出すことあり中世大須賀莊の一部に屬す平常繼管て此に城し大須賀氏を稱す後ち大須賀胤信の領する所と爲り以て子孫に傳ふ或は曰く高倉は乃ち高倉宮の莊田にして其目代の居りし所なりと鎌倉以後は他の諸區と共に皆大須賀領に歸せしならむ天正以後徳川氏の關東を有つに及び武田信吉佐倉に封せらる本村も亦其領内に在り徳川霸府の成るや佐倉城主の更迭と共に相亞て其領する所と爲り後ち概ね淀藩稻葉氏の所領に歸し青山は井上領に歸し成井、倉水は旗下采邑と爲り地蔵原新田は延享五年辰の檢地ありしより代官支配又は旗下采地と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は一般に高く其間小丘岡垣亦少なからず故に高處の宅地若くは林野低地の水田等皆地勢に因り位置を占む水脈は大羽根川の細流あり溪澗諸水を集め滑河町を経て利根川に注げり居民は農業を營み副業として養蠶の發達著るし養鶏之に亞く商業は地方用品の雜貨店にして工業漁業は特記す可き事なし林業は薪炭の輸出たり交通の重なるものは成田に至る可きものと滑河町より名古屋區に至る樞要里道の二線たり村中に別格官幣社小御門神社あり

高岡村

郡の西部に位し滑河町の東に在り北東より南部に亘りては神崎と小御門の二町村に隣し西北は利根

川を隔て、常陸國稻敷郡金江津村に對せり高岡天正十九年檢大和田香取古文書及び天正十九年高香取永享五年九月四月古文書に小松南城高小野宮和田等の諸村を載す古文書一に多賀と書するものあり小浮、野馬込、小野前記古文書に見えの六大字を合し首區の舊稱に因り村名と爲す古は大須賀莊の一部に屬し近傍諸村と共に大須賀氏の領地たりしならむ天正より寛永に至るまでは佐倉城主の管する所たり寛永十三年三浦正次此地方を領し後ち井上正重上總廳南より封を此に遷し陣屋を營み以て治所と爲す所謂の高岡三千石の地乃ち是れなり明治維新の際諸侯封土を奉還し前藩主井上正順更に藩知事に任せられ以て本村を管し明治四年七月藩を廢し縣と爲し高岡縣と稱せしが五年二月之を廢す爾後の管轄は各町村と略ぼ同し本村の地勢は概ね平坦なるも東南部に於ける高、小野の二區に亘り高地を爲せり而して利根川に沿ひし舊字川崎等の地は河川改修の結果開鑿して流域に變せり高岡區の一部及小浮、野馬込の如きは低地に屬するを以て往々水害を被むり悲惨の狀を呈出することなしとせず居民は農業を主とし養蠶養雞等の副業たることは各村と共に大差なし商工業は地方需用の物品販賣と微々たる製作品に過ぎず林業も亦特記す可きの事なきも薪炭及び大字高の竹及び小野の竹は多少の輸出あり漁業は利根川に於ける鮭鯉鰻等にして東京を販賣要地と爲す縣道銚子街道は村中を貫通し是れより分岐して南北に至る可き數條の里道あり南は小御門本大須の諸村に達し北に通ずるものは渡津に由り茨城縣地方に通せり

神 崎 町

郡の西北部に位し東は瑞穂東大戸二村に南は米澤小御門二村に西は高岡村に接し北は利根川を隔て、茨城縣稻敷郡十餘島村と相對す神崎本宿傳へ曰ふ古へ神崎莊宮和田郷に屬し神崎神宿と共に神崎郷又は神崎村と稱し後分て本宿神宿の二區と爲る神崎神宿神崎を

古は神崎新宿と稱せし並木香取神宮及び神崎神社藏古文書に宮和田郷の地名あり或は曰小松郷莊松崎寛永七年庚二月常陸を後ち神宿と改むと並木今之並木ならむと蓋し神崎並木古へ共に一郷なりしならむ小松郷莊詳註松崎寛永七年庚二月常陸水戸郡町田村山口市左衛門等此地に移住し代官井上正重左衛門に今古へ今泉村と稱す慶長四年藤堂高虎の所領に歸し後ち高虎請ひ野地を開墾し初て松崎村と稱し以て新島料に編入す曰ふの和泉守と稱せしを以て泉字を省き今村と曰ふと往時利根川を隔て、飛地ありしが後ち之を分つコウヤ高谷の七區を合し首區の舊稱に因り町名と爲す此地古へは子松郷又は宮和田郷と稱し神崎莊に屬す神崎の名は蓋し子松郷内子松神鎮坐の地名に因みしものならむ一に神前大須本向崎江戸慶長等の字を假用せり往時は神崎神領に屬し東鑑には殿下御領とせり其開創は最古に在り之を詳にする能はざるも各區發見の石器又は史傳に徴して知る可きなり鎌倉時代より足利氏に至るの間は神領を除くの外は神崎師時の族裔及び大須賀國分諸氏の所管に歸せしものならむ天正以後一二領主の更迭ありしも津藩藤堂氏高岡藩井上氏及び旗下の分領又は代官の支配地たり以て明治維新に至る本町の地勢は概ね平坦にして中央に一脉の丘陵と米澤、小御門に接するの高地あり河流は利根の本流と神崎本宿及び今、高谷を曲流せる利根の分脈なる江口川あり居民概ね農を業とし副業には養蠶其他次第に増加せり神崎本宿、神宿には商業又は工業に従事するもの多く利根沿岸に住するものは漁業を兼ねるもの少からず工業中最盛なるは醸造家にして就中酒醬油の産額は前者は約六千石後者は千石以上に達し佐原と並び稱せらる漁獲の種類は鮭鯉鰻等にして神崎森下の鮭は殊に美味を以て稱せらる本町は實に佐原滑河兩町の中間驛次たる耳ならず水陸交通の要津に當るを以て商店客舎は軒次相屬せり交通は縣道を主線とし分れて十餘島村と小松並木を歴て米澤村に至る可き二線の樞要里道あり對岸は所謂の押砂河岸にして舟行者の上陸して常陸國阿波大杉神社に賽するの津路たり、成田鐵道郡驛は本町を距ること遠からざるのみならず一は本町に對するの要驛たり本

宿に利根汽船發着場あり乗降の客頗る多し町中に佐原區裁判所神崎出張所、巡查部長派出所、銀行等あり、而して郷社神崎神社は「ナンジャモンジャ」の名木と共に其名高し

米澤村

郡の西部に在り北は神崎町に接し東は瑞穂村に南は大須賀、本大須賀の二村に西は小御門村に連り東南の一角は大須賀川を界として東大戸村に對す武田郷莊古原大慈恩寺應永文書に古山村を載す初め古植房山村原宿村の二村たりしが後之を合す神崎神社正元古文書大慈恩寺應永文書並に上品を載す乃ち此地なりと香取文書には立野、新寛永八年十月武田毛成古へ上坊又は上方に作る或は曰く植房初め徳房と稱せしが中世徳字の草體を植に誤ると如しと雖も文獻の徵す可き者なきは遺憾と爲す所なり、村中至るところとして往々古代土器石斧曲玉等の類を發見す而して大字郡は乃ち古への香取郡家(今の郡衙)所在の名稱を存せしものにして武田は乃ち健田郷の本土なるは問はずして知るべし、或は曰く物部雄君連庄園の地にして健部を置きし地なり武田は乃ち健部田の略ならんと物部雄君連は天武天皇の時の人にして車駕に扈し東國に入り大功あるを以て官を賜ひ氏を授けらる、鎌倉時代以後は大須賀氏の領地たりしが戰國の時に至り豪族割據紛争して互に息む時なく領地の區劃も亦一定せず毛成は應永中鎌倉圓覺寺領たり應永二十六年足利持氏圓覺寺に與ふる知行狀に大須賀保内毛成草毛の兩村を載す德川氏の天下を定むるに及び津藩藤堂氏淀藩稻葉氏高岡藩井上氏及び旗下諸氏の分領又は采地たり以て明治維新に至る本村の地たる北部一帯は低地にして東南の一部は大須賀川に沿ひ他は概ね岡陵に屬す故に村内山林多くして畠地少く水田の三百五十六町と林野の三百五十七町とは其面積實に相匹敵せり居民皆農業を力め副業は養蠶及び養鶏等にして林業も亦農家各自の

副業と稱するも亦不可なきが如し商工漁業は皆農家の兼業たるの觀あり利根の分派に江口川あり本村の北部に瀕流し舟楫の便あり江口貝を産す又大貫溜池に於ける水禽の獵獲と椎茸の培養は本村の特業たり郡、大貫の二區は縣道之を貫き別に大須賀村に至る可き樞要里道あり其完成の期は大に交通の便を得るならむ成田鐵道は郡驛を本村に置き神崎及び大須賀地方の貨物を集散す

瑞穂村

郡の西北部に位し米澤村の東に連り東は東大戸村に南は米澤大須賀二村に東北は東大戸の一邊に西北は神崎町の一隅に連り而して北方の一部は利根川に瀕す堀之内、谷中、鶴崎、西坂、寺内、西和田古へ山上村あり年月不詳之を合す西部田の七大字を合し嘉字を用ゐて村名と爲す此地古へは大戸莊の一部に屬し鶴崎郷光福寺文明三年辛卯正月文書大戸莊鶴崎よりと稱し後ち又西坂郷と稱す鎌倉時代以後は大須賀、國分兩氏の分領する所たりしが如し天正中栗林義長本郡の地を略するや本村地方も亦一たび其占有に歸せり德川氏の關東に主たるや烏居元忠封を矢作に受け此地方一帯を管し西部田は鍋島氏の所領たり元和假武の後本村の地は概ね麾下諸氏の采地と爲り以て明治維新に至る明治三年和田を西和田と改む本村の地勢は中央より南北に亘れる丘陵あり南部は爲めに岡阜多く北部は平地なり大須賀川沿岸及び利根川接近地は低濕の地多きが爲め霖雨數日に亘れば往々多大の水害を被むることあり居民農業を營み養蠶養鶏を副業とせり商工業は村中の日用品を販賣製作せり林業は僅少の林野を有するに過ぎざるを以て村中の薪炭を充たすに足らず漁業は數戸の従事者あり縣道は米澤村大貫より本村に入り大須賀川を越へて東大戸村に通す之より分岐して近傍諸村に至る可き里道數線とし往年同村寺内鶴崎等の青年團

大に之を修繕せり大須賀川舟楫の便は本村を起點として上下一里の間に及ぶを以て小廻船の交通頗る多し村中に光福寺あり

新島村

郡の最北端に位す全村繞らすに水流を以てし北は北利根川を隔て、茨城縣行方郡潮來八代香澄の三町村と相對し西は横利根川を界として同縣稻敷郡本新島村と相面し又霞浦に臨み南は利根の本流を以て本郡津宮大倉豊浦の三村の入會地を限り西南亦同川を夾みて佐原町に界す八筋川明治十四年辛巳二月ト統村を本區に合す大島、三島、境島、扇島、加藤洲、磯山、附洲新田年月詳ならずも潮來の人及び加藤洲村の人相共に此新田を開きしと曰ふ公官洲新田承應癸巳加藤洲村及扇島の人を開くの九大字を合し此地の舊稱を用る村名と爲す此地は古へ香取海の一部にして後世洲渚の堆積に因り部落を爲せしものなり事は開拓誌に詳らかなり徳川氏の時代官支配地たり地勢平衍にして利根本支の水脈之を繞り宛として一島嶼を爲し全村圍むに堤防を以てす其本村に亘れる延長三里五町三十八間に及び奥田浦全部を算すれば約七里と稱す中は水田渺として際涯なく郡中唯一の平坦地たり至るところ溝渠疏通し縱横蜘蛛の如く部落の往復、田甫の耕作、皆小舟を用る解漁船の數八百三十六艘に達し農家田徑皆小板橋を架し其數幾千百に及び試みに佐原より本村を中斷し對岸常陸潮來に至れば一里餘の間渡津三ヶ所架橋數十を越ゆ亦奇と謂ふ可し而して利根及び霞浦北岸の航通は日夕汽船の來往するあり民業は水田の耕作と漁業に在りと曰ふも不可なきが如し故に産米は本村の首位を占む養蠶等に至ては僅かに四五戸に止まれり堤防内の入江を總稱して奥田浦と曰ひ殊に水産物に富めるを以て漁業者最も多く魚介中鯉鮒鰻鰯の類に至ては産額頗る大なり然れども水害

は本村の最も患とする所なり其他の沿革は別に十六島の部に詳かなるを以て之を贅せず

東大戸村

郡の中央部に位し利根川に北接す東は佐原町及び香西村に連り南は香西より大須賀村に沿ひ西は大須賀川を隔て、瑞穂米澤二村に界し其一部は神崎地先に接す北方利根の對岸は乃ち茨城縣稻敷郡本新島、十餘島の二村なり大戸郷莊大戸川淨土寺慶長七年壬寅七月錦銘に大戸河と刻す森戸、新寺、玉造、山之邊、片野、上小川古へ小川と稱し後ち上字を冠す關の九大字を合し首區の舊稱に因り村名と爲し更に東の字を冠す明治三十二年二月茨城縣稻敷郡本新島村の内飯島、石納天正二年四月十日觀照院建立僧寬海願書に穀納に作る野間谷原、川尻の四大字を分割し之を本村に合し島四區と稱す本村は古へ大戸莊と稱し大戸は其本土にして大戸川、川尻、森戸等は皆其分郷たり往時其大部分は大戸社領に屬し後ち武家の權勢次第に盛んなるに隨ひ社領も亦其狭む所と爲りしも國分氏の領する所は本村の十が二を占有せり慶長五年島居元忠之を領し徳川氏の時に至り旗下士人の分采する所と爲り島四區は津藩藤堂氏の領地又は代官支配地たり明治維新の前に至るまで今の本村及び大須賀、香西、香取、栗源、山倉、神里の七村に亘る舊三十一村を以て組合とし大戸村今大戸區を寄場と爲し同村尾谷シボガヤに獄舎等を設け徵稅聽獄等の中樞たり此組合は明治の初年に及ぼせり本村の地勢は東部より南部に連亘せる丘陵あり關、上小川、片野、大戸、山の邊、玉造の六大字は此間に散在し村内の高地を占め森戸、大戸川は平坦にして銚子街道之を貫す島四區は本村の北部に在り別に一區劃を爲し殊に野間谷原と石納の一部は利根水路の爲めに其周圍を包まれ宛然孤島狀を爲せり本村は上記地勢の外に大須賀川の流域に屬するを以て關係の諸區は往々水害に苦み明

上下せり近來煙草の栽培を試むるものあり結果良好なるが如し而して林野の面積は千二百町余に達するを以て用材薪炭の輸出は遠く東京に及び是を以て松杉檜櫟等の植栽も亦盛んなり商業は村中の日用品を販賣し又は米穀肥料等の取引を主とす工業も亦地方用の製作品にして漁業は大須賀村と同一く特記す可きの事なし縣道は成田佐原間の別街道にして本村を中心とし別に久井崎より米澤村郡驛に至るものと又前林より赤池を経て久賀村及び多古町に至る里道あり村中大慈恩寺は古刹を以て稱せらる

香 西 村

郡の中央部に位し稍西北に偏す乃ち佐原町の南に隣し東より南は廣漠なる耕地又は山林原野を以て香取町及び栗源村に接し西部は大須賀村に連り更に北して東大戸村に界す明治廿二年町村制發布の際大根 香取案主家藏弘安元年戊寅十月神領目録に上相根見え嘉元明徳文安應永文 大崎、觀音、長山、本矢作 一に矢造に書皆相林と書し文明十一年巳亥二月文書香根村と書す後大根村と改む 岩崎 移城の後此 福田 香取神宮源頼朝寄付狀及び建武五年戊寅六月二日大中原實長讓 伊地山 一に伊 牧野、與倉、鳥羽の十 地を本矢作と稱す 渡狀に見ゆ(古埔生郡に同村名あり故に本村は下福田と稱す) 大字を合し香取町の西部なるを以て香西と名けしが大正二年七月十日牧野を割て佐原町に合し今九部落たり本村の沿革は之を詳らかにす可らざるも與倉の如きは乃ち古昔官倉を置きし舊地にして餘倉と稱せしと源頼朝の覇權を握るや福田郷を香取神宮に寄せ以て神領と爲し大根、大崎も亦神宮領たり或は曰く二區は其當時神饌供御の地なりと大戸社領も亦本村の一部に屬せしものに似たり千葉氏の本洲を治むるに及び常胤の五子國分胤通矢作に在城し以て此地方を領す乃ち六黨の一なり天正中國分氏の亡ぶるや徳川氏の臣鳥居元忠代て在城し近傍四萬石を領す元和四年三浦正次矢作七百八

十石の地を分領す後ち鳥羽は藤堂氏之を領し他は概ね旗下士人の采地となり以て明治維新に至る本村の地勢は東南の一部は稍平坦なりと雖も其他は至るところ丘陵田圃相錯接し起伏一ならず中央部に湊合する細流は皆小野川に合し佐原町に至る民業は農を主とし養蠶養鶏は副産中に於て最も多額の生産に富む甘藷及び煙草の栽培も漸く増加の傾向なり林業中薪炭も亦多少の輸出あり商工漁業は所謂兼業のもの多きを以て特記す可きの事なし縣道は佐原町より本村大根を歴て多古町に達するものと佐原より與倉觀音を歴て大須賀方面に通す可き二線あり他は東大戸、大須賀、香取等の諸村に通する里道たり舊刹大龍寺あり

香 取 町

郡の北部に位し東は神里大倉の二村に南は栗源村に西は香西村より佐原町に北は津宮村、及び大倉村の一端に連る香取 古へ追野村あり香取應永文書等に之を載 丁子 香取神宮祭に神與昇丁を出す故に村名と爲す嘉元 文書には丁古村に作る其他應永寛正等の文書丁子丁古 互に見う文安文書又二股村を載す後ち之を本區に合す 吉原 正慶二年 四月香取神領多島取帳應永六年巳卯大福宜家神 多田 香取嘉元二年甲辰四月香取文書に加符二股大島等 新市場 文應正慶應永嘉吉文安寶徳享徳長祿其他の香取文書交も大島村を載す の爲めに大島村に市場を開かしめ 新部 弘安正慶嘉慶應永文安等 釜塚 應永十四年 十月十八日及び寶徳三年 九月十八日香 享五年 文書には新部村 下小野 香取長寛二年甲申六月下文承久三年辛巳十月廿九日文永九年壬申十二月十八日沙汰文嘉元二年 併記せり元祿十三年庚辰九月下の字を冠す寛文五年 三月新田畑屋 返田 嘉元應永文書等並に見う古へ萱田に作る當れるが如し 草の九美 上往時牧場たりしを明治九年丙子開拓 の十大字を合し首區の舊稱を用ゐる村名と爲し明治三十年五月更に香取町と改む東西一里十八町南北二里面積一、三方里戸數七百四十一人口四千四百十六此地は

本州に於ける最古の歴史を有し日本書紀已に櫛取の地名を載せり太古未開の時に在りては所謂古代民族は此邊に割據占有せしが如く貝層の遺跡又は石斧石棒或は古代土器化石獸骨等の各處より發見すること少なからず今の利根沿岸の地は乃ち古の所謂香取海にして渺漫たる海水は草莽の野と相待て蠻族の生活に任せしならむも經武二神平定の後は永く神靈鎮座の地と爲り國土の經營茲に成り尋て神郡を定め神領を附す後世郷莊の名起るに及び香取郷又は大槻郷の内に編せり後ち又今の大字香取を香取郷と稱し其附近の部落を大槻郷と呼びしが如し皆香取神宮領たりしは古記及び古文書に徴して明かなり而して香取の地は當時概ね神宮神林域内に屬せしものならむ古文書中建永二年^{卯丁}關白左大臣家政所下文に御寶殿四面八町内大竹を切取を停止するの文あり應永以降神領散居の神官等は地頭或は地方豪族の爲めに所領を侵掠せられ避けて宮林内に移住するものあり遂に一の村落を爲せしものならむ故に香取の地は今尙ほ宮中の古稱あり香取古文書に往々香取十二郷又は香取十二村を載す其村名今詳ならざるも同古文書に香取社領葛原牧、小野、織幡、加符、相根、二股、大島佐原、津宮、返田、丁子、追野、木内、福田、小見等を載す以て其概を知るべし千葉氏の盛時は此地方一帶は其支族國分氏概ね之を領せしもの、如し香取寛元元年北條武藏守の文書に當社領十二郷其内九箇郷者千葉介之領也と之に因て考れば神領千葉領と相交錯せし者ならむ徳川氏の覇權を握るに及び其臣鳥居元忠代て之を領す天正十九年^{辛卯}徳川家康千石の地を神宮に寄せ香取郷の地を以て之に充て神宮領香取郷と稱す大宮司大稱宣家世々之を宰し地を割て神官數十名に分與せり慶長以後鳥居氏の封を移すに及び神宮領を除くの外は今の本村各大字の地は概ね旗下の采地又は代官領と爲り

以て明治維新に至る四年社領を上地し香取郷を改めて村と爲し町村併合の際上記十區を合一稱の下に立てり而して久美上の一區は明治以降の新開拓地たり本町の地勢は東南二方に亘り林野多く西北部は丘陵相連り香取、丁子、吉原、多田、新市場、新部の諸部落處々に散在し小野川は下小野より返田等の地先耕田を貫流し佐原町に至る居民は香取宮中の一部及び各區に日用品及び其他の商業を營むものありと雖も要するに農業を以て主と爲し養蠶養鶏等を副業とし工業は農閑に於ける製繩製薦の類と爲す林業は薪炭及び多少の用材を輸出す而して香取産杉種と杉苗は其名最も高く各地に販賣し林業家の歡迎する所たり交通は佐原より神宮前に至る可き縣道と一は津宮村一は多田より神里村を経て八都村に至る可き二線の樞要里道あり別に大倉路及び山倉路の里道あり香取神宮並に其他の記事は各項に就て之を見る可し

津宮村

郡の北部に位し利根川の南岸に沿ひ縣道に屬す乃ち佐原の東方に連り北は與田浦を以て新島村に面し南は香取町に接し東は大倉村に界せり町村制發布の際舊に依り一村獨立す往古の香取海の要津にして其地は香取神領たり嘉元中及び建武五年^{戊寅}五月貞和五年^{己巳}七月文書等皆津宮の地名を載するもの多きを見れば其村名を爲すの古昔に在るを知る可きなり天文中武家領と爲り大崎城主國分氏の管する所たり天正十八年小田原の陥るや千葉氏族黨皆從て亡び徳川氏其臣鳥居元忠を矢作に封じ本村亦其領地たりしが其轉封に及び代官吉田佐太郎の支配たり慶長十九年旗下士人堀、小笠原二氏の采地と爲りしが後ち幕府の加藤家を復興せしむるに及び本村の地を分て之が采地とし新田の一部落は

代官支配たり本村は南方香取に接するの地僅かに少地丘陵あるも他は概して平坦なり畑地は利根以南に拓け水田は以北に相連れり民家縣道を夾み小市街を爲し客舎等の設けあり居民は農業を主とし蠶業の如きは地勢の關係上極めて稀れにして其間寧ろ漁業を兼ねるもの少しとせず漁場は利根及び奥田浦を主とし販路は東京及び四隣町村と爲す商業は佐原接近の地なるを以て日用雜品を除くの外は悉く之を同町に仰けり特に見る可き者は木材商及び工産物として釀酒瓦製造等なり本村は水路にて香取神宮に詣するもの、要津に屬し利根川の汽船の發着場あり河岸一大鳥居を建つるを以て津宮鳥居河岸の稱最も著る或は曰く此地を津宮と名けしは竈神社と號する神社あるに基づきしものなりと社は漁津彦神及び漁津姫神を祀り此要津の鎮護に充てたるものにして初めは其社を津宮を稱し後ち村名と爲すに至ると本村より香取神宮に通する里道は延長十八町二十四間なり

大倉村

郡の北部に位し稍東に偏す東は豊浦村に西は香取町及び津宮村に北は奥田浦を挾むで新島村に南は香取及神里の二町村に接す町村制發布の際舊に因り獨立し丁子村内の新田を加ふ香取神宮永享五年癸丑六月文書及び文安文書皆大藏と書す藏倉皆之を互用せしものならむ村名の起因は或は以て古昔官倉所在の地と爲すものあり蓋し然らむ藤原氏時代に在りては本村は海上郡の北境に屬せる一郷たりしを以て其開創の最古に在りしを知る可し往昔は香取神領に屬せしもの、如し鎌倉時代より足利氏に於ける沿革は得て詳かにす可らざるも粟飯原氏は千葉氏の親姻を以て岩部より移て小見川に城し最も勢威を振ひ而して木内氏は木内に起り近隣を領せし時なるを以て是等諸氏の管する所たりしも

知る可らず或は曰く戰國の時國分某亦此に居りしと徳川氏の時に至り旗下十一氏の分知及び代官の支配地に分れ別に幕府直領林なるもの七拾餘町あり本村の地勢は之を總括せむに村の中央なる縣道を以て二分せりと曰ふも殆んど不可なきが如く而して其南方に屬するものは陸田及び林野にして北部は利根沿岸に於ける廣濶なる水田なり居民は農業を力め米穀は固より其首産なるも地味は甘藷大 小豆柑橘類に適せり商工業は概ね村内の需用を充たすに過ぎざるも新炭木材の産額と春秋二期に於ける利根川漁業の利は皆數千圓に達せり交通は銚子街道を以て主線と爲し利根より分る、細流には皆水運の便あり村に郷社側高神社あり

豊浦村

郡の東北部に位し東南は小見川町及び神里村に隣し西は大倉村に接し北は利根川を隔て、茨城縣鹿島郡中島村及び本郡新島村の一部に對す富田郷社増田、下小堀古へ上小堀と一村にワカレ、萬治元年戊戌下小一の分目なるもの之を開き人民を移す後本區に合併す三の分目の六大字を合し嘉字を用ひ村名と爲す往古の沿革詳らかならざるも香取神宮藏治承五年辛丑十月古文書已に富田郷を載せ且つ村中古代土器を發見する等其舊村たること推して知る可し千葉氏の時粟飯原氏此地方を管せり徳川氏の覇權を執るに及び松平家忠を小見川に封す當時本村地方は其領内に歸せしならむ後ち小見川藩内田氏及び旗下士人又は代官支配地等の區々に分れたり本村の地勢は概ね平坦にして利根沿岸に瀕するの地に廣濶なる水田を有すること略ぼ大倉村と同じく其神里村に接するの地は高地に屬せり居民は農を業とし養蠶養鶏等の副業あり製茶も亦多少の産出あり梨果の培植に適す商業は概ね小賣商にして農業の傍に之を

兼ぬるもの多し工業は瓦製造等と爲す林業の主なるものは新炭にして漁業は利根川其他に於ける淡水産の漁獲たり交通は縣道の一線ありて村中を貫き一の分目には利根汽船の發着場あり

小見川町

郡の東北部に位し東北は利根川を以て茨城縣を限り遙かに同縣鹿島郡中島野の二村に對し東南より西部に亘り森山八都の二村に西北は神里豊浦の二村に接す小見川、本郷、下小川初め小川と稱し後羽根川、新々田、野田變長十六年辛亥八月本郷村より分村す八日市場、中沼、南原地新田寛保三年癸亥小見川村岡野新八之を閉き虫二新田とす往時は南原地を平岡と稱し北原地を平野と稱せりの九大字を合し首區の舊稱を用ひ町名と爲す此地は古への麻績、城上兩郷の地に亘り木内莊に屬す小見川は乃ち麻績川にして其黒部川河邊に沿へる舊稱なり一に小見河、小美川等の字を互用し騷人雅客の輩は續川と稱し本郡東部に於ける樞要地なり鎌倉時代より足利氏に至るの間は粟飯原氏世々之を領し天正十八年庚寅徳川氏關東を領するに及び其族松平家忠封を此に受け子忠利に至り磐城に轉じ後ち代官吉田佐太郎の支配地と爲り幾何もなくして土井利勝大炊安藤重信對馬石川忠則主頭三浦安次志摩の諸氏相亞て之を領し代官一色忠次郎復代て之を幸し遂に内田正信の領するところと爲る時に寛永十七年なり是れより先き本郷村より羽根川、野田、八日市場の三村を分ち安永三年更に新々田、中沼の二村を分つ小見川、本郷、下小川下小川は天保八年以後旗領たり野田の四村は依然として内田領に屬し他の五村は旗下士人の采邑又は代官支配地と爲り以て明治維新に至るまで内田正學小見川知藩事と爲り以て之を治む五年八月新治縣支廳を此に設けて香海匣三郡及び常陸國の一部を管せしことあり本町の地勢は概ね平坦なるも西南隅少しく丘陵あり其利根川南堤内は宛然

一大湖沼を爲し流尾は笹川、橋二村の沿岸を過ぎ堤防の盡くる所に至り利根の本流に合し一と爲る湖沼中御料地あり皆水田たり是より先き政府は河身改良の舉あり堤防は利根と此湖沼との間に築き堤内地及び堤外地と稱す黒部川は市街の中央を貫し此湖沼に注ぎ舟楫の便著るし舊小見川町の一區は乃ち黒部川の河口兩岸に並び市坊を十四區域に分つ乃ち大根塚新町、新濱、八軒町、田町、新田本町、川端、南下宿、北下宿、小路、内濱、外濱、中町是れなり其縣道銚子街道の衝路に當り又唯瑛郡八日市場町と海上郡旭町とに至る可き縣道亦是れより分岐し別に神里村方面に至る可き樞要里道あり加之利根川汽船の發着場なるを以て水陸の交通最も頻繁なり然れども總武鐵道の開通以來本郡東南部の貨物は概ね其便を藉るを以て本町の商業上大に打撃を受けしと雖も街衢の盛んなるとは郡内に在りては佐原町に亞げるは論を待たず近年利根川改修の結果として本流の本町を距ると殊に遠く又更に不便を感じしこと少なからざるも貨物の集散は水運に頼ること最も多し近時本町を中心とし佐原銚子旭町間に向て自動車運轉し交通に便せり、民業は舊小見川町と他の部落に大別し舊町の大部は商業家にして之に沿へる四隣の部落は概ね農業に従事せり商業は近傍諸村の中心と爲り物産の販賣並に物資の購入は皆本町に於てし所謂卸小賣の兩途に出て重なる取引は米穀、肥料、呉服、木材、洋物、陶器、金物、雜貨店等にして、工業も亦實に本町産業の中心と爲り清酒、燒酎醬油、酢等の醸造を首とし製絲、製紐、染織、瓦等の諸工場あり最近調査に據れば生産總額四十五萬圓中工業品二十九萬圓餘を算せり、農家の副業には養蠶養鶏等あり林業は記すべきの事少なきも漁業は鯉鮒鯉等の淡水産を主とし期節に因り鮭鱒等の漁獲あり地方及び東京に販賣す、爾後更に水

陸交通の便を利し本郡地方及び常陸方面に對する貨物集散の策を講し一方には工業の發展を圖るに於ては郡内東部の中軸となり舊時に倍するの盛況を見るに至らむか近時客用自働車の營業あり本町を中心とし佐原銚子等に往復す町中に町役場、警察分署、小學校、郵便電信局、登記所、電燈會社銀行、各保險會社代理店、諸工場等あり

神里村

郡の東北に位す東は小見川町及び八都村に南は八都の一部及び栗源村に西は香取町及び栗源村に北は豊浦大倉二村に接續す清里往時油田旗餘内野龍谷織幡の諸村あり香取神宮長寛文書織幡を織旗に作り嘉元文安の文書は織幡に作る明治九年丙子五月五村を合し清里と稱す或は曰く織幡旗餘油田は古昔香取神宮の幡旗燈油虫蟠、木内郷莊白井、八本、山川、上小堀の七大字を合し木内神社所在の地なるを以て村供御の地と名と爲す本村は古への城上郷の地にして木内莊に屬す後木内と改む本村古昔の沿革は詳ならざるも既に和名抄所載の一郷たるのみならず村中白井等に古代貴族の古墳の存在せるより之を考ふれば其歴史の最遠に在るを知るべし而して木内莊は東鑑に二位大納言領と爲す「千葉氏の盛時に當り木内胤朝功を以て此に封せられ木内莊内の地を領し子孫田部、小見等の地に蕃衍す粟飯原氏亦上小堀の一部を領す後ち里見氏の攻略する所となりしが」幾何もなくして關東悉く徳川氏の領國と爲り代官吉田佐太郎命を承けて此地方を管す尋て松平、土井、安藤、石川の諸氏之を襲領す是れより多少の更革あり再び代官支配に歸せしことあり後ち小見川藩内田氏及び旗下諸士の采地等に分れ以て明治維新に至る本村の地勢は林野岡丘相連り水田は其間に開け溪澗より出る細流の東するものは黒部川に入り西するものは小野川の水源と爲る居民皆農を業とし副業中養蠶は最も盛に行はれ養鶏之亦

八都村

に亞く甘藷煙草等も殊に地質に適せり商工漁業は所謂る農事の兼業者多く特記す可きの事なし林業は七百餘町の山林を有するを以て松杉の植栽頻りなり薪炭は小見川佐原等に輸出す樞要里道は香取町より來り本村に入り八都村を経て郡の南部に通ずるものと小見川より栗源村に通ずる路線あり村に木内神社及び清水寺あり

八都村

郡の稍東部に位す東は良文森山二村に界し南は府馬山倉の二村に接し西は神里村に沿ひ東北は小見川町に對す田部元祿七年 松新田を開く小竹之内元祿三年 午の新田を開き享小見、川上延寶五年 字新田を開き貞享元年 訪開拓成り十五年 字谷垂開拓成る米野井、高野、神生傳へ曰ふ往古野崎郷と稱す又神生村と稱せしと仁良の八大字を合し區數に因り更に都字を加へて村名と爲す此地古へ海上郡麻績郷の舊地なり而して田部は乃ち其起原最古に在り乃ち昔時田部を置きし所なりと區中の字遠田部、大定、内中等居住の民家は次を遂ふて各地に部落を爲せしものに非るか米野井、神生、仁良亦皆舊村たり小見は乃ち麻績の古名を存すと雖も竹之内、高野、川上と共に他の高臺地より移したるならむも知る可らず仁良は松澤莊に屬し他の各區は概ね木内莊内に屬せり「木内胤朝の封を木内に受くるや莊内は總て其領するところと爲り子孫田部、川上、小見等に分居し各其地を領し而して米野井は其本城たり以て子孫に傳ふ蓋し粟飯原氏も亦其一部を領せしもの、如し永祿中里見氏の將正木左近此附近を攻略し米野井城亦陥る是に於て木内氏大に衰へ尋て小田原の役あり千葉氏の宗族皆散亡す」是より徳川氏の領する所と爲り慶長より寛永に至るの間松平、土井、安藤、石川、三浦、松平、酒井の諸氏交も之を管し尋て代官支配

地と爲り後ち小見川藩内田領又は旗下諸氏の采地に分れ以て明治維新に至る本村の地勢は高低二部に分れ高地は仁良、神生の全部と竹之内、米野井、田部の各一部を包有し低地は竹之内、米野井、田部の各一部と小見、川上、高野の全部を包括す而して田部耕地整理は此低地に屬せり仁良區より發する細流は同區及び神生の境界を爲し他の小水と合し本村耕地の灌漑に供し黒部川の一流を爲す居民は農業を主とし副業中養蠶は漸次増加し養鶏も亦大に其發達を見る商業は小見川町に接するを以て村中營業の雜貨店は概ね日用品を販賣するに止まると雖も小見區德聖寺と竹内區の間に亘る附近の地は店戸軒を並べて門前町の稱あり林業は高地部に屬する各區の薪炭木材にして工業は蠶種、瓦、醬油、其他とす漁業は各水田漁獲の泥鰌鰻等を主とし他は特記す可きことなし縣道は村の東部を貫き北は小見川に至り銚子街道に接続し南は府馬を経て海上郡旭町及び匝瑳郡八日市場町に至る可し別に小見門前に於て縣道より分岐し米野井神生等を経て山倉村又は多古町に至る樞要里道の一線あり村に戸田日宮兩社と德聖西雲兩寺あり

森山村

郡の東部に位し東部より南に亘り笹川神代の二町村に界し南は良文村に西は小見川、八都の二町村に連り北は利根川を隔て、茨城縣鹿島郡に對す岡飯田、下飯田二區は古へ一村たり、布野、北原地新田原の地に註す古は川頭曲川一名玉川の上流なるを以て名く阿玉川の六區を合し森山城址あるに因り村名とす此地橋川郷の舊地にして岡飯田、下飯田は其本土と爲すも未だ確證を得ず東莊内の地なり往古の沿革は之を詳らかにせずと雖も東胤頼東莊を領するの時上代より移り森山城を築き以て莊内を治じ子孫世襲す分封

を美濃郡上に受くるに及び京畿の戰亂に會するを以て城主は概ね郡上に在り城代を森山に置き以て之を治む天正十八年小田原落城と共に亡ぶ是れより徳川氏の有と爲り慶長中松平氏は布野を領し青山氏は下飯田を領し後ち各區の地は旗下諸氏の采邑又は代官の支配に歸し小見川藩内田氏濱松藩水野氏亦其一部を分領し以て明治維新に至る本村の地勢は東南部に亘りて丘陵の連るありと雖も他は概して平坦なり曲川は村中を流るゝ小流にして神代良文二村入會の谿間より發し森山堰に注ぎ是れより阿玉川區の中央を過ぎて利根川に入る居民は皆農を以て本業と爲し阿玉川の一部縣道に接し又利根川に瀕するを以て商漁業を營むもの多く一は日用品を販賣し一は利根其他の漁獲物を収益とす養鶏は戸戸之を飼養する如きも養蠶は附近諸村に比しては比較上少數なるが如し養豚亦増加の状況なり工業は甘藷澱粉製造所を主とし他は打綿及び地方需用の製作品とす林業は多少の薪炭にして特記す可きの事なし縣道は小見川町より來り本村を経て笹川町に入り樞要里道は阿玉川より川頭を経て良文村に入るものと下飯田岡飯田を歴て神代村に至る可き二線あり

良文村

郡の東北部に在り北は森山村に東南は神代村に接し南は府馬村に西は八都村に連る五郷内、阿玉臺阿玉久保阿玉臺阿玉久保古へ一村たりしが後ち之を分ち高地に屬する部を臺と稱し低地に屬する部を久保と稱し古郷名に因り阿玉の字を冠す然れども阿玉久保は今單に久保と稱す和泉、貝塚區内に貝塚ありの五大字を合はせ平良文の遺址所在の傳説に因り村名とす本村は古への編玉郷の舊地たり良文の領する所にして其子孫に傳ふと爲す後ち東氏の所管たり其族海上胤景亦阿玉郷を領す天正以後徳川氏の關東を領するに及び其一部の地は松平家忠の領地と爲り土井安藤の諸氏相亞て之を領す後ち

和泉は保科氏の領するところとなり他の四區は旗下諸氏の分采地に屬し以て明治維新に至る本村の地勢は丘陵村中を縦貫し別に和泉貝塚二區の東端を走れる丘陵と貝塚の南部より曲りて中央丘陵と並行し久保阿玉臺を縦貫せる丘陵あり要するに東部より中央に高く南西北に低下す水田は此丘陵間又は左右に屬するも南西部に低開する耕地最も廣く黒部川流域に屬せり居民は概ね農を業とし養蠶養鶏等は副産中の首位に在り工産物は織物、蠶種、酒、瓦製造等にして林業は薪炭の輸出を重と爲すも商業及び漁業は特記す可きことなし五郷内樹林寺は觀世音賽日に來拜者の多きを以て寺前に數戸の店舗あり村中米國に渡航し業務に従ふもの六十餘人に及べるは此地方に於て見る稀れなる所なり樞要里道は小見川町字柳關より縣道に分岐し森山村を経て五郷内、久保、阿玉臺を過ぎ府馬村に入るものあるも未だ修築を了はらざるに因り多少の不便を免れず其他府馬及び神代、森山諸村に至る可き各里道あり

府馬村

郡の東南部に在り東は黒部川を以て神代萬歳二村を限り南は中和古城の二村に西は山倉村に北は八都良文二村に接す府馬郷莊志高、古内、長岡の四大字を合し首區の舊稱に因り村名とす本村は乃ち古への布万郷の地なり後ち布馬と改め文明中に至り府馬と改むと或は賦馬の字を假用せしことあり一説に府馬は古へ日下部と稱し乃ち匝瑳郡日部郷の舊地なりと松澤莊内に屬す其一部の地は往古香取神宮領たりしと千葉氏の時國分常朝の二子朝胤松澤莊内に封せらるるに及び此地を并領し子孫に傳へ其孫時常始て府馬に城し此地方を領す時持に至り里見氏に屬し大須賀氏の破るところと爲り城隨

て廢し後ち木内胤時藤左衛門之を領す徳川氏の關東に封せらるるに及び代官吉田佐太郎之を支配し尋て松平土井安藤諸氏の領する所たりしが後ち旗下諸士の分采する所と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は古城中和二村に界するところ高地多く餘勢左右に延き一は古内區に入り府馬字歸命臺邊に及び一は吉岡區を横斷し八都村に連る是れ等の高地は畑地多し東北の低地は所謂る千丈谷センジョウガヤにして渺々たる水田を爲す黒部川の上流其間を通せり居民農を業とし米麥豆菽は其主産とする所なるが菜種甘藷の特産も亦少からず殊に桑茶の栽培頗る盛なるを以て養蠶製茶の二副業は大に見る可き者あり試に作付反別を舉げ其一二を示さむに桑五十九町四反廿諸六十六町茶四町五反に及びり近來煙草及び果樹の栽培大に發達せり養畜、養鶏亦副業の優位たり嚮に耕地整理を施行せしより二毛作亦増加の狀なり商業は農産物、吳服、肥料等を販賣し村中の需用を主とせり然れども之を他に比するに小見川より海上郡旭町に至る可き縣道と匝瑳郡八日市場町及び森山中和良文等の諸村に至る樞要里道に屬し東部各町村の中間宿驛たるを以て人馬の來往少なからず就中府馬區字小保内コボウチの如きは小市街狀を爲し商業に従事するもの多く旅館等の設けあり工業は製絲、蠶種、機業、酒類、醬油釀造、製油、澱粉其他各製作品なり林業は村中需用の薪炭用材にして剩餘を小見川旭町銚子等に輸出す漁業は特記す可きことなし村中郷社愛宕神社あり

山倉村

郡の東南部に位し南は豊和常磐二村に東は府馬古城の二村に北は八都村に西は栗源村に連る山倉、新里、桐谷、小川、鳩山、大角オホトガリの六大字を合し首區の舊稱に因り村名と爲す往古の沿革詳かなら

ざるも近傍各村と共に千葉氏族黨の領地たりしことは疑ひなきが如し徳川氏の時山倉は松平相模守の領地に屬し他の各區は旗下諸士の分知するところたり以て明治維新に至る本村の地勢は田圃丘陵相雜り其間凸凹少からずと雖も要するに郡中に在りて一大曠原を爲し河流と稱す可きものなく溝渠の稍大なるものは栗山川の水源たり居民は農を以て主と爲し副業中蠶業の如き特に其發達を見る養鶏も亦戸々に行はる特産中煙草の栽培は好望の進境を示し且新里、鳩山、桐作地方の甘藷産出も亦少からず商工業は概ね農を兼ねるものにして村中需用の物品を販賣すると醬油醸造其他の製作品なり漁業に至ては記す可き者なし林業は實に農業に次げる本村富源の一にして山林原野を合はせて九百六十餘町に及ぶを以て薪炭用材の輸出を想するに難からず本村は所謂る山村地にして交通頗る不便を極め樞要里道は小見川より八日市場に至るの要路に當り又山倉より高萩、西田部、南玉造、川島に至り大角より佐原、神生、東松崎等に至り、新里より仁良等に至り鳩山より府馬中和等に至る等其他尙數條の里道ありと雖も山倉の如きは四隣の村落に至るに半里餘の林野を経過するを以て皆道路完成の期を待ちつゝあり其山倉神社及び觀福寺大六天所在の地なるより京濱地方講衆の參拜者頗る多きは亦山間僻落中に於て見る稀れなる所なり是を以て旅店の如きは善く遠客を遇するに堪へたり新里は村の東部に位し別に一區域を爲し人家相連り山倉區の一部に三浦谷開拓地あり

常磐村

郡の南部に位し北部より東部に亘り栗源山倉豊和の三村に接し南部より西部に至るまでは飯高中久賀の三村に界す川島、方田松崎重雄藏記録に豊坂慶長元年の東松崎初め松崎と稱し後東字を冠す本區は更に堀和村内山區より分つ 檢地帳已に見う

年水打繩帳既に堀又は花和と書し菅原頃の記録には堀松崎と並び書したるものあり宮本は松崎神社附近の地を曰ふ松崎は天正慶長時代の古文書に因れば先崎と書せしものあり南玉造初め玉造と稱し元祿十三年庚辰熊新田あり寛文九年の開拓する所なり○郷莊參觀の五大字を合し嘉字を用ひる村名と爲す本村は玉作郷の舊地に屬す東鑑文治二年

の條には玉造莊三井寺領と書す乃ち此地なり松崎は傳へて松崎神社の社領に屬すと爲す金原常能曾て金原莊司と爲り子孫此地方に蕃衍し戰國時代に至り其族裔及び諸武人は皆一部落を占め宇井、平山、野平の諸族あり以て之を分轄せしもの、如し小田原城の陥るや諸氏亦離散し徳川氏の初に當り又數ば諸侯の領地或は代官支配等の更迭ありしが其後概ね旗下士人の采地と爲り玉造は初め多古領と爲り保科氏之を管し後ち又幕府の直轄より再び多古松平氏之を領し嘉永中平岡某又代之を領し以て明治維新に至る本村の地勢は東南漸高きを以て栗山川の支流に屬する小流は皆西北に注げり水田は村の中央部に多し居民は農を力め養蠶は其副業たりと雖も實に農産に亞くの一富源にして養鶏等亦之に亞く林業は薪炭の輸出あり亦一財源たり商工業の農兼業のもの多く地方需用の雜貨店及び工産に於て酒釀と製茶等は其特殊なるものなり漁業は農閑の副業として多少の利あり交通は山倉村より來り中村及び多古町に通ずる樞要里道あり村の中央を貫く其他飯高栗源等の各村に至る可き里道あり村中郷社松崎神社及び杜城圖書館あり

栗源村

郡の中央に位す東は山倉八都二村に隣し西は香西大須賀二村に界し南は水流を以て常磐久賀二村を劃り北は香取神里の二町村に隣す南方一帯を除くの外各町村の接續地は概ね山林原野たり岩部郷莊助澤、澤、菊毛 往古常磐と稱し延寶中改稱す 高萩、西田部初め田部と稱し後西の字を冠す 荒北の七大字を合し其栗山川の水源に屬する

を以て村名と爲す郡中の大村たり本村は乃ち古への田部所在の地にして其舊村たること推して知る可く岩部は又古へ香取神宮職司祝部の居りしところの説あり往時は香取匝瑳二郡の境界にして岩部は香取に屬し田部は匝瑳に屬せしもの、如し或は曰く岩部も亦匝瑳郡石室郷の地なりと此地方は葛原親王の莊園に屬せりと後ち親王の孫高望王の四子良兼上總屋形に居り以て此地方を并領し其弟良文の玄孫常長の四子常基岩部に在城するに及び更に其領地と爲り子孫に傳ふ其後小見川に移城す是時に當り平氏威福を擅にし忠盛の婿千田親政千田莊を領し岩部附近は概ね其所管たり源頼朝の義兵を擧るや千葉氏首として之に應し常胤の五男國分胤通矢作城に封せらる因て其領内に歸し子孫に傳ふ天正中宗家と共に亡び徳川氏の臣鳥居元忠亞て矢作を領し復た其所管と爲る寛永以後旗下の采地又は代官領と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は栗山川中央を貫し其沿岸に水田多く他は概ね山林原野陸田たり地勢頗る平坦なり居民概ね農を營み養蠶は實に副産中の首位に居り其發達殊に著しく養鶏亦之に亞く煙草及び落花生の栽培は年と共に盛にして前途益有望なり商業は村内の需用を充たすに止まり工漁業は特記す可きこと少なきも近時澱粉製造會社の創立あり村内千五百余町の林野を有するを以て林業に於ては薪炭及び用材の輸出少からず村の中央を貫する縣道は佐原多古兩町の交通線にして明治三十五年縣道に編せしものなり之を栗源線と稱し各區に至る可き里道は更に之より分岐し岩部は其中間に位し行旅の來往貨物の運搬Hを逐ふて隆に旅店の設けあり高萩區は村の東部に屬し古昔牧場の遺址は其大部分の面積を占めたりしも近來開拓して移住の人民次第に部落を爲せり所謂高萩開墾是れなり栗山川の一派は乃ち此區中より發せり

久 賀 村

郡の南部に在り東は常磐中村の二村に南は多古町に西は本大須賀村に北は栗源村に連る舊と井戸山寺テラサケ作古へ土橋と稱す又寺谷に作御所臺、高津原、大門オノカド、楡木ヒノキ、出沼イデヌマ、本三倉サツ、谷三倉本谷二區舊一村たり、次浦、西古内ノの十一村ありしが明治十年丁四月廿三日之を合し其九ヶ村なるを以て九箇村と稱し更に久賀村と改稱し二十二年町制實施の際更に下埴生郡十余三村の一部を合はせ舊に因り久賀と稱す往古の沿革は得て知る可らず或は曰く三倉は乃ち古への匝瑳郡屯倉の遺址なりと説の如何は確證を得難きも本村内古墳等を鑿ち往々勾玉を得しことあり以て其創始の古るきを想するに足る中世千田莊に屬し千田親政本州の目代と爲り以て此地方一帯を領す千葉氏の本州を領するに及び更に其宗族の分領する所たり御所臺は足利成氏館址の傳説を以て著はる徳川氏の時に及び佐倉城主土井石川諸氏の襲領する所と爲り後ち幾多の變遷ありしも概ね旗下の采地又は代官支配地と爲り以て明治維新に至る本村は郡中に在り栗源村と共に最大面積を有し西北一帯の曠野を十余三と稱し古への牧場址にして明治以後逐次開墾に従事す是れより發する數條の細流は皆東流して栗山川に注ぐ同川は本村の東境に沿ひ多古町に至る其西岸に沿へる地と各細流との間に水田あり其他は山林あり陸田あり又幾多丘陵の起伏するなきに非るも概して平坦なり人家各方面に點在す居民は概ね農業に従事し米麥豆菽は其主産なるも桑の栽培等亦盛なり養蠶養鶏は副業にして殆んど全村に行はれ或は之を以て半年の生計を立つるものなとせす茶も亦家用として多少の栽培を見る近時煙草の試作を爲すものあり開墾事業に伴ふて牧畜を試むるものあり耕地整理は十余三區の一部に行はる商業は村内の需用品を主と

し漁業も亦特記の事なし工業は農を兼ねるもの多く概ね地方需用の製作品たり林業は九百餘町の林野を占むるを以て松杉檜櫟の培植頻りにして用材及び薪炭の輸出あり交通の主線は村の東境なる栗山川に沿ひ南走する佐原多古間縣道と別に多古より北走して十余三區に出て大須賀村に至て佐原成田間縣道に合する樞要里道あり村中に米本圖書館あり

多古町

郡の南部に位す東は栗山川を以て中村を限り南は東條日吉二村に北は久賀本大須賀二村及び印旛郡遠山村の一角に接し西は山武郡二川千代田の二村に界す多古、染井、水戸明治十二年己卯十月十日、明神田、磯島、鎌倉、飯笹、林、五反田、間倉、一鍛田の十一大字を合し首區の舊稱に因り多古村と稱し明治二十四年六月更に町と改む此地古へ千田莊に屬し匝瑳郡原郷の地なりと、或は曰く今の大字多古近傍の地は古昔古沼地殊に多かりしを以て多湖と稱し後ち多湖に誤り遂に省きて多古と改むと説の確否を證せず、平良兼上總に在るの時此地方一帯を領し後ち平清盛の孫秀衡守の領地と爲り其目代千田親政の管する所たり尋て千葉常胤の亡す所と爲る文治中關白近衛基通亦千田莊を領せり、鎌倉時代より千葉氏の領地に屬し後世多古胤氏及び其裔胤幸等亦之を管せしもの、如し、足利氏の時千葉胤直父子其族原、馬加の兩氏と大に此地に闘ぎ是れより一たび馬加氏の管する所と爲ると天正中牛尾氏之を領し幾何くもなくして山室氏の攻むる所と爲り亡滅に歸す山室氏代て近傍五十二村の地を領有す十八年庚寅八月徳川氏保科正直忠を多古に封じ子正元肥後守。一にに傳へ尋て遠江濱松に轉じ土井利勝代て此地を領し後ち代官支配地と爲り寛永中松平勝正光に作るに傳へ尋て遠江濱松に轉じ土井利勝代て此地を領し後ち代官支配地と爲り寛永中松平勝

義の封せらる所と爲り子孫に傳ふ旗下諸士の采地も亦各村に亘れり以て明治維新に至る是に於て多古以外に於ける旗下采地は悉く宮谷縣の管下に立ちしも多古及び井野の二村は依然として多古藩に屬せり四年廢藩置縣の令出て多古藩も亦縣と稱す同年宮谷縣及び其他の諸縣と共に廢縣し新治縣の統一する所と爲り後ち本縣管轄の下に歸す、本町の地勢は東に栗山川あり西に其支流多古橋川あり水田は主として此附近に在り此方面は頗る平坦なるも北部は概ね丘陵高地にして畑並に山林多く民居水田之に雜る、大字多古は乃ち本郡南部の樞要地にして近傍村落亦産出物に富めるを以て市街自ら富饒の狀あり商業に従ふもの農工を力むるもの戸口相連る而して農業は乃ち全町各區に亘り夙に耕地整理を施行し其事業は當時模範の稱あり多古米は其優位を中央市場に誇り其他大小麥菜果桑葉等の生産は頗る巨額に上るべく養蠶養鶏製茶亦副業に冠たり商業は要するに多古部落一部の人民に依り之を營むも近く横芝、八日市場の二町に對し且交通の不便を以て他の商業地に比し聊か遜色なきに非るも鐵道を利し水運を便にし更に他方貨物の集散を圖るに於ては市街の發展と商業の振興を來たさむことは決して囑望の價なきに非ず工業は製絲蠶種及び地方需用の製作品にして他に酒醬油の醸造あり林業は薪炭及び用材とす漁業は農家の兼業にして栗山川淡水産鯉鰻等を首位とす、縣道は本町を中心として佐原成田横芝八日市場の諸町に四達し車馬の交通と旅客の往來に便せり而して輕便鐵道は多古區と成田町及八街を始終點と爲し三里塚其中間に位す本町に沿ふて多古、染井、飯笹、五辻の數驛あり而して飯笹五辻驛の如きは附近に新開墾地多く素より勝地の尋ねべきものなきも多年荒廢に委せし原野が一朝交通機關の設備を見るに至りしを以て頓に生産の増加を示し本郡に

於ける大小麥桑落花生芋等の主産地となり加ふるに三里塚御料地に接近するを以て今後の經營宜しきを得ば沿線の利益多からむ、水路は栗山の一川に因りて横芝に通じ運輸の便あるも期節に因り盛衰あるを免かれず町中に警察分署、登記所、郵便電信局、銀行等あり

日 吉 村

郡の西南隅に位し東は匝瑳郡豊榮村に隣し南は同郡南條村に西は栗山川を以て本郡東條村及び多古町島區と山武郡大總村に界し北方亦同川を隔て、吉田、中村二村に對す篠本一に篠本と書す古記に千田井、寶米、二又寶永三年丙戌古記上總國二又村と記するものあり國増相接するを以て之を誤るに非るか市野原の五大字を合し篠本區に日吉神社あり又其嘉字なるを以て村名と爲す此地古へ匝瑳郡に屬し南條莊又千田莊に屬す千葉系圖に平常兼の子常廣匝瑳郡に居り子孫蕃衍號して匝瑳黨と曰ふ後ち分れて南條莊及び北條莊千田莊の地に居る是に因て之を見れば此地方は當時其族黨の領地たること知る可きなり加瀬推名の諸族も亦此地に居れり後ち千田親政之を管し後世千田胤貞亦千田莊に居り之を領す降て戰國の時に至り地方豪族各地勢を占め或は北條氏に屬し或は里見氏に頼り攻戰止むなし故に領主も亦一定する所なし永享より天文中に至るの頃上總國坂田成立三谷氏の勢威此地方に及ぼせり徳川氏の關東に移るに及び其臣土井利勝の領地と爲り覇府の成るや篠本は一たび代官支配地と爲り尋て旗下諸士の采地に歸し新井は佐倉藩堀田領より移て安中藩板倉領と爲り其他は概ね旗下采地たり延寶中篠本村字大蒲を開拓し貞享三年寅寅新田を開き文政中上野新田を開く文政以後篠本は香取匝瑳二郡内十七村の寄場となり以て明治維新に至る本村の地たる本郡南部丘陵の一部と匝瑳郡より來れる岡脈と村中篠本に於て一大岡を爲し

餘勢連亘して西南に延き栗山川を隔て、山武郡大總村を臨み耕地は岡の西北と東南に分れ人家は岡麓を繞れり其高地は概ね畑地たり西北耕地は篠本新井の二區に屬し栗山川之に沿ひ灌漑運輸の便あるも河身の屈曲甚しきを以て一朝霖雨に際すれば水患も亦甚しき者あり居民は概ね農業を營み養蠶は殊に長足の進歩を爲し春夏秋を通じて收繭數萬貫價額十五六萬圓に達し殆んど主要農産物と拮抗せんとするの傾向を示せり養鶏之に亞くの副産たり耕地整理は二又區に行はる商業は地方需用の雜貨を重とす工業は日用品の製作にして其他は酒及び醬油の醸造とす蠶種の製造亦頗る有望なり蘭草履、蓑、箆等の製作は農閑の内職なるも數人の家族は因て生計を資するに足る又染職を業とするあり林業は特記す可きことなきも漁業は栗山川に於ける遺利少なからず本村の交通は多古八日市場間と多古横芝間の樞要里道に當るも道路の修繕未だ完からざるを以て其不便極て多く栗山川の増水に際しては渡船に因り多古町に至るの狀を呈するに至る是れ實に本村發展の一障害なり

東 條 村

郡の南端に偏す東は栗山川を限りて日吉村に界し南は高谷川を隔て、山武郡大總村に對し西は大總及び同郡二川村に連り北は本郡多古町に接す牛尾、船越の二大字を合し村名を改む東條の稱は其起因するところを詳かにせざるも本郡北條莊上總國南條莊等皆接近地なるを以て因りて特に此名を附せしならむか此地古へ千田莊に屬し古記往々千田莊水戸郷牛尾又は千田莊水戸郷船越と記する者あり今の水戸、石成、千田、牛尾、船越は里俗之を五郷と併稱せしことあり天正以前の領主は記録の徴す可きものなきも牛尾氏多古に城せしとき併せて本村の地を領し支城を此に設け後ち小田原北條

氏の爲めに亡ぼさると徳川氏の時に至り其臣士井利勝の領地と爲り尋て多古久松氏の領地に歸す嘉永四年久松氏の移封に會し牛尾千二百石の内八百石は幕士岩田佐々木大竹小川今川諸氏相亞て之を支配し其餘は旗下杉浦氏の采地たり而して船越は同時に旗下松浦松平小笠原三氏の分領する所たり明治維新前牛尾村を觸元として近傍數十村の治政を管せり本村の地勢は西南より東北に亘れる一帯の丘陵あり弓狀に連亘し而して東南に開曠せる水田は此間に灣入し栗山川は村境に沿ひ南流して上總國境に入る支川に高谷、多古橋川あり共に本村の地に於て本川に合す栗山川は夏秋の交に至り霖雨に際すれば往々漲溢の患なせし船越と多古町島區間の如きは現時に於ては僅かに一葦帶水を隔つるに過ぎざるも往時の交通は實に渡船の必要ありしなり船越の地名亦起因を知るに足る居民は地勢上水田の耕作其最大面積を占むるを以て畑山林少なし故に他の作物は當業者各自の用を充たすに過ぎざるの感あり副産の重なるものは養蠶養鶏と爲す果實類も亦地質に適せり商業は多古横芝八日市場の諸町に接近せるを以て日用雜貨を販賣するに止まれり工業は蠶種、製油等にして其他は農家用の製作品となす漁業の農業を兼ねるもの數戸あるに過ぎず林業は薪炭及び竹類にして亦村内の需用に止まる樞要里道は多古町より來り本村を貫し上總國に入り日吉二川の各村に至る可き里道は皆此線より分岐せり

吉 田 村

亦郡の南端にして北は飯高中村の二村に接し西は中村より多古町を控へ南は日吉村及び匝瑳郡豊榮村に東は同郡匝瑳村に界す吉田、南神崎初め神崎と稱しヤッパ 同區新福寺天正十九年徳川家康朱印書矢部 後ち南字を冠す 八邊に作り徳川吉宗以下の文書に八邊に作る南山崎、

入山崎二區は始め一村たり 後ち二村に分つ五大字を合し首區の舊稱に因り村名と爲す傳へ曰ふ千葉氏の時椎名胤光五郎 胤光て矢部郷の地を領すと足利氏の時武田有義兵衛 有義及び同遠光の裔吉田に來り住し越川、秋山の諸族と爲り西谷知綱小太 知綱の裔山崎に來り住し依知川を稱す有義は甲斐源氏にして知綱は近江源氏に出て當時此地方は是れ等豪族の據るところたり中世千葉胤政の二子常秀世々上總を領せしとき本村地方も亦一たび其領地たりし如し後ち牛尾胤仲多古に居り以て近傍の地を領す慶長中本村の地は井伊氏の領地に歸し土井利勝の佐倉に封せらるゝや吉田及び神崎、八邊、山崎等皆其領内に在りしが後ち幾多の變遷を歴て代官の支配地又は旗下士人の采地と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は北に丘陵を控し東南は開曠にして吉田區字新町は人家稍稠密す區中字江川に小名字浮島あり東西三町南北七町合廿九町餘歩に亘る之を野原ヤハラと稱し水田中に介する荒蕪地にして蘆葦叢生す以て民家葺屋の料に供せり享保中地目に編せしものにして代官支配に屬せしが今や漸次開拓して良田と爲れり栗山川の支流借當川は村の西北に沿ひ南流して本川に合す居民は概ね農業を主とし養蠶、養鶏、養豚は副業の首位に居り繩及び草履等も亦多少の輸出あり要するに商工林漁業は農務の兼業多く或は雜貨を販賣し或は地方需用品を製作するものにして特記の事少なきも箕製造は特産たり縣道は多古より中村を経て本村の中央を貫し匝瑳郡八日市場に達し各村に至る可き里道は是より分岐せり

中 村

郡の南部に位し東は吉田飯高の二村に東南は吉田村北は常磐村に接し西は栗山川を隔て、久賀及び多古の二町村に對し南は日吉村に連る南中、北中舊は一村たりしが後ち南借當 慶長中の檢田頼に千田莊中村の 北二村に分つ〇郷莊參觀 内柏手と記せり嘉永四年獨立一

村と南並木傳へ曰ふ天正中中村より分付すと慶長檢田帳に千田莊中村の
 爲る南並木内行木と記せり行並同訓「なみ」なり嘉永四年獨立一村と爲る 中村新田 上總の人印藤 南相田 舊と中村の地なり慶
 中村の内和田と記せり 某之を開拓す 六大字を合し舊郷名に因り村に名づく此地古は匝瑳郡に屬す或は曰く當時の本
 寛文中南和田と稱す 千田莊たり平氏の權を擅にするに當り千田親政之と姻を連るを以て此地方を領し千葉常胤の擒にす
 村は乃ち同郡の中央にして匝瑳郡司の治所に屬すと蓋し或は然らむ藤原時代既に中村郷の名あり又
 千田莊たり平氏の權を擅にするに當り千田親政之と姻を連るを以て此地方を領し千葉常胤の擒にす
 る所と爲り是より千葉氏の領地と爲る其後千田胤貞窪村に居り以て近傍の地を領す胤貞は千葉宗胤
 の子にして窪村は今の本村北中區字窪の地なり享德中中村但馬守なるもの中村中城に居り本村を領
 し康正中馬加氏の爲めに亡ぼさると尋て多古城主牛尾胤仲の領する所となり幾何もなくして敗滅に
 歸す天正十八年庚寅德川氏の關東を領するに及び其臣土井利勝の領地たり後ち代官支配地と爲り土方
 保科の數氏又代て之を領し寛永十二年以後松平勝義の封を多古に受るに及び本村亦其領地となり子
 孫に傳ふ嘉永四年四月故あり北中村南和田村の二村は稻葉兵部少輔平岡丹波守の領する所と爲り以
 て明治維新に至る地勢は東西に短く南北に長く中央最も廣く西南の水田は多古と相連り一大平面を
 爲し栗山川の其間を流るあり北方の一部は稍高地にして常磐村に連れり居民は概ね農業を營み商業
 は村中の需用品を販賣し工産物は蠶種、生絲、酒醸造等にして林漁二業は特記す可きの事なし養蠶
 は副業として大に發展の狀を示し養蠶亦次第に増加せり縣道は多古八日市場の中間に位し日夕車馬
 の往復あり樞要里道は北は小見川に東は豊和村に通じ栗山川は村西に沿ひ舟運を便じ村内には六所
 神社日本寺妙興寺淨妙寺等の名刹あり

飯 高 村

郡の南部に在り北は常磐村に接し西は中村に面し南は栗山川の支流を以て吉田村及び匝瑳郡匝瑳村
 に界し東は豊和村に隣す飯高 飯高は舊村にして香取古 金原、安久山、小高、大堀、片子の六大字を合し
 首區の舊稱に因り村名と爲す本村は古へ匝瑳郡に屬し北條莊たり飯高寺寛永中鐘銘尙ほ匝瑳郡と刻
 せり平常兼の姪 孫 常能金原莊司と爲り常兼の三子常賢の子政胤飯高に居り並に此地方を領し政胤
 の子孫に至り平山氏を稱す永祿天正の際に至り平山時常常時等秋山將監那須大角等と本村地方を分
 領し小田原落城と共に亡ぶ徳川氏の時に至り概ね旗下士人の采地と爲れり本村の地勢は殆ど四面に
 傾斜低下し北部最も山林多く金原片子小高の高地は概ね畠地にして南部は水田に富めり居民概ね農
 業を營み養蠶養鶏は副産物中の主要たり林業は薪炭及び多少の用材を輸出し商業は村内の需用品を
 主とす工業は地方用の製作品多し漁業は特記す可きの事なし樞要里道は中村より來て本村を貫き大
 寺に通ずるものと常磐より來て南走し匝瑳郡に入るものとの二線あり飯高寺は名刹を以て稱せらる

豊 和 村

郡の東南部に位す東は古城村に南は匝瑳郡椿海匝瑳二村に西は本郡飯高村に北は常磐山倉二村に接
 す飯塚、大寺 二區郷 内山 往時内山新田あり 米持の四大字を合し嘉字を用ゐて村名と爲す本村往古の沿革は得
 て詳にす可らざるも古へは匝瑳郡の地に屬せり或は曰く同郡山上郷は乃ち本村地方に亘ると鎌倉以
 後は千葉氏の所管と爲り其族鏑木氏本村内に於ける一部の地を領せしものゝ如し徳川氏の時に至り
 一たび土井氏の領地と爲り後ち代官支配地に歸し是れより數次の更迭あり元祿中干潟開拓と共に米
 持村の成立あり同村及び飯塚の一部は徳川氏の支家清水家の領知と爲り其他は旗下諸士の采地に歸

す内山の如きに至ては十二幕士の分領たり以て明治維新に至る本村の地勢は岡陵起伏して田圃宅地等各處に散在すと雖も大寺宇中野臺方面と米持方面とは稍平坦の部に屬せり居民概ね農業を營み養蠶は副業として盛んに行はる養鶏等亦之に次で水産は微々たるものに過ぎず故に漁業として特記のことなし商業は八日市場町に接近するを以て日用品を除くの外は概ね此地の供給を需ち亦特記の事なし然れども大寺は人家稠密にして一二の雜貨店あり工業は蠶種、箆其他の製作品となす林業は薪炭用材の輸出とす又飯塚溜池に於て水禽の養殖を爲すものあり冬時に至れば無数の游翔を見る縣道は大寺より匝瑛郡椿海村を歴て八日市場に至り更に之より分岐し多古に至る可き樞要里道あり

古 城 村

郡の東南端に位し東は中和村に北に府馬山倉の二村に西は豊和村に南は匝瑛郡椿海共和の諸村に對す鑄木郷莊萬力、秋田の三大字を合し鑄木古城址存在の地なるを以て藉りて村名となす古へ匝瑛郡北條莊に屬すとなし又海上郡に屬せしとの二説あり或は曰く以て和名鈔載するところ珠浦郷の舊地なりと一説に珠恐らくは株の誤字にして加夫良と訓し鑄木は其地ならむと同所に往時瓢形古墳等あり埴輪の缺片を出すこと多し以て其舊村なるを察す可し萬力秋田の二區は乃ち元祿中干潟開拓の新村たり往古の沿革は之を詳らかにす可らざるも千葉氏の本州を管するに及び其族鑄木氏勢威あり世々此地を領し以て近村に及ぶ天正中宗家と俱に衰滅す是より後德川氏の所領と爲り慶長九年幕吏内藤鹽川の二氏鑄木村を檢地し後ち旗下士人の采地又は代官支配たり延享二年一たび佐倉領に歸せしが文政元年更に德川氏の支家清水家の領地と爲る安政二年以後は代官支配地と爲り以て明治維新に

至る本村の地勢は之を二分し南部は乃ち萬力秋田の二區にして平田渺々として干潟諸村に連り北部は乃ち鑄木區にして丘陵岡阜相交错せり居民は概ね農業を營み養蠶養鶏は副産中の首位に居り落花生、蓮藕、薑等は名産を以て稱せらる其の他鹹果の産亦少からず商工林漁の四業は之を概するに雜貨材木又は農業間の製作品たり小見川及八日市場間樞要里道は府馬村より來り鑄木區を通じ豊和村に入る是れより分岐し山倉村に至る可き里道と干潟耕地に沿ひ本村を中斷せる里道あり

中 和 村

郡の東南に在り東は萬歲村に西は古城村に北は府馬に接し東南は海上郡嚶鳴村に連り西南は匝瑛郡共和村に界す明治十三年庚辰十月諸德寺松澤二村を合し南堀之内初め堀内と稱せし長部、米込、入野の五太字を合し始め松澤莊の古名に因り庄内村と稱せしが尋て嘉字を用ひて村名と爲す此地古は松澤莊の名あり其區域は府馬村の一部に亘れるが如し鎌倉府の時千葉氏の所領と爲り後ち其族裔松澤光胤等此地方を分領し天正以後は德川氏の領地と爲り其政權を握るに及び支家清水家の領地又は旗下の采邑代官の支配地たり米込、入野の二區は乃ち干潟の一部にして元祿中の開拓に屬し初め德川氏の直轄と爲り貞享以後數給に分れ安中藩板倉氏の領地又は旗下の采地、代官の支配地に屬し以て明治維新に至り十三年諸德寺、松澤二村を合し之を清和村と稱し諸德寺の地目を甲とし松澤の地目を乙とせり本村の地勢は米込入野の二區は平坦にして田畑多く北部の各區は原野山林多く此區域には小丘陵起伏し北及び西北に傾斜し長部川、谷ノ川、極天川、吉田川、新堀川等の細流あり或は村中を流れ又村境を界せり居民は農業を營み米麥豆菽落花生甘藷瓜類等皆地味に適せり副業は養蠶養鶏製茶

等にして商業は材木米穀雜貨等となす工産は生絲蠶種醬油及各種製作品なり林業は薪炭及び多少の
用材とし漁業は水田及び細流に於ける鰻鮪其他と爲す縣道は府馬村より來り本村を貫き旭町に至る
ものと其中間清和甲區より分岐し萬歳村に至るものあり樞要里道は縣道より分れて長部を経て府馬
に至り其他干潟惣堀に沿ふて西は古城に走り東は萬歳に至るもの等なり松澤に郷社熊野神社長部區
は大原幽學の遺跡を以て著る

萬 歳 村

郡の東南に位し東は大境川の細溝を以て東城村に境し南は海上郡瀧郷嚶鳴二村に接し西は本郡中和
村より府馬村に對し其一部は黒部川の上流を以て之を劃り北は神代村に接す萬歳溝原關戸の三大字
を合し首區の舊稱に因り村名と爲す傳へ曰ふ溝原は古へ千葉氏の族東胤頼の領するところにして其
沿革は上代郷諸村の地と略ぼ異なる所なし寛永中佐倉城主土井利勝の所領たり後ち代官支配地と爲
り尋て三分し保科氏(上總飯野城主)及び旗下の士佐野、夏目兩氏の領地又は采地たり元祿中干潟開
拓と共に萬歳、關戸二村の成立あり萬歳は板倉氏の所領及び旗下の采地と爲り關戸亦旗下采地たり
徳川氏の末本村外三十三村香取海上二郡に亘る組合を設く本村を嚶元と稱し以て地方行政の管理に當れり本村
の地勢は溝原の一區神代中和二村の間に介在し丘陵の起伏するあり他の二區は坦々たる平田相連り
て限りなし萬歳區の北方神代村窪ノ谷區に兼田溜池あり同村大久保區に大久保溜池あり本村水田灌
漑の用に供し餘水は新川の上流と爲り干潟耕地を貫流せり耕地中字一番割より四番割あり而して三
番四番の地は低窪に屬せるを以て雨水氾濫の際は水害を免かれず加ふるに近年新川の淤塞より其害

を被むる更に多しと曰ふ居民は概ね農業を以て生計と爲し米穀の産出は實に其重なるものにして副
業は養蠶、養鶏、又は絢繩等なり萬歳區は此地方に於ける貨物の集散地にして字十一町及び太田町
塙の如きは人家相連なり小市街を爲し商業を營むもの多く米穀、肥料、雜貨、吳服店又は旅館等あ
り夏季より初秋に至るの間は青物市場を開き中和及び匝瑳郡共和、海上郡嚶鳴等の諸村産出の蔬果
類は此に集まれり工業は釀酒醬油製造等にして林業は溝原に於ける薪炭竹類に止まり漁業は水田又
は干潟水路に於て農家の兼業として鱒鰻鮪を獲るに過ぎず貨物の輸出入は旭町より總武鐵道に由り
又笹川豊里等より水路の便を藉り東京銚子等の聯絡を保てり縣道は笹川より神代を歴て本村に入り
共和村より旭町に達し更に萬歳字水門より分岐し東城村を経て海上郡瀧郷村に至る可き里道あり村
に巡查部長派出所等あり

神 代 村

郡の東部に在り東は橋、東城二村に接し南は萬歳村に西は府馬、良文の二村に連り北は森山村及び
笹川町に隣す平山、小貝野或は曰く良文村貝塚の新田にし大友村岡良弼曰く古昔膳大伴部の窪野谷此地窪谷多きを以
を詳に高部臺と稱する部分は傳へて應永中の開發と大久保一に大窪の字を舟戸一に船渡と曰ひしと往古櫻井、東和田初
和田と稱し明治二神田大久保以下五區及び溝原を稱して上代郷と總稱せしか安永三年(明和七年)分て五村と爲す舟戸大久保溝原に御座候百年以前椿新田御開發に付萬歳村關戸村二ヶ村へ出百姓仕り上代の十大字を合し其神代郷の舊
稱を用る村名とす此地は和名抄載するところ神代郷の本土たるを以て其舊村なること推して知る可
し或は曰く平忠常將等大友に城し以て此地を領せりと千葉氏の時東胤頼上代前掛城に居り後ち森

山に移る是れより遂に其領内に歸し子孫世襲す天文以後里見氏數ば本郡に入り本村地方亦兵亂に罹れり徳川氏の關東を領するに及び其族松平家忠上代に封せられ亦前掛に居り一萬石を領す元和以後或は諸侯の領地と爲り旗下の采地又は代官支配と爲り更迭一ならず以て明治維新に至る本村の地たる丘陵岡阜起伏定まらず田畝山林相交错し人家其間に散在す居民は概ね農を業とし商工又は林業漁業に至ては皆農以外の兼業たるの觀あり中に清酒醸造は其名特に著はれ又瓦製造等あり副産に於ては養蠶養鶏は漸次増加の状況たり縣道は笹川町より起點し本村平山小貝野を経て萬歳村に達す即ち本村道路の幹線にして是れより東城、橋、府馬、良文等に至る各里道あり

笹川町

郡の東北に位し北は利根川を界し茨城縣鹿島郡輕野村に對し東は本郡橋村に接し南は同村より神代村に隣し西は森山村に面す須賀山、鹿の戸の二大字を合し須賀山區中に笹川の地名あり最も著はるを以て用ゐて村名と爲し明治四十年町と改む此地古への輕部郷又は須賀郷の傳説あり未だ確證を得ず東莊内に屬せり鎌倉以後千葉氏の族東氏其要地を以て須賀山に築城し以て此地を管す笹川は古へ「さつさかは」と訓し須賀山の一部に屬する要津の地なるを以て其名殊に著はれ香取應安文書海夫注文さつさかわの津東六郎知行分を載せ海上郡高田宮内氏藏元龜四年^西八月六日文書等皆之を載す天正の末年より松平家忠の領するところと爲り子忠利に傳へ後ち土井利勝松平伊昌相亞て之を領し後ち或は代官領と爲り元祿以後中根川口石河石毛等幕府旗下の采地と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は西部少しく丘陵の連亘するあり之を年能臺と曰ひ又東に龍神の岡臺ありと雖も概ね平坦に

して水田耕圃相開く居民の生産は農業其首位を占め副産中養蠶、養鶏を爲すもの少からず近來甘藷の栽培大に發達し殊に鹿の戸及び區中字菰敷の如きは甘藷苗の輸出を以て著はれ毎戸殆んど苗床を見ざるなく村中又澱粉會社の設立ありてより將來益好望の状況を呈せり商業は小見川銚子の兩町に介在し而して南部の貨物は總武鐵道の吸收するところと爲るも村落市街として亦商業地たるを失はず是を以て土地の生産力次第に發達し相伴ふて工業促進の状態を示し個人又は團體として見る可きものあり醬油醸造業は明治維新前よりの營業に係るも近時に至て澱粉製造所原蠶種製造所等の大小工場あり漁業は利根川の沿岸なるを以て農業者にして之を兼ぬるもの最も多く産額は鰻を最多とし鯉鰯鱒之に次ぎ鮭鱒沙魚の類亦少からず要するに本町は林業を除くの外は皆發達の氣運に向へり利根堤防附近に屬する秣草葭葦等の餘益も亦多し桁沼は已に耕地整理を施行せり交通は銚子街道の宿次に衝り更に本縣道より南に分岐して神代萬歳を経て旭町に至る可き縣道あり北は利根渡津に因り常陸國鹿島方面に至るべし汽船發着所は笹川河岸に在り町中郷社諏訪神社及び銀行等あり菰敷原龍神岡は名勝を以て著はる

橋村

郡の東部に在り東は豊里村に南は東城村に西は笹川町及び神代村に接し東北は刀根川を隔て、常陸國鹿島郡若松村に對せり青馬 東大神社記に青馬郷とし區人山本惣左衛門藏 今郡區人郡氏藏永祿三年辛酉東勝秀文書 寬永廿一年甲申十月三日文書に青馬村に作る 宮本に宮本と記し天正十九年辛卯徳川家康寄附狀宮本郷に作り同年檢地帳に村とす本區は古へ青馬と一村にして東大神鎮座近傍の地を指して宮本と今郡古へ郡郷の一部なり稱せしを後分て二村と爲りしもの、如く尙ほ香取神宮松澤熊野神社所在地を宮中又は宮本と曰ふか如し 今郡古へ郡郷の一部なり爲し冠するに谷津 天正十九年辛卯檢地帳谷村と東今泉 初め今泉と稱し明 郡郷の本土なりしを以て分村の時 新 宿 天正十九年辛卯檢地帳爲し眞享中古圖津の字を加ふ 治二年東字を冠す 羽計 郡村と稱せしが尋て羽計に改む 新 宿 天正十九年辛卯檢

地帳郡郷枝新宿村石出永祿古文書已に之を載と記す後ち獨立す亦郡郷の一部たりの八大字を合し橘莊の舊土たりとの故を以て村名と爲す本村は古へ橘莊の舊土にして東鑑に木内莊と共に二位大納言領と爲す一に東莊の稱あり或は曰く此地は古昔に於ける海上郡の中央に位し海上國造又は海上郡家の治所なりしと後ち東胤頼東莊三十三郷の領主と爲り併せて海上郡の地を領し以て子孫に傳ふ常陸鹿島當禰宜系圖に下總東莊飯田(今森山村)谷波々賀利青馬石出(共に本村)鹿の度(今笹川町)宮原(今豊里村)七ヶ村屬當禰宜家官途牒遺之の文あり是に因て之を見れば此地方の一部は或は一たび鹿島神宮領に屬せしことありしならむ天正十八年千葉氏亡滅の後東氏も又隨て亡び總房諸州皆徳川氏の有に歸し今の本村地方は其族松平家忠及び松平定勝の分領する所たり二氏の轉封に及び一たび代官領と爲り遂に旗下諸氏の領地と爲り以て明治維新に至る本村の地勢は新宿石出今泉の三區利根川に瀕し縣道之を貫し他の五區は其西南部に散在し陸田林野は上記三區と五區との間なる高地を占め水田は三區に於ける縣道附近及び利根河邊と五區の北西部に多し居民は農を主とし三區に在ては漁業を兼ねるもの少からず副産中養蠶近年殊に長足の進歩を爲し青馬區の養蠶新宿區の甘藷苗皆其著はるものなり村人岩田藤兵衛茶の栽培を獎勵せしより特産と爲り銚子又は小見川地方に輸出せり甘藷も本村主要の産物にして作付二百十六町余に達せり養鶏養豚頗る多し耕地整理は羽計の一部と新宿石出今泉の三區に施行せり漁業は鱒鯉鮒鰻鮭鮭鱒沙魚等を主とす蜆の漁利亦多し商業は肥料吳服及び雜貨店にして工産物には酒醸造、澱粉製造傘製作、染織業等あり林業は薪炭を主とす交通は縣道より分岐せる各區の里道と常陸若松村に至る可き新宿石出今泉の三渡津なり村中に郷社東大神社あり

東 城 村

郡の東部に位し東は豊里村及び海上郡瀧郷村に接し南は千潟の耕田を隔て、匝瑳郡嚶鳴其他の諸村に對し南より西に亘るの間は本郡萬歲神代の二村に接し北は橘村に界す小南一に湖南又は湖陽の字を用ひせしもの粟野正和文書已に之を載す郷莊參觀小座、夏目、八重穂の二邑を合し小南に東氏の古城址あるに因り村名と爲す、此地古へ亦海上郡の地にして一に橘川に屬すと爲し或は輕部又は神代郷の地と爲すも確説を得難し按するに小野郷の舊地にして小南粟野は其本土にして其地名は乃ち小野を分稱せしならむ和名抄郷名順次に仍るも其當を得たるが如し、中世東莊内に屬せり鎌倉以前の沿革は之を詳かにす可らざるも蓋し平氏の所領たりしが如し千葉氏の本州を領するに及び族東胤頼東莊を領す本村地方は乃ち其所管たり其孫胤行の子盛胤小南沼掛城に居り族秀胤の子胤香別に粟野に居り各其地を分領す是れより多少の變遷ありと雖も其東氏の所管たりしは天正中に至るまで更革するところなし天正十八年北條氏の亡ぶるや千葉氏の宗族亦離散し徳川家康關東を領し其族松平定勝を小南に封じ近傍三千石を領す小座は別に海上郡網戸の領主木曾義就(一に義昌)の所管たり慶長以後青山忠成小見川に在り此地方を領し尋て佐倉城主土井利勝古河城主三浦正次の所領と爲り後ち諸侯又は旗下の采地代官の支配地等數次の更迭あり元祿中椿新田の成るや夏目八重穂二村の成立あり其他は概ね安中藩板倉氏の領内に歸し以て明治維新に至る本村の地勢たる夏目八重穂の二村は乃ち開拓の新村にして渺々たる水田に接するも他の三區は高地に屬し陸田原野曠として海上郡に延き居民概ね農業を營み水陸兩田に於ける米麥は相對し主産を占め而して甘藷は本村特要農産の首位に居り蠶業と相敲し寧ろ之

を凌駕せむとするの傾向を示し四所の澱粉製造場あり京濱地方に輸出せり機業、蠶種、製絲、染織を業とするもの亦頗る多きは村落中の小工業地と曰ふも不可なきが如し其他工業に醸酒、瓦製造あり製繩及び養鶏も一大副産の觀あり商業は金物、呉服、雜貨等にして村中の需要に應じ林業は薪炭を主とするも漁業と共に特記す可きことなし村中の交通は一の樞要里道あり萬歳より來り東は豊里に南は瀧郷に通するに過ぎざるも小見川町と海上郡飯岡町との中間に位し且つ豊里村笹本河岸の捷路たるを以て貨物運搬の荷馬車は日に相往來せり村中に八日市場區裁判所東城出張所及び干潟開拓の偉人鏡牛の遺跡あり

豊里村

郡の極東端に在り東北は利根川を隔て、茨城縣鹿島郡矢田部村に對し東は海上郡椎柴村に界し南より西に亘り同郡瀧郷村及び本郡東城村に接し西北は橋村に界す諸持、宮原傳へ曰ふ古へ御屋原と稱せり蓋し假字ならむ、下櫻初め櫻井と稱し後ち下の字を冠す或は曰く區中に東莊七井の一なる櫻井あり村名之に基因す、東笹本初め笹本と稱し後ち東の字を冠す、下森戸初め森戸と稱し後ち下の字を冠す、富川一に止川の六大字を合し嘉字を用ゐて村名と爲す本村往古の沿革は得て詳にす可らざるも千葉氏の盛時に在りては東氏の所管たりしは疑ひなきが如く鎌倉時代に在り海上胤有亦其族を以て森戸を領せり天正中小田原城の陥るに及び關東悉く徳川氏の領地と爲り本村も其所管に歸せり後ち多少の變遷あり富川は小見川藩内田氏の領地と爲り他は悉く旗下諸氏の采邑に歸し以て明治維新に至る本村の地勢は高地の低地より多きこと約二倍にして高地は乃ち利根川沿岸と干潟方面との間に亘り一大平原を爲し北より南に亘り低地は乃ち沿岸地にして宅地二十七町餘歩乾水田百五十餘町歩のみ以て其概を察す可し

然れども山林の關係上水源に乏しからざるを以て灌漑排水に供す可き溝渠縱横に通じ二毛作は本村の地勢上殆んど天賦の好適地たり故に其作付段別は四十町に達し年々増加の傾向なり居民概ね農業を營み副産に於ては養蠶は殊に發達し諸持區の如き多額の産あるを見る絢繩、養鶏、養豚等之に亞く畑作は麥甘藷等其適する所たり商業は甘藷繩繭等の特殊仲買を除くの外は概ね村中の需用品供給に止まれり工業亦特記す可きことなきも近時澱粉製造所等あり林業中薪炭の銚子地方に輸出するあり漁業は本村に於ては實に農業に次ぐの實利ありと曰ふも不可なきが如く而して利根川に於ける鯉漁は最主位を占め之に従事するもの百二十隻にして四季晝夜の別なく農間に於て之を業とし得べく其他鰻鱺鯊公魚鮭の漁獲亦少からず要するに本村は人口に對する耕作地の割合稍少なきに反し夙に耕地整理を行ひ二毛作を奨勵し作付の種類は苜蓿、紫雲英の肥料用又は油菜、麥作を増作し蠶業は漁業と相對して以て農業の缺陷を補益し比較的各村の經濟をして順況ならしむるものは一は天與の地勢に據り人為の規畫を施すの結果に外ならず縣道銚子街道は全村六區を、通じ民家其兩邊に並び樞要里道は東笹本河岸より東城村に通じ又縣道より分岐し橋村又は瀧郷村に至るべき數線の里道あり東笹本、宮原には對岸常陸國に達す可き渡津と利根川汽船發着所あり毎年與羽地方より甘藷買入の帆前船は此河岸に入津するを例とせり

(附説)

本郡は往時匝瑳海上二郡の地を割き之を合せしより同名の村落殊に多し元祿中一たび之を正し或は東西の字を冠し又は上下に分ち以て之を區別せり今之を掲記すれば小野高岡村小野香取町小野、神崎神崎町神崎、並

木神崎町並木 松崎村 神崎町松崎郡米澤村郡堀ノ内 瑞穂村堀内和田 瑞穂村和田中村神代村和田の三村にして小川東大戸村小
 中村並木 常磐村松崎郡橋村郡 中和村堀内和田 一は香取郡一は匝瑳郡一は海上郡の故地 小川小見川町
 小川山倉 森戸 東大戸村森戸 田部 八都村田部 玉造 東大戸村玉造 二又 香取町丁子區内 古内 久賀村古内 篠本 日吉村篠本 櫻井 代
 村小川 豊里村森戸 栗源村田部 常磐村玉造 二又 日吉村二又 府馬村古内 篠本 日吉村篠本 櫻井 代
 村櫻井登 瑞穂村部田は隣郡印旛郡に同名ありしより西部田とし橋村今泉は匝瑳郡に同村ありしよ
 り東今泉と稱す神崎町の内にも今泉村ありしが後ち泉字を省き今村と稱せり而して櫻井は同郡同名
 ありしが如きも他は香海匝三郡の離合より起れる結果なり

舊 領 誌

本書は徳川氏の時關八州取締役の控帳にして今の所謂警察區劃と略ば同一なるものなり本州を
 別て五十五組合となし本郡を十箇組合と爲す其一部分は他郡の區劃に編入するものあり本書は村
 岡良弼の所藏にして函に弘化二年關東御取締役の款識あり今其本郡に關するものを抄記し以て參
 考となす讀者之に因て以て古今の沿革を對照せば或は思ひ半に過るものあらむ

家高 七千三百七十五合三夕五才
 數 八百二十四軒

此 譯

下總國香取郡篠本村外拾六ヶ村

家高 貳千八百八十七斗貳升壹合
 數 百九拾九軒

内

下總國香取郡篠本村

家高 千九拾貳石貳斗三升四合五夕
 數 百拾軒
 家高 三百六拾八石七斗五升八合
 數 三拾五軒

松 平 中 務 領 分
 岡 野 善 次 郎 知 行 所

家高 二百五拾五石四斗五升六合
 數 貳拾壹軒
 家高 百九拾四石五斗九升四合五夕
 數 拾六軒
 家高 百七拾七石六斗七升八合
 數 拾七軒
 家高 五百七拾壹石三斗七升壹合
 數 八拾軒
 家高 四百六拾貳石壹斗壹升壹合
 數 四拾七軒

内

家高 貳百三拾三石三斗八合
 數 貳拾壹軒
 家高 百七拾七石七斗五升四合
 數 貳拾貳軒
 家高 五拾八石四升九合
 數 四軒
 家高 九拾八石七升三合
 數 拾貳軒
 家高 三百八拾五石七斗三升八夕
 數 五拾九軒

内

高 貳拾石三斗七升四合
 無民家
 家高 三百六拾五石三斗五升六合八夕
 數 五拾九軒
 家高 貳百六拾三石四斗八升五合貳夕
 數 三拾七軒
 家高 貳百六拾壹石五斗五升九合
 數 三拾貳軒

内

本間縫殿助知行所
 青木郷三郎知行所
 本目金之助知行所
 下總國香取郡新井村板倉伊豫守領分
 同郡二又村

堀 甚五兵衛知行所
 井 上 伊 織知行所
 岡 野 善 次 郎 知 行 所
 同 郡 市 野 原 村 酒 井 采 女 知 行 所
 同 郡 寶 米 村

篠 田 藤 四 郎 支 配 所
 井 上 程 三 郎 知 行 所
 下 總 國 匝 瑳 郡 傍 示 戶 村
 荒 木 十 左 衛 門 知 行 所
 同 郡 虫 生 村

高 無民家 四斗七升壹合
高 家數 貳百六拾壹石八升八合
高 家數 三拾貳軒
高 家數 貳百拾八石四斗壹升八合
高 家數 貳拾九軒

內

高 無民家 壹石四斗六升貳合
高 家數 貳百拾六石九斗五升六合
高 家數 貳拾九軒
高 家數 四百五拾六石七斗四升三合壹夕
高 家數 五拾九軒

內

高 無民家 拾貳石三升九合
高 家數 百七拾七石三斗八升四合三夕
高 家數 貳拾四軒
高 家數 貳百六拾七石三斗一升九合八夕
高 家數 三拾五軒
高 家數 四百貳拾貳石貳斗六合
高 家數 四拾四軒

內

高 無民家 壹石六斗壹升七合
高 家數 四百貳拾石五斗八升九合
高 家數 四拾四軒
高 家數 百七拾八石四斗
高 家數 三拾軒

內

篠田藤四郎支配所
井上程三郎知行所
同郡留下村

篠田藤四郎支配所
井上程三郎支配所
同郡小川臺村

篠田藤四郎支配所
森川紀井守領分
荒木十左衛門知行所
同郡貝塚村

篠田藤四郎支配所
堀甚五兵衛知行所
同郡龜崎村

高 家數 百石
高 家數 七拾八石四斗
高 家數 拾貳軒
高 家數 三百三拾九石六斗九升三合
高 家數 三拾貳軒
高 家數 貳百九拾四石七斗八升
高 家數 三拾五軒

內

高 家數 七拾三石六斗九升五合
高 家數 八軒
高 家數 七拾三石六斗九升五合
高 家數 九軒
高 家數 七拾三石六斗九升五合
高 家數 九軒
高 家數 七拾三石六斗九升五合
高 家數 同
高 家數 貳百五拾三石壹斗五升五合四夕五才
高 家數 四拾壹軒

內

高 家數 七拾八石八斗壹升貳合七夕
高 家數 拾軒
高 家數 五拾八石壹斗壹升四合貳夕五才
高 家數 拾軒
高 家數 五拾八石壹斗壹升四合貳夕五才
高 家數 拾軒
高 家數 五拾八石一斗壹升四合貳夕五才
高 家數 拾壹軒
高 家數 百三拾五石壹斗壹升五合
高 家數 拾六軒
高 家數 九拾石壹斗六升八合八夕
高 家數 拾五軒

服部七五郎知行所
井上伊織知行所
同郡富岡村 中根宮內知行所
同郡臺村

板倉伊豫守領分
大久保讚岐守知行所
酒井右近知行所
秋田與九郎知行所
同郡小田部村

板倉伊豫守領分
大久保讚岐守知行所
酒井右近知行所
秋田與九郎知行所
同郡母子村小林甚五左衛門知行所
同郡時曾根村 右同斷

高家數 五百拾七石三斗五合

內

高 六拾壹石六斗七升壹合

無民家 四百五拾五石六斗三升四合

高家數 五拾七軒 貳萬三千八百八拾八石貳斗七升八合壹夕

此 譯

高家數 貳千五百四拾四軒

高家數 千三百三拾四石七斗九升四合

內

高家數 貳百貳拾軒

高家數 貳百六拾石八斗

高家數 三拾軒

內

高家數 百五拾石

高家數 拾五軒

高家數 四拾六石三斗二升五合

高家數 貳百二拾七石

高家數 四拾軒

高家數 八拾四石

高家數 拾七軒

高家數 三拾三石

高家數 六軒

高家數 貳拾六石

高家數 七軒

高家數 百八拾一石二斗九升

高家數 三拾七軒

高家數 五百五拾七石三斗四合

高家數 拾八軒

高家數 七拾貳石

高家數 九軒

高家數 貳拾七石

高家數 三軒

高家數 四拾五石

高家數 六軒

高家數 三百拾六石五斗六升

高家數 五拾軒

高家數 二百七拾六石三斗九升

高家數 五拾軒

高家數 四拾石一斗七升

高家數 貳百三拾七石

高家數 百拾八石五斗

高家數 十四軒

高家數 百八石五斗

高家數 九軒

高家數 九軒

高家數 九軒

同郡芝崎村

篠田藤四郎支配所

井上程三郎知行所

香取郡多古村外五拾壹村組合

多古村 松平相模守領分

染井村

初鹿野 備後守知行

初鹿野兵右衛門知行

三木勘解由知行

井戸山村

大河内 相模守知行

松平安房守知行

吉田意安法印知行

笹山庄右衛門知行

鳥居甲斐守知行

瀬名源五郎知行

西古内村三宅與五郎知行

御所臺村松平熊三郎知行

寺作村

小田切 土佐守知行

三田順之助知行

高津原村

神保 數馬知行

高木清左衛門支配

大門村

松平安房守知行

瀬名源五郎知行

家高 數 七拾六石一斗六升

內

家高 數 六拾六石四斗一升

家高 數 九石七斗五升

家高 數 百九拾七石

內

家高 數 六拾五石六斗六升七合

家高 數 七軒

家高 數 六軒

家高 數 六拾五石六斗六升六合

家高 數 拾貳軒

家高 數 貳百九拾四石貳斗四升

家高 數 百七拾五石六斗七合

家高 數 貳拾貳軒

家高 數 四百五拾四石四斗

家高 數 四百四拾七石

家高 數 六拾壹軒

家高 數 四百貳拾三石六斗九升九合

家高 數 五拾八軒

家高 數 貳拾三石三斗壹合

家高 數 百拾八石九斗九升八合

內

檜木村

神保 數馬知行
高木清左衛門支配

出沼村

山岡但馬守知行
長谷川 鑛五郎知行
伏見忠四郎知行
三倉村 太田播磨守知行
谷三倉村右 同 斷
次浦村 本間縫殿助知行
飯笹村

松平 中務知行
本間縫殿助知行
間倉村

內

家高 數 三拾六石六斗一升四合

家高 數 六軒

家高 數 二拾七石四斗六升

家高 數 六軒

家高 數 拾八石三斗八合

家高 數 四軒

家高 數 同

家高 數 同

家高 數 貳百四拾九石六斗三升三合

家高 數 二拾貳軒

家高 數 貳百貳拾六石貳斗九合

家高 數 拾三軒

家高 數 百七拾二石

家高 數 貳拾貳軒

家高 數 三百拾貳石

家高 數 拾九軒

內

家高 數 八拾壹石
家高 數 七軒
家高 數 三拾五石五斗三升八合
家高 數 貳軒
家高 數 五拾三石三斗二升
家高 數 三軒
家高 數 三拾五石五斗三升八合
家高 數 貳軒
家高 數 同
家高 數 同
家高 數 七拾壹石六升六合
家高 數 三軒

遠山左衛門尉知行
石谷友之助知行
神尾山城守知行
山角磯之助知行
內藤重郎兵衛知行
伊野村 松平相模守領分
大原村 佐野鐵之進知行
東臺村 安藤治右衛門知行
中佐野村

堀 勤十郎知行
神尾山城守知行
石谷友之助知行
山角磯之助知行
內藤重郎兵衛知行
鳥居甲斐守知行

高家 八拾石
高家 拾壹軒
高家 百拾七石八斗七升
高家 拾壹軒
高家 三百石
高家 四拾六軒

内

高家 百拾石六斗六升
高家 拾九軒

高家 九拾八石一斗
高家 十五軒

高家 九拾一石貳斗四升
高家 拾貳軒

高家 千貳百拾七石九斗四升
高家 九拾三軒

高家 九拾九石八斗五合
高家 拾軒

高家 九百三拾八石
高家 百拾二軒

内

高家 八百四拾九石三斗八升七合
高家 百壹軒

高家 八拾八石六斗一升三合
高家 拾壹軒

高家 五百二拾七石
高家 百拾壹軒

高家 三百八拾四石一斗
高家 五拾貳軒

内

高家 貳百四拾七石四斗七升壹合
高家 三拾三軒

東佐野村初鹿野 備後守知行
五反田村小 栗 又一知行
林 村

有馬勇五郎知行

松下治郎太郎知行

中根定之助知行

牛尾村 松平相模守領分

千田村 大澤 主馬知行

舟越村

松平相模守領分

松平熊三郎知行

島 村 安藤治右衛門知行

水戸村

松平相模守領分

高家 七拾四石七斗四升四合
高家 拾壹軒
高家 六拾壹石八斗八升五合
高家 八軒
高家 百貳拾六石
高家 拾五軒

内

高家 九拾三石
高家 拾壹軒

高家 三拾三石
高家 四軒

高家 六百貳拾石貳斗三升
高家 五拾五軒

内

高家 四百六拾一石八斗九升
高家 四拾五軒

高家 百五拾八石三斗四升
高家 拾一軒

高家 三百九拾九石九斗九升一合
高家 三拾貳軒

内

高家 貳百石
高家 拾三軒

高家 百石
高家 拾二軒

高家 五十石八斗八升
高家 大軒

高家 拾九石
高家 壹軒

高家 拾八石五斗
高家 無民家持添

安藤治右衛門知行
松平小左衛門知行

石成村

神保數馬知行

本間縫殿助知行

前林村

堀 勤十郎知行

本多對馬守知行

一坪田村

佐々彌太郎知行

雨宮市左衛門知行

小林甚五左衛門知行

土屋勝四郎知行

近藤勘右衛門知行

高 無民家持添 七石壹斗壹升壹合
同 高 四石五斗
家 數 百六石四斗八升九合
拾七軒

內

弓氣 多榮之進 知行
堺 作左衛門 知行
一鍛田村

高 家 數 百壹石四斗八升九合
拾七軒
高 無民家持添 五石

高 家 數 八百拾貳石壹斗九升三合
百三拾四軒

高 家 數 百九拾五石三斗三升
拾八軒

高 家 數 貳百八拾五石六斗四升貳合
六拾軒

內

神 保 數 馬 知行
小田切 土佐守 知行
南中村 松平相模守 領分
南借當村右 同 斷
南並木村

高 家 數 貳百拾九石七斗五升七合
三拾七軒
高 無民家持添 三拾四石八斗貳升八合

同 高 壹石五升七合

高 家 數 三拾石

高 家 數 貳拾貳石貳斗貳合

高 家 數 九百四拾五石六斗九升
八拾六軒

高 家 數 八拾石壹斗壹升五合
九軒

松平相模守 領分
西尾小左衛門 知行
大森勇三郎 知行
日本寺 領
谷新田村永井 監物 知行
北中村 松平相模守 領分
南和田村松平小左衛門 知行

高 家 數 九百貳拾七石一斗八升一合
百四拾七軒

高 家 數 三百貳拾九石貳升七合
四拾壹軒

高 家 數 四百拾三石三斗七合
三拾四軒

高 家 數 七百四拾五石七斗壹升七合
百三拾軒

內

南玉造村松平相模守 領分
大堀村 右 同 斷
入山崎村右 同 斷
大寺村

高 家 數 貳百七拾四石三斗八升貳合
五拾三軒

高 家 數 貳百七拾四石壹斗九升貳合
同

高 家 數 百七拾貳石壹斗四升三合
貳拾四軒

高 無民家持添 貳拾五石

高 家 數 九百四拾壹石九斗九升四合
百拾五軒

內

中島三左衛門 知行
藪 泰一郎 知行
長田 鶴 吉 知行
小田切 土佐守 知行
飯高村

高 家 數 四百五拾五石九斗九升七合
三拾四軒

高 家 數 同 四拾五軒

高 家 數 三十石

高 家 數 百八拾三石四斗四升
貳拾八軒

內

中根定之助 知行
小川新九郎 知行
飯 高 寺 領
小高村

高 家 數 九拾三石八斗六升
拾軒

高家 八拾五石七斗五升
 高家 拾四軒
 高家 三石八斗三升
 高家 四軒
 高家 貳百五拾六石二斗六升三合
 高家 三十九軒
 高家 九拾壹石五斗參升壹合
 高家 拾八軒
 高家 三百八拾三石四升四合
 高家 三拾九軒

內

高家 百八石六斗五升七合
 高家 拾五軒
 高家 同
 高家 拾四軒
 高家 八拾四石五斗
 高家 拾軒
 高家 六拾四石六斗
 高家 無民家
 高家 拾六石六斗三升
 高家 無民家
 高家 九拾八石七斗二升
 高家 拾七軒

內

高家 四拾九石三斗六升
 高家 六軒
 高家 同
 高家 拾壹軒
 高家 五百五石
 高家 六拾八軒

內

堀 又十郎知行
 高木清左衛門支配
 金原村 坪内 舍人知行
 安久山村西尾 小左衛門知行
 坂村

篠山庄左衛門知行
 吉田意安法印知行
 新見八郎左衛門知行
 妻木德之助知行
 中根定之助知行

川島村

右 同 知行
 中島三左衛門知行

小川村

安藤治右衛門知行
 堀 甚五兵衛知行

方田村

原田秀之丞知行
 羽太權兵衛知行
 和田帶刀知行
 馬場錠三郎知行
 酒井采女知行

片子村
内山村

羽太權兵衛知行
 小川新九郎知行
 市川錠三郎知行
 長井龍太郎知行
 荒川貞次郎知行
 尾崎金之助知行

高家 三百六拾八石
 高家 五拾五軒
 高家 百三拾七石
 高家 拾三軒
 高家 貳百石五升四合
 高家 拾八軒

內

高家 六拾五石三斗五升
 高家 六軒
 高家 六拾六石五升四合
 高家 同
 高家 拾九石
 高家 無民家
 高家 西拾九石六斗五升
 高家 六軒
 高家 九拾三石貳斗七升
 高家 貳拾軒
 高家 九百八拾六石貳斗四升五合
 高家 七拾七軒

內

高家 百七拾三石七斗五升二合
 高家 拾三軒
 高家 九拾五石壹斗九升六合
 高家 三軒
 高家 四拾七石六斗貳升
 高家 九軒
 高家 同
 高家 六拾貳石
 高家 四軒
 高家 百拾石
 高家 八軒

高家 三拾八石七斗三升七合
 高家 貳軒
 高家 百六拾四石三斗
 高家 四軒
 高家 三拾五石三斗七升
 高家 拾壹軒
 高家 貳拾七石
 高家 三軒
 高家 百貳拾三石六斗
 高家 七軒
 高家 六拾壹石五斗
 高家 同
 高家 千百六拾八石五斗六升八合壹夕
 高家 百貳軒

内

高家 貳百石
 高家 貳拾六軒
 高家 百三石七斗六升六合
 高家 五軒
 高家 貳百石
 高家 拾八軒
 高家 同
 高家 拾五軒
 高家 同
 高家 同
 高家 拾九軒
 高家 同
 高家 六拾三石壹斗七升貳合七夕
 高家 四軒
 高家 壹石六斗貳升九合四夕
 高家 無民家
 高家 貳萬九千九百六拾六石五合七夕貳才
 高家 貳千參百貳拾貳軒

松崎村

榑原 主計知行
 中根 七左衛門知行
 妻木 德之助知行
 權太 遠江守知行
 松田 倍三郎知行
 伊丹 彌五郎知行

海上郡 萬歲村外參拾參村組合
香取郡

森川 鐵太郎知行
 中山 藤兵衛知行
 内藤 源助知行
 三木 勘解由知行
 美濃 部左近知行
 牧野 小田次知行
 加藤 佐七郎知行
 高木 清左衛門支配

此 譯

高家 貳千四百六拾石壹斗八升貳合
 高家 貳百貳軒
 高家 千百五拾七石七斗六升七合
 高家 貳拾壹軒
 高家 六百三拾三石七斗壹升貳合
 高家 五軒
 高家 六百貳拾六石八斗三升壹合貳夕
 高家 百八拾軒

内

高家 七拾四石壹斗四升八合七夕
 高家 三拾三軒
 高家 五百五拾貳石六斗八升貳合五夕
 高家 百四拾七軒
 高家 千九拾四石七斗六升九合三夕貳才
 高家 貳百六拾四軒

内

高家 四百五拾五石八斗
 高家 百拾六軒
 高家 百拾石壹斗壹升貳合
 高家 三拾八軒
 高家 三百八拾五石三斗貳升貳合
 高家 八拾六軒
 高家 百拾三石五斗三升九合三夕貳才
 高家 貳拾四軒
 高家 三拾石
 高家 百四拾七石貳斗六升八合
 高家 四拾三軒

内

香取郡 萬力村 清水 御領知
 同郡 秋田村 右 同 斷
 同郡 米持村 右 同 斷
 同郡 飯塚村

右 同 斷
 青山 伊賀守知行
 同郡 鑄木村

清水 御領知
 小田切 土佐守知行
 原田 秀之丞知行
 本目 金之助知行
 御朱 印地光明寺領
 同郡 南堀之内村

家高 千四百壹石壹斗五升貳合
 家高 四拾貳軒
 家高 六百拾石九斗八升八合
 家高 拾六軒
 家高 貳千貳拾七石七斗五升八合
 家高 九拾七軒
 家高 貳百貳拾三石壹斗三升一合
 家高 七拾四軒
 家高 百四拾九石貳斗九升壹合
 家高 六拾軒
 家高 四百拾八石
 家高 五拾七軒

内

家高 百貳拾八石
 家高 拾八軒
 家高 同
 家高 同
 家高 百六拾貳石
 家高 貳拾壹軒
 家高 三百九拾六石六斗六升三夕
 家高 四拾五軒

内

家高 五拾石
 家高 五拾軒
 家高 百七拾三石三斗八升貳合
 家高 二拾六軒
 家高 百七拾三石貳斗七升八合三夕
 家高 拾四軒
 家高 三百六拾石三斗八升五合五夕五才
 家高 五拾三軒
 家高 貳百四拾五石一斗四升六合貳夕五才
 家高 二拾八軒

海上郡幾世村 堀田備中守領分
 同郡大間手村 右 同 斷
 同郡清瀧村 板倉伊豫守領分
 同郡岩井村 青山伊賀守知行
 同郡松ヶ谷村 右 同 斷
 同郡粟野村 以下本書に同郡とあり
 香取郡の誤なり

中川勘三郎知行
 杉田鐵太郎知行
 青木郷三郎知行
 同郡溝原村

保科彈正忠領分
 佐野鐵之助知行
 夏目良助知行
 同郡櫻井村 筒井鐵太郎知行
 同郡神田村 右 同 斷

家高 貳百五拾七石八升五合
 家高 三拾六軒

内

家高 百貳拾壹石壹斗八升三合四夕八才
 家高 拾四軒
 家高 百三拾五石九斗壹合五夕貳才
 家高 貳拾貳軒
 家高 貳百九拾八石壹斗六升五合貳夕
 家高 三拾六軒
 家高 九百六拾三石八斗九升一合
 家高 八拾四軒

内

無民家 百貳拾九石九斗八升
 家高 貳百六拾石六斗三升六合
 家高 三拾壹軒
 家高 五百七拾三石貳斗七升五合
 家高 五拾三軒
 家高 百五拾九石五合七夕
 家高 貳拾軒
 家高 貳百貳拾六石貳斗四升九合五才
 家高 四拾貳軒

内

家高 百拾壹石三斗壹升四夕
 家高 貳拾壹軒
 家高 百拾四石九斗三升九合一夕
 家高 同
 家高 五百七拾七石九斗五升五合
 家高 百三拾軒

内

同郡和田村

筒井辨之助知行
 筒井鐵太郎知行
 同郡船戸村 筒井辨之助知行
 同郡米込村

高木清左衛門支配
 板倉伊豫守領分
 伊藤鑄次郎知行
 同郡大友村 中根定之助知行
 同郡大久保村

板倉伊豫守領分
 山崎鎮次郎知行
 同郡小南村

高家 五百拾八石壹斗三升
 高家 百拾六軒
 高家 五拾九石八斗貳升五合
 高家 拾四軒
 高家 三百八拾九石壹斗八升五合
 高家 拾五軒
 高家 千四百八拾三石九合
 高家 百五拾壹軒

內

高家 千貳百三拾壹石五斗三升貳合
 高家 百貳拾五軒
 高家 貳百五拾壹石四斗七升七合
 高家 貳拾六軒
 高家 貳千八百三拾八石四斗五升一合
 高家 貳百拾七軒

內

高家 貳千六百貳石六斗六升九合
 高家 百九拾壹軒
 高家 貳百三拾五石七斗八升貳合
 高家 貳拾六軒
 高家 壹萬四百拾壹石九斗貳升五合九夕六才
 高家 貳千七百七拾貳軒

此 譯

高家 三千八百貳拾七石五斗四升一合
 高家 千四百四拾軒

內

高家 千六百六拾貳石四斗五升貳合
 高家 無民家持添
 高家 貳千六百六拾四石六斗八升九合
 高家 千四百四拾軒

佐野鐵之進知行
 數 泰一郎知行

同郡八重穗村 板倉伊豫守領分

同郡夏目村

板倉伊豫守領分
 榊原勝次郎知行

同郡萬歲村

板倉伊豫守領分
 吉川一學知行

香取郡佐原村外八村組合

佐原村

高木清左衛門支配
 津田鐵太郎知行

高家 千六百六拾四石九斗貳升七合
 高家 百八軒

內

高家 百拾三石六斗三升九合
 高家 無民家持添
 高家 七百七拾壹石貳斗八升八合
 高家 四拾九軒
 高家 貳百八拾石
 高家 五拾九軒
 高家 千六百七拾石八升三合貳才
 高家 貳百八拾七軒

內

高家 百貳拾四石五斗八升七合
 高家 無民家持添
 高家 千八百八拾七石七斗四升四合貳才
 高家 百拾三軒
 高家 貳百七石四斗貳升貳合
 高家 百壹軒
 高家 百五拾石三斗三升
 高家 七拾三軒
 高家 千七百三拾壹石壹斗貳升八合三才
 高家 百八拾貳軒

內

高家 三百六拾六石三升壹合
 高家 無民家
 高家 四拾石
 高家 八軒
 高家 四百七十九斗四升五合四夕
 高家 五拾五軒
 高家 五拾石
 高家 七軒

篠原村

高木清左衛門支配
 小笠原順三郎知行
 堀 信若知行

津宮村

高木清左衛門支配
 小笠原順三郎知行
 堀 三左衛門知行
 加藤修理知行

大倉村

高木清左衛門支配
 後藤勝次郎知行
 近藤勘七郎知行
 高木五兵衛知行

高家 五拾石
 高家 四軒
 高家 同
 高家 八軒
 高家 六拾石
 高家 貳軒
 高家 六拾五石八斗壹升四合三夕
 高家 拾壹軒
 高家 貳拾四石七斗
 高家 拾貳軒
 高家 三拾四石
 高家 六拾石
 高家 六拾軒
 高家 五百貳拾貳石六斗三升七合三夕三才
 高家 五拾九軒
 高家 六百三拾五斗六升四合
 高家 三拾壹軒

内

岩ヶ崎村

遠山久四郎知行
 渡邊房次郎知行
 本田金五郎知行
 新見育太郎知行
 岡部内記知行
 伊吹市左衛門知行
 五味藤藏知行
 小笠原順三郎知行

高家 拾五石七斗五合
 無民家持添
 高家 六百拾四石八斗五升九合
 高家 三拾壹軒
 高家 三百拾壹石五升六合
 高家 貳拾八軒

内

所村

高木清左衛門支配
 小笠原金十郎知行
 津田鐵太郎知行
 鳥居甲斐守組與力給知

新市場村

高家 拾五石九斗壹升五合七夕
 無民家持添
 高家 三拾壹石五斗三升
 高家 六軒
 高家 五拾六石貳升三合
 高家 七軒
 高家 百八拾四石六斗貳升貳合七夕
 高家 拾九家
 高家 四百九拾四石壹斗七合三夕
 高家 三拾八軒
 高家 貳百九石七斗八升九合
 高家 貳拾軒

内

新邊村

高木清左衛門支配
 中根定之助知行
 山田清之助知行
 中山鎮之丞知行
 中山藤兵衛知行

高家 三石三斗壹升壹合
 無民家持添
 高家 貳百石四斗七升八合
 高家 貳拾軒
 高家 八拾四石四斗九合貳夕壹才
 高家 六軒

内

釜塚村

高木清左衛門支配
 永井監物知行

高家 壹石三斗六升三合
 無民家持添
 高家 八拾三石四升六合貳夕壹才
 高家 六軒
 高家 四千五百九拾貳石六斗五升
 高家 七百貳拾壹軒

此

香取郡上之島村外拾貳ヶ村組合

高家 八百五拾六石五斗壹升五合
 高家 百拾貳軒

香取郡西代村高木清左衛門支配所

家高 數 百三拾貳石八斗四升八合
 家高 數 四拾九軒
 家高 數 五拾貳石貳斗四升貳合
 家高 數 七軒
 家高 數 四百貳拾四石六斗貳升八勺
 家高 數 六拾六軒
 家高 數 百拾八石七斗九升八合
 家高 數 貳拾七軒
 家高 數 四百四拾四石七斗六升八合
 家高 數 四拾五軒
 家高 數 貳百貳拾五石八斗壹升三合
 家高 數 貳拾貳軒
 家高 數 三百五拾貳石六斗六升
 家高 數 六拾一軒
 家高 數 百六拾九石八斗七升六合
 家高 數 貳拾八軒
 家高 數 六百六石貳斗三升壹合
 家高 數 八拾三軒
 家高 數 五百五拾七石五斗三升六合
 家高 數 百拾五軒
 家高 數 貳百貳拾三石貳斗四升三合
 家高 數 四拾六軒
 家高 數 六百貳拾七石四斗九升貳合
 家高 數 六拾軒
 家高 數 五千貳百四拾三石四斗四升九合三勺
 家高 數 四百貳拾八軒

此 譯

家高 數 三百石壹升
 家高 數 貳拾軒
 家高 數 百六拾六石七斗四升貳合
 家高 數 拾貳軒
 家高 數 百三拾石壹斗四升
 家高 數 九軒

同郡長島村 右 同 斷
 同郡中島村 右 同 斷
 同郡八筋川村 右 同 斷
 同郡下杭村 右 同 斷
 同郡三島村 右 同 斷
 同郡堺島村 右 同 斷
 同郡大島村 右 同 斷
 同郡中洲村 右 同 斷
 同郡加藤洲村 右 同 斷
 同郡扇島村 右 同 斷
 同郡磯山村 右 同 斷
 同郡上之島村 右 同 斷
 香取郡伊能村外九ヶ村組合
 關 村 鍋島内匠頭組與力給知
 稻荷山村神 保 數 馬知行
 中野村 右 同 斷

家高 數 三百八拾六石七斗七升九合八勺
 家高 數 三拾八軒
 家高 數 四百六拾九石七斗貳升三合五勺
 家高 數 四拾六軒
 家高 數 三百石
 家高 數 貳拾壹軒
 家高 數 六百三拾石
 家高 數 四拾貳軒
 家高 數 三百石五升四合
 家高 數 三拾壹軒
 家高 數 五十八石
 家高 數 七軒
 家高 數 貳百四拾貳石五升四合
 家高 數 六拾四軒
 家高 數 七百五拾石
 家高 數 六拾六軒
 家高 數 三百五拾石
 家高 數 三拾七軒
 家高 數 四百石
 家高 數 二十九軒
 家高 數 千八百拾石
 家高 數 百四拾三軒

内

内

成井村 右 同 斷

吉岡村 鳥居甲斐守組與力給知

臼作村 伊丹彌五郎知行

松子村 堀 金十郎知行

堀籠村

鍋島内匠頭組與力給知

松平新九郎知行

津富浦村

本多對馬守知行

堀 金十郎知行

伊能村

青山伊賀守知行

上田順之助知行

新見八郎左衛門知行

家高 數 同 百九拾八石
家高 數 貳萬五千八百八拾四石七斗九升六合八勺四才
家高 數 三千貳百八拾壹軒

此 譯

家高 數 六百八拾四石五斗貳升
家高 數 三百五拾軒

內

高 無民家持添 五石五斗五升貳合
家高 數 六百七拾五石九斗六升八合
高 數 三百五拾軒
高 數 三石

家高 數 三百五拾六石四斗二升
家高 數 四拾貳軒
家高 數 四百貳拾六石八斗貳升
家高 數 貳拾八軒

內

家高 數 三百九拾七石九斗四升
家高 數 貳拾七軒
家高 數 貳拾八石八斗八升
家高 數 壹軒
家高 數 貳百五拾壹石貳斗七升貳合三勺三才
家高 數 四拾九軒
家高 數 千貳百五拾三石 笹川組高共
家高 數 貳百三拾六軒

內

家高 數 四百七拾三石八斗三升
家高 數 百六軒

大森 鐵五郎 知行

香取郡小見川村外五十五村組合本書に五拾壹村となすは誤る

小見川村

高木清左衛門支配

內田豐後守領分

御朱印地正福寺領

平山村 水野越前守領分

高部村

本目賀八郎知行

青山七右衛門知行

新宿村 小澤牛右衛門知行

須賀山村

中根定之助知行

家高 數 三百七拾四石四斗五升六合五勺
家高 數 六拾貳軒
家高 數 三百五拾七石七斗九升壹合壹勺
家高 數 六拾三軒
家高 數 四拾六石九斗貳升貳合四勺
家高 數 五軒
家高 數 四百三拾八石五升六合
家高 數 七拾三軒

內

家高 數 百七拾六石四斗五升三合
家高 數 拾九軒
家高 數 貳拾石
家高 數 三軒
家高 數 貳拾五石六斗貳升三合
家高 數 二軒
家高 數 三拾石
家高 數 九軒
家高 數 百五拾石
家高 數 三拾貳軒
家高 數 三拾五石九斗八升
家高 數 八軒
家高 數 千八百石
家高 數 二百七軒

內

家高 數 五百石
家高 數 五拾六軒
家高 數 六百石
家高 數 七拾壹軒
家高 數 七拾石
家高 數 八拾軒

第四編 町 村 誌

川口主 稅知行
石河土佐守知行
石尾 織部知行

羽斗村

兼松又四郎知行

多田 錄之助知行

楫斐與右衛門知行

多田 三八知行

內藤十郎兵衛知行

板倉伊豫守領分

府馬村

依田 數馬知行

內藤平十郎知行

御朱印地修徳院領

進藤三左衛門知行

家高 數 貳百六拾四石四斗九升六合四夕
廿三軒

內

家高 數 貳百石
拾六軒

家高 數 五拾三石七斗壹升三合四夕
六軒

家高 數 四石四斗三升
壹軒

家高 數 四石五斗
無民家

同 高 數 壹石八斗五升三合
無民家

家高 數 貳百八拾九石五斗四升
三拾八軒

家高 數 貳百拾貳石
貳拾軒

家高 數 百壹石壹斗四升
拾壹軒

家高 數 四拾貳石四斗
五軒

家高 數 拾六石五斗
二軒

家高 數 七石五斗
無民家

家高 數 六百五拾貳石八升三合
五拾貳軒

家高 數 三拾三石八斗九升四合
無民家

古内村

新見八郎左衛門知行

菅沼愛之助知行

高木清左衛門支配

中根鑑五郎知行

三宅與五郎知行

志高村

坂部三十郎知行

山田清之助知行

松平芳作知行

内藤十郎兵衛知行

山角市左衛門知行

虫幡村

高木清左衛門支配

家高 數 四百五拾七石九斗貳升七合
三拾九軒

家高 數 百六拾石貳斗六升貳合
拾三軒

家高 數 四百八拾三石貳斗五升
三拾八軒

家高 數 百四拾五石貳斗五升
拾軒

家高 數 百三拾八石
五軒

家高 數 百拾貳石九斗八升
拾三軒

家高 數 八拾七石九升二合
拾軒

家高 數 二百二拾九石五斗四升四合八夕
二拾貳軒

家高 數 拾七石九斗六升五合八夕
貳軒

家高 數 百三石五斗七升九合
九軒

家高 數 五拾石
五軒

家高 數 四軒
五拾八石

家高 數 七軒
五百七拾七石八斗八升五合

家高 數 三拾六軒
貳百二拾壹石六斗八升貳合

家高 數 九軒

家高 數 百二拾壹石六斗八升貳合

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

家高 數 九軒

米之井村

水野越前守領分

内田豊後守領分

加藤修理知行

田附鐵太郎知行

青木邦三郎知行

榊原主計頭知行

山川村

高木清左衛門支配

中根鑑五郎知行

菅沼三十郎知行

伊吹市右衛門知行

白井村

青山伊賀守知行

高家數 四百五拾六石貳斗三合
 貳拾七軒
 高家數 貳百四拾六石六斗六升六合
 三拾五軒
 高家數 百貳拾八石八斗九升七合
 三拾五軒
 高家數 二百三拾四石九斗三升七合
 拾四軒

內

高家數 九拾九石壹斗四升六合
 五軒
 高家數 百貳石五斗七升
 六軒
 高家數 貳拾石貳斗五升壹合
 壹軒
 高家數 拾貳石九斗七升
 貳軒
 高家數 四百九拾壹石
 五拾軒
 高家數 六百七拾石四斗八升五合
 七拾三軒

內

高家數 貳百石
 貳拾五軒
 高家數 同
 拾四軒
 高家數 貳百七拾石四斗八升五合
 三拾四軒
 高家數 五百九石六斗八合
 四拾軒

內

酒井采女知行
 八本村 大久保六右衛門知行
 川上村 堀三五郎知行
 龍谷村

水野越前守領分
 揖斐與右衛門知行
 兼松又四郎知行
 山角與左衛門知行
 竹之內村 水野越前守領分
 小見村

武田鎗三郎知行
 春田與八郎知行
 菅沼愛之助知行
 木之內村

高 無民家持添 三拾四石四斗貳升四合
 高家數 四百六拾八石壹斗八升四合
 四拾軒
 高 七石

高家數 五百七石三升貳合三夕
 七拾貳軒

內

高家數 貳百三拾石九斗四升九合四夕九才
 三拾九軒
 高家數 百貳拾四石三升六合貳才
 拾四軒
 高家數 六拾三石八斗九升六合四夕
 八軒
 高家數 五拾三石四斗三升貳合六夕九才
 六軒
 高家數 貳拾壹石五斗七升貳合五夕
 三軒
 高家數 拾三石壹斗四升五合貳夕
 二軒
 高 無民家 百石
 高家數 百五拾五石九升四合
 三拾軒

內

高家數 拾五石三合五夕八才
 參軒
 高家數 百四拾石九升四夕貳才
 貳拾七軒
 高家數 貳百四拾八石七斗三升五合
 五拾貳軒

下小川村

高木清左衛門支配
 水野越前守領分
 御朱印地木内大明神領

本目金之助知行
 須田虎之助知行
 近藤平三郎知行
 小野佐渡守知行
 松平新九郎知行
 青木邦三郎知行
 中沼村 高木清左衛門支配
 高野村

桐谷村 高木清左衛門支配
 深谷遠江守知行